

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

**確定拠出年金法等の一部を改正する法律案
について承認を求めるの件外四件**

貿易の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン

和国との間の協定の締

—

同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君　たたいま議題となりました確定版の出年金法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

れ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

に、老後に向けた個人の自助努力を行なう環境を整備するため、所要の措置を講じようとするもの

で、その主な内容は、

して、設立手続等を簡素化した簡易型確定拠出年金制度と、事業主による個人型確定拠出年金への

掛金の納付制度を創設する」と、

第二回 国民年金の第三号被保険者 企業年金
加入者及び公務員等共済加入者について個人型確
定期出三月二日

第三に、確定拠出年金の加入者に対する継続的

な投資教育の実施を事業主の努力義務とするとともに、加入者に提示する運用商品数の上限の設定

等の措置を講じる」とい
等であります。

本案は、去る八月三日本委員会に付託され、五

し、二十一日から質疑に入り、二十八日質疑を終

局いたしました

と同様、確定拠出年金における元本確保型商品の選定を義務づけることとする修正案が提出され、

趣旨説明を聴取いたしました。

<p>行つた結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。</p> <p>なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。</p>
<p>○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p>
<p>日程第三 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>日程第四 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>日程第五 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>日程第六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール政府との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>日程第七 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公國との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>○議長(大島理森君) 日程第三、投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件</p> <p>○土屋品子君 「土屋品子君登壇」</p> <p>つきまして、外務委員会における審査の経過及び本件の審査結果について、外務委員会の報告書</p>

結果を御報告申し上げます。

まず、日・カザフスタン投資協定は、平成二十六年十月二十三日にアスターにおいて、日・ウクライナ投資協定は、平成二十七年二月五日にキエフにおいて、それぞれ署名されたもので、我が国とカザフスタン及びウクライナとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の許可後の投資家及び投資財産の保護等について定めるものであります。

次に、日・ウルグアイ投資協定は、平成二十七年一月二十六日にモンテビデオにおいて署名されたもので、我が国とウルグアイとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の許可後の投資家及び投資財産の保護について定めるとともに、投資の許可段階の内国民待遇等についても定めるものであります。

次に、日・カタール租税協定は、平成二十七年二月二十日に東京において署名されたもので、我が国とカタールとの間で二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであります。

最後に、日・ルクセンブルク社会保障協定は、平成二十六年十月十日に東京において署名されたもので、我が国とルクセンブルクとの間で年金制度、医療保険制度等に関する法令の適用について調整を行うとともに、両国の年金制度の加入期間を通算すること等について定めるものであります。

以上五件は、五月二十一日外務委員会に付託され、翌二十二日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。去る八月二十八日、質疑を行い、質疑終局後、まず、日・カザフスタン投資協定、日・ウクライナ投資協定、日・ウルグアイ投資協定及び日・カタール租税協定について、討

論の後、順次採決を行つた結果、四件はいずれも賛成多数をもつて承認すべきものと議決し、次に、日・ルクセンブルク社会保障協定について採決を行つた結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長北川知克君。

湖の保全及び再生に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。
まず、日程第三ないし第六の四件を一括して採
決いたします。

○北川知克君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申上げます。

○議長（大島理経君） 日程第九、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

委員長報告のとおり、必ずしも賛成の請君の起立を
求めます。

四件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

本案は、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、四件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

第一に、主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に関する実施すべき施策を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めなければならぬこと、
第二に、滋賀県は、同基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画を定めることがで

君。委員長の報告を求めます。内閣委員長井上信治
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律の一部を改正する法律案^立び同報告書〔本号末尾に掲載〕

○議長（大島理森君） 日程第十、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

議長（大島理森君） 日程第十、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

第三に、国は、同計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずること、

〔井上信治君登壇〕

委員長の報告を求めます。農林水産委員長江藤拓君。

○議長(大島理森君) 日程第八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

第四に、主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長は、琵琶湖保全再生実施策の推進に関して必要な事項について協議を行ふため、琵琶湖保全再生推進協議会を組織することができること

び結果を御報告申し上げます。

本案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するためには、公共施設等運営権者の職員

水産省関係法律の整備に関する法律案及び同
報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

本案は、去る一日の環境委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とする」とに決したものであります。

して在職した後引き続いて國の職員となつた場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

本案については、去る八月六日本委員会に付託され、翌七日甘利國務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日仙台空港の視察を行いました。次いで、昨九月二日に質疑を行い、質疑終局後

○江藤拓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、農業・食品産業技術総合研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

基金について役職員の秘密保持義務に係る規定の整備等を行おうとするものであります。

本案は、去る八月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨九月二日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第十一 公認心理師法案(文部科学委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第十一、公認心理師法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長福井照君。

公認心理師法案
〔本号末尾に掲載〕

○福井照君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申しあげます。

本案は、近時における国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、公認心理師の資格を定めることにより、その業務の適正を図り、もつて国民の心の健康の保持増進に寄与しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、公認心理師とは、登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析等を行うことを業とする者をいうこととしております。

第二に、公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が一定の受験資格を有する者に對して試験を実施することとしております。

なお、主務大臣については、文部科学大臣及び厚生労働大臣としております。

第三に、公認心理師においては、信用失墜行為を禁止し、及び秘密保持義務を課すとともに、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たなければならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならないこととされています。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、昨二日、文部科学委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について、趣旨の説明を求めるに付し、技能実習制度を定めることとしております。

第一に、実習実施者が、技能実習生ごとに、かつ技能実習の段階ごとに作成する技能実習計画について、主務大臣の認定を受ける仕組みを設けた上、修得した技能等の評価を行うこととするここと等により、制度の趣旨に沿った運用の確保を図ることとしております。

第二に、実習実施者及び監理団体が、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について重要な役割を果たすことにしており、監理団体の許可の制度を設けるとともに、これらの者に対する主務大臣の立入検査、改善命令、許可取り消し等の権限を定め、技能実習制度の適正化を図ることとしております。

第三に、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する所要の罰則を規定すること等により、技能実習生の保護を図ることとしております。

第四に、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する所要の罰則を規定すること等により、技能実習生の保護を図ることとしております。

第五に、外国人技能実習機構を認可法人として新設する枠組みを設け、技能実習計画の認定及び監理団体の許可に関する事務、実習実施者及び監理団体に対する実地検査、技能実習生に対する相談及び援助等を行わせることとしております。

第六に、制度拡充の一環として、現在技能実習は二段階となつてますが、新たに第三段階を設け、第二段階の目標を達成した者は、この第三段階に進み、優良な実習実施者及び監理団体のもとで、より高度な技能実習を行ふことを可能にすることとしております。

そこで、技能実習を実施する実習実施者やその実施を監理する監理団体に対し必要な規制を設け、管理監督体制を強化することも、技能実習生の保護に係る措置等を定め、あわせて優良な実

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

最後に、この法律案の施行期日は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日としておりますが、外国人技能実習機構の設置等に関する規定については、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

↓
↓
↓

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案(内閣提出)の趣旨

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。鈴木貴子君。

[鈴木貴子君登壇]

○鈴木貴子君 民主党の鈴木貴子です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

改めて今回の法案名に目を向けると、技能実習の適正な実施と並んで、技能実習生の保護に関するところが、これまでのところは、制度の運用と本来目指す目的とがいかにかけ離れたものであつたのか、端的に示しているのではないでしょうか。しかしながら、法案が提出されたからは、指摘される問題点に与野党を超えて真摯に向き合って、制度の創設以来積み上がつてきた課題や問題点をこれ以上放置することなく解決していくとの思いで質問をさせていただきます。

まず、本法案の立法趣旨を改めて確認させていただきます。

提案理由では、技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担うこと

などを確認し、この制度が我が国の国際貢献において重要な役割を果たしていることを評価しています。

しかし、それに続けて、同制度に関しては、制度の趣旨を理解せず、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われており、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がありと、本来の趣旨に沿わない実態についてみずから指摘をしています。この指摘は真っ当です。

しかし、この記述では、問題を、制度利用者もしくは団体の理解不足に責任の所在を転嫁している感が否めません。

平成五年に制度がスタートしてから二十年以上がたつおり、こうした制度の悪用を放置してきたことを政府みずからがまずは素直に認めることが、そして、反省することが必要ではないでしょうか。法務大臣、厚生労働大臣の見解を伺います。

提案理由説明では、こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用を促進するため、制度の拡充を図ると書かれています。あくまで前提条件は充実化です。国際社会に貢献するという大義のためにも、拡充策は制度の適正化が着実となつてから施行すべきであると考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

「日本再興戦略」改訂二〇一五で、介護など新たな対象とした理由もお答えください。

説得力のある説明がなければ、既に指摘されている安価な労働力の確保とも見えるこの拡充政策は、国際社会から利己的と批判され、安倍政権が目指す世界から信頼される国、これからほど遠いものになるのではないかでしょうか。

私も介護施設の皆さんから、募集しても集まらない、現場の負担はピークに来ている、利用者さんにも迷惑がかかっている、そういうった窮状をよく耳にするものです。特に、介護の分野では時に命や尊厳にも密接にかかわることから、労働力の確保は死活問題であり、早急に対応が必要です。

しかし、労働力不足の解消は、制度の趣旨を踏み越え技能実習の名目で対応するのではなく、ま

た、発展途上国から訪れる実習生の弱い立場を利

用するのではなく、正面から議論をしていくべき

名を変えた上で、技能実習の対象職種の追加を表明されています。

技能実習制度から安価な労働力確保というイメージ拭いたいのか、政府も外国人材の活用から活躍に微修正をされておりますが、今回、新たに対象となることが検討されている介護は、まさに今、国内における人材不足が問題となっています。

また、去年四月には、東京オリンピックが開かれる二〇二〇年度までの时限措置として、人手不足などの影響から入札不調が相次ぎ建設業において即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを取りまとめました。

そこで、厚生労働大臣にお尋ねをします。外国人技能実習制度の目的は労働力の確保ではないといまだに、いやこれでも言い切るのか、それとも、実のところは労働力の確保ではないのか、正直にお答えください。

それとも、実のところは労働力の確保ではないのか、正直にお答えください。

また、「日本再興戦略」改訂二〇一五で、介護など新たに対象とした理由もお答えください。

説得力のある説明がなければ、既に指摘されて

いる安価な労働力の確保とも見えるこの拡充政策

は、国際社会から信頼される国、これからほど遠い

ものになるのではないかでしょうか。

私も介護施設の皆さんから、募集しても集ま

らない、現場の負担はピークに来ている、利用者

さんにも迷惑がかかっている、そういうった窮状をよ

く耳にするものです。特に、介護の分野では時に

命や尊厳にも密接にかかわることから、労働力の

確保は死活問題であり、早急に対応が必要です。

しかし、労働力不足の解消は、制度の趣旨を踏

み越え技能実習の名目で対応するのではなく、ま

た、発展途上国から訪れる実習生の弱い立場を利

用するのではなく、正面から議論をしていくべき

です。

例えば、さきに挙げた人材難の要因の一つとさ

れる介護職員の賃金は、平均月額二十二万円で

す。全産業平均よりも十万円も低いとされていま

す。高齢化社会の中で確実に需要がふえると見越

される介護職員の抜本的な待遇の改善がま

ずは先だと考えますが、厚生労働大臣の見解を求

めます。

対象職種に介護を加えるのは、日本の介護技術

を海外でも生かしてもらうためともし言うのであ

れば、日本語の習得が前提の国内への受け入れで

はなく、指導者が技能移転先、つまりは送り出し

国地域に派遣する方がよっぽど国際貢献において

は効果的であり、また効率的ではないか、このよ

うに考えますが、厚生労働大臣の見解を求めま

す。

労働力不足の根本的な解決がなければ、技能実

習の名のもとでの労働力確保はなくなりません。

国内対策を講じ、また、送り出し国がどのような

技術を取得したいのかというニーズに照らし、技

能実習を本来の趣旨に沿つた制度につくり直すべ

きではないでしょうか。厚生労働大臣の見解を求

めます。

さて、制度の趣旨をいま一度考えるべきは、受

け入れ国である日本だけでなく、それは送り出し

国も同様です。

実習生帰国後のフォローアップ調査の回収率が

わずか一〇%といふことも指摘せざるを得ません

が、そのわずかな回答の中にも、注視すべき課

題、そしてまた送り出し国が抱える厳しい現状と

いうものが見えてきます。

本制度のどのようなどころを評価するのかとい

う問い合わせでは、日本企業が誇るべき特質である高度

な技能、品質管理、生産管理や安全管理を評価す

るという回答が四割。これは、日本でためたお金

と答えた六割の声を下回る評価です。高度な技能移転と言えない実態に、制度としての適正の欠如が見えます。

国際貢献というならば、いかにきめ細かな教育をしていくのか、実習そのものの質へと目を向けていくべきではないでしょうか。

質の向上を図りつつ、延長ありきではなく、技術移転の推進に資する適切な実習期間を考えるべきだと思いますが、厚生労働大臣、いかがでしょか。

技能移転を着実なものとする目的、そして送り出し機関による不当な金銭の徴収などをなくすためには、送り出し国との協力のもと、水際対策も必要です。

しかし、今回の法案では、二国間協定に関する規定すら触れられていません。二国間協定の締結を明確に打ち出すべきではないでしょうか。法務大臣とともに、対外交渉を担う外務大臣に見解を伺います。

次に、新たに設立を目指すとする外国人技能実習機構についてお尋ねします。年間五万人程度の実習生があり、人數分の実習計画の認定、全国に三万二千ある監理団体と実習事業所の検査、個別の相談や援助、そしてまた言葉の壁もあるでしょう。業務は複雑かつ膨大です。

今では世界から人身取引とまで酷評されているこの実習制度の現状を改めるには、本部に八十名、そしてまた地方に二百五十名という体制ではいさざか心もとないと思いますが、円滑かつ実効性を伴つた管理運営をどのように考えていいか、厚生労働大臣にお尋ねをいたします。

労働は、商品にあらず。今から七十年前に採択された、ILO、国際労働機関の基本理念であるフライデルフィア宣言の一節です。

それは、労働があたかも商品であるかのよう

施機関二千三百十八事業所に対し監督指導を行つたところ、約八割が、安全衛生関係、労働時間、賃金不払いなどの労働関係法令違反が指摘をされています。

こうした実情からも、実習実施機関も届け出制ではなく、監理団体同様に許可制にすべきと考えますが、厚生労働大臣、いかがでしょうか。

また、人権や待遇に関して実習生から不適正事例が申告された場合には、強制帰国やさらなる不当な扱いから守るために、実習先の変更など、実習が継続できるよう保障する制度を設けるべきだと考えます。法務大臣にお尋ねをいたします。

また、実習生に支払われる賃金も大きな問題です。ある調査では、ベトナムからの実習生がふえている中、実習の前後では、日本によい印象を持つ人が四割も減ったというデータがあります。その大きな理由として、安い給料が挙げられています。

現行制度でも、日本人が従事する場合の報酬と同額以上とされています。が、しかし、その実態は、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われてと提案説明でもあるように、最低賃金レベルです。

適正な評価のものとに賃金が支払われることを担保するため、日本人労働者に支払われる賃金額を提示し、賃金設定の客観的な説明義務を課すこと

と、また、日本人労働者と同等額を確保すべきと法案で明記してはいかがでしょうか。厚生労働大臣にお尋ねをします。

結びに。

労働は、商品にあらず。今から七十年前に採択された、ILO、国際労働機関の基本理念であるフライデルフィア宣言の一節です。

それは、労働があたかも商品であるかのよう

に、時に使いたいときに使われ、切りたいときに切られ、消耗させられたという反省があるからです。どんな時代にも、誇りと尊厳が伴わない労働も、その先に繁栄はありません。

技能実習生は、安価な労働力にあらず。国内外からの厳しい声をしつかりと受けとめ、実際に目を向け、声なき声に耳を傾けながら、真摯な審議をしていくことを皆様に呼びかけさせていただぎ、私の質問を終わらせていただきます。

また、実習生に支払われる賃金も大きな問題です。ある調査では、ベトナムからの実習生がふえていたします。

○國務大臣(上川陽子君登壇) 鈴木貴子議員にお答えください。

〔國務大臣上川陽子君登壇〕

日本が世界の中で裸の王様にならないように、現実に目を向け、声なき声に耳を傾けながら、真摯な審議をしていくことを皆様に呼びかけさせていただぎ、私の質問を終わらせていただきます。

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献として重要な役割を果たしていると考えております。

まず、技能実習制度の理解についてお尋ねがありました。

技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献として重要な役割を果たしていると考えております。

ただ、一部で、制度の趣旨が労働力の確保策と誤解され、法令違反等の問題事が生じているのも事実であり、この点を捉えて、制度自体を批判する御意見がござります。

そこで、これまで、通達や省令を見直すことによって不正行為対策を隨時強化してきており、さらに、平成二十一年には、研修生、技能実習生の保護の強化を図るため、一年目から雇用契約の締結を義務づけることにより、技能実習の全期間にわたり労働関係法令による保護が及ぶようになるなどの改正を行うとともに、不正行為の明確化

このように、制度開始以来これまで、不適正な運用を是正すべく、隨時見直しを行つてまいりました。次に、送り出し国との取り決めについてお尋ねが見られました。

送り出し機関による不当な金銭の徴収などをなすために、取り決めを作成して送り出し国政府の協力を得ることが重要なのは御指摘のとおりであり、本法案の成立後、速やかに、取り決め作成に向けた交渉を開始してまいりたいと考えております。

本法案では、外国の送り出し機関は主務省令で定める要件に適合するものと規定しており、主務省令を定める際には、その要件の一つとして、取り決めが作成されている送り出し国については、取り決めに基づき送り出し国政府が適正なものと認定した機関でなければならない旨を規定することを考えております。

最後に、実習の継続を確保する制度についてお尋ねがありました。

技能実習生が人権侵害などの不当な扱いを受けたり、同じ受け入れ先で技能実習を続けることが適当でない場合に、転籍の支援をするなどして技能実習を続けられるよう配慮する必要があることは当然です。

本法案では、主務大臣や外国人技能実習機構は、技能実習生の保護等のため必要な援助等を行う旨の規定を設けており、御指摘の場合について

は、新制度では、この規定に基づいて、技能実習の継続を図るため、実習先の変更の支援等を行うこととしております。(拍手)

〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕

○國務大臣(塙崎恭久君登壇) 鈴木貴子議員にお答え申し上げます。

技能実習制度の悪用を放置してきたのではない

技能実習制度については、必要に応じ隨時見直しを行つてきたといひますが、平成二十一年の出入国管理法改正後もなお法令違反等が発生していることを踏まえ、管理監督体制の強化などを図るため、今国会にこの法案を提出したところでございます。

技能実習制度の拡充策についてのお尋ねがございました。

優良な受け入れ機関に限つて実習期間の延長などの拡充を認めるることは、技能実習の適正な実施へのインセンティブを高めることにもなることから、制度運用の適正化を図ると同時に、制度拡充の方策を講じるのが相当と考えております。

外国人技能実習制度の目的についてのお尋ねがございました。

技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする制度であり、技能実習が労働力の需給の調整の手段として行われてはならないことは、本法案において明確に規定してございました。

対象職種の選定理由についてのお尋ねがございました。

技能実習の職種は、単純作業ではない、送り出し国とのニーズに合致する、実習成果が評価できるといった要件を満たしたものをお尋ねがございました。

なお、介護の対象職種追加については、介護サービスの特性に基づく要請に対応できる具体的な制度設計を進めつつ、この法案に基づく制度の詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新制度の施行と同時に職種追加を行うという手順で検討を進めています。

介護人材確保対策についてのお尋ねがございました。

今後、必要な介護人材を確保するには、国内人材の確保対策の充実を図ることが重要であり、介護職員待遇改善加算や地域医療介護総合確保基金の活用などあらゆる施策を総動員し、総合的、計画的に取り組んでまいります。

介護の技能移転の方法についてのお尋ねがございました。

指導者を海外に派遣するという考え方もあります。

技能実習制度は、OJTを通じて技能を移転するものであり、日本の介護施設で、他のスタッフとチームで介護を行うことで、効果的に日本での介護を学ぶことができると言えます。

技能実習制度の本来の趣旨に沿つた見直しについてのお尋ねがございました。

技能実習制度は、国内の労働力確保を目的とするものではなく、技能等の開発途上国等への移転を図り、経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度であり、この法案では、その趣旨徹底の観点から、技能実習計画の認定において相手側のニーズも確認する制度としております。

技能実習の質の確保及び送り出し国のニーズへの対応についてのお尋ねがございました。

この法案は、実習生ごとに到達目標や実習内容を記載した技能実習計画の認定を行い、質の確保を図るものでございます。

また、送り出し国のニーズを踏まえ、対象職種を設定するとともに、近年の技能等の高度化に伴う実習期間の延長を図るものでございます。

外国人技能実習機構の体制についてのお尋ねがございました。

機構の組織体制は、監理団体や実習実施者の数や地域バランス等に鑑み、技能実習計画の認定、実習実施者、監理団体に対する実地検査等の業務量に適切に対応できるものと考えております。

本法案による改正後の技能実習制度においては、実習生ごとに計画の認定を受けること、監理団体の監理のもとに実習が実施されること、労働関係法令の直接の規制が及ぶことなどから、実習実施者に対する届け出制をしております。

実習生の賃金についてのお尋ねがございました。

実習生の賃金についてのお尋ねがございました。

本法案におきましては、技能実習計画の認定基準として、技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していることを規定し、具体的には、省令で、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上あることを定める予定です。その上で、実習実施者に同等性の要件の説明責任を課し、実効性を担保する予定でございます。

以上でございます。（拍手）

〔國務大臣岸田文雄君登壇〕

○國務大臣（岸田文雄君） 外国人技能実習制度に係る二国間協定について御質問がありました。

技能実習制度については、技能移転による国際貢献という制度本来の趣旨、目的と実態との間に乖離があるとして、国内外からさまざまなものであります。

この法典は、実習生ごとに到達目標や実習内容を記載した技能実習計画の認定を行い、質の確保直しに関する法務省・厚労省合同有識者懇談会報告書において、不適正な送り出し機関を排除するため、送り出し国との間での取り決めの作成の必要性が指摘をされています。

本法案は、技能実習について基本となる国内制度を定めるものであり、御指摘の二国間の文書あるいは取り決めについては、これから交渉していくものであります。

政府としては、当該報告書の内容を踏まえ、取り決めの作成に向けて鋭意交渉し、制度の適正化に努めていく所存です。（拍手）

○議長（大島理森君） 重徳和彦君。

〔重徳和彦君登壇〕

○重徳和彦君 私は、維新の党を代表して、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について質問をさせていただきます。（拍手）

近年、外国人技能実習生の受け入れ先からの失踪者の数が著しくふえています。法務省の調査によれば、平成二十二年から二十六年までの五年間で、千二百八十二人から四千八百五十一人と、四倍近くになっています。

より高い賃金を求めてとう理由が圧倒的に多いのですが、さらに詳細な原因を見ていくれば、実習生が事前に聞いていた話と受け入れ先での労働条件が違っていたケースもあれば、入国してからよりよい条件の仕事があると知ったケース、さらには受け入れ先が労働法規違反の形で就労させているケースもあると思われます。

法務省では、不法滞在、不法就労状態になつた実習生を摘発した段階で聞き取り調査を行つてみるとのことですが、原因の分析が不十分であります。これは今回示された対策が十分とは言い切れないと考えますが、いかがでしょうか。より詳細な調査を行い、実態を正確に把握する努力がもつと必要ではありますか。

また、技能実習生の中には、難民認定を申請して就労可能なステータスを取得し、受け入れ先から失踪するケースもあると聞きます。こんな抜け道のような方法があるのは、制度の不備と言ふほかないかもしれません。

難民認定の申請制度のあり方について、どのように認識されておられますか。

そもそも現行制度は、それまで研修生、技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題を解消するため、平成二十一年の改正により、

新たな在留資格として技能実習を設け、受け入れ先との雇用契約の締結を義務づけることによつて、労働関係の保護が受けられることとしたものです。

しかし、受け入れ先の半数が従業員數十人未満であるといった実態は変わりなく、技能実習生の多くがこうした小規模な受け入れ先で、織維・衣服・機械・金属・農業・食料品製造の分野の非熟練労働に従事していると指摘されています。こうした中で、時間外労働の割り増し賃金額が法定額未満しか支給されない事例、妊娠した場合に帰国する旨定めた保証書に基づいて非人道的な扱いで帰国させられた事例、養鶏場の集卵機での死亡事故などの事例も発生しており、人権諸条約の国際機関からの勧告や米国國務省の人身取引報告書などにおいて、我が国に対する批判が集まっています。

平成二十一年の前回の法改正が、技能実習制度の抱える構造的問題を解決するものではないことは当時から認識されており、衆参の法務委員会の附帯決議において、「制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと」とされました。

今回の改正では、監督の強化策や人権侵害等の予防や保護のための規定は盛り込んでいるものの、労働者たる技能実習生の立場の強化、被害に遭った技能実習生がみずから保護を求めて改善や救済を求める仕組みも不十分であり、構造的な問題に踏み込めていません。

政府は、平成二十一年の衆参両院の附帯決議をどう受けとめ、今回の法案においてどう対応したのか、明確な答弁を求めます。

技能実習生は、実習実施予定の機関を特定した

上で在留資格が与えられる仕組みであり、原則として職場移転の自由がありません。このため、実習生は、受け入れ先での労働条件に問題があつても、事実上、他の職場に転職することは困難です。

また、仮に、受け入れ先の不正行為などを告発することができたとしても、次の受け入れ先が見つからない限り、実習自体の継続が困難になる、すなわち在留資格が失われる可能性があります。

そのため、技能実習生は受け入れ先との間で対等な労使関係を持つことが困難であり、構造的に受け入れ先と技能実習生の関係は、支配従属的となってしまうのです。

本年一月三十日発表の法務省・厚生労働省合同有識者懇談会報告書には、「技能実習二号を修了して、技能実習三号に移行する際に、適切な時期に、実習生本人が希望し、計画的・段階的な技能等の修得が担保されると認められる場合には、他の実習実施機関での実習を認めることすべき」と指摘されています。

この報告書に沿つて、技能実習生による実習先の選択を可能とすべきと考えますが、どうお考えでしょうか。

本法案では、新たに認可法人外国人技能実習機構を創設し、技能実習計画の認定、実習実施者、監理団体への報告の求めと実地検査、監理団体の許可に関する調査、技能実習生に対する相談、援助等を行うこととされています。

しかし、冒頭の実習生の失踪の問題で指摘したところ、実習生が置かれる環境は受け入れ先ごとにさまざまであり、それぞれに応じたきめ細かい対応が求められます。

外国人技能実習機構は、全国千八百以上の監理団体三万以上の実習実施機関、十七万人の実習生がいる中で、十分な対応が可能なのでしょうか

か。どのような体制で臨もうとしているのか、具体的に御答弁を願います。

本法案では、実習監理者等に対する禁止事項として、技能実習生の意思に反して技能実習を強制すること、外出その他の私生活の自由を不当に制限することを禁止しています。そして、これらに違反する事実がある場合には、実習生が申告することができるとしています。

しかし、実習生自身が、実習監理者等にこうした禁止事項があることや、実習生側からの申告制度があることを知らなければ、十分な保護とは言えません。

実習生側にも計画の内容、実習監理者等の禁止事項の内容や趣旨を知らせ、実習生が有する権利についても理解させた上で実習に入ることを法律上義務づけるべきではありませんか。

受け入れ先での実習が不当である場合、外国人技能実習機構に相談窓口としての実効性ある機能や権限を持たせることは重要です。

有識者懇談会報告書にも、「技能実習生にとつて利用しやすい通報相談窓口機能の充実・強化を行るべきであり、その際には、不適正な受入れを行つてはならないとされています。

そこで、政府は、送り出し機関に対し、入管当局が直接調査することはできず、問い合わせ程度にとどまっているのが実情です。

そこで、政府は、送り出し機関との間で二国間の取り決めを締結し、当局に送り出し機関の適格性を審査する仕組みをつくつてもらい、不正があれば排除することを想定していると伺っています。しかし、本法案では、この点については何も定められておりません。

送り出し機関に保証金の徴収などの不適正行為があつたときは、当該機関の業務を停止することを義務づける内容を盛り込んだ政府間取り決めを締結するよう具体的に法律で義務づけるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、法案二十八条二項は、監理団体が徴収する費用として、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の

士の競争的な環境をつくることが可能となります。

不適正な労働条件に対し実習生がきちんと声を上げられる環境を整えることによって、悪質な監理団体や受け入れ先が淘汰され、良質なもののみが残るメカニズムを目指すべきと考えますが、いかがでしょうか。

平成二十一年改正により、保証金徴収や違約金が禁止されたものの、依然として、送り出し機関が事務所手続や日本語教育、研修費、受け入れ側との調整などの名目で技能実習生から費用徴収しているという指摘が後を絶ちません。

現行では、これらを防ぐため、入管当局では、技能実習生の在留資格証明書の申請に当たり、送り出し機関と監理団体との間の契約書に保証金等の徴収の禁止が明記されていることを確認するとともに、入国後に実習生からの聴取によつて確認していると伺っています。

しかし、海外にある送り出し機関に対し、入管当局が直接調査することはできず、問い合わせ程度にとどまっているのが実情です。

そこで、政府は、送り出し機関との間で二国間の取り決めを締結し、当局に送り出し機関の適格性を審査する仕組みをつくつてもらい、不正があれば排除することを想定していると伺っています。しかし、本法案では、この点については何も定められておりません。

送り出し機関に保証金の徴収などの不適正行為があつたときは、当該機関の業務を停止することを義務づける内容を盛り込んだ政府間取り決めを締結するよう具体的に法律で義務づけるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、法案二十八条二項は、監理事業に通常必要となる経費等を勘案して主務省令で定める適正な種類及び額の

監理費を徴収することができる」ととされていましたが、本法案によつて監理団体はさまざまな制度上の義務づけがふえ、ただでさえコストがかさむようになり、ひいては実習生の賃金に転嫁される懸念があります。

監理団体が徴収できる監理費は、最低限必要な経費に限定すべきであり、監理団体の高額な役員報酬などに充てられるものであつてはならないことを確認したいのですが、いかがでしょうか。

次に、介護分野への拡大についてです。

昨年閣議決定された「日本再興戦略」改訂二〇一四を受けた、本年二月四日厚労省外国人介護人材受入れの在り方に關する検討会中間まとめによると、外国人技能実習制度において介護職種の受け入れを進めることができます。

しかし、物づくりなど他分野で実績があるからといって、全ての監理団体において介護職種を認めると、介護技術が担保されないまま技能実習生を介護現場に送り込んでしまい、サービスを受けられる高齢者との間で深刻なトラブルが生じる可能性があります。

諸外国では、徹底した衛生管理や介護概念が国民の中に必ずしも浸透しておらず、基本的な生活習慣や介護知識を身につける必要もあります。

介護職種は、一定の日本語能力、対人関係スキル、介護技術が求められるため、介護職に精通した監理団体に限定すべきではないでしょうか。

また、受け入れる実習生の対象をより限定することも必要と考えます。母国において一定以上の能力、経験が担保されている人材に限定して受け入れることによって、現場の混乱を極力回避しきつくなる場合、無限に受け入れるのではなく、かつ、帰国後に母国で指導的役割を果たすという制度本来の趣旨に照らしても、重要なことではないかと考えます。

介護職への技能実習生については、例えば看護

師資格を持つた人に限定するなど、対象者を制限することも必要ではないでしょうか。

EPAにおける在留資格との整合性はどうなつているのでしょうか。明確に御答弁願います。

介護分野で来日する実習生については、来日時にN-4、日本語検定四級資格が条件となつています。この資格は母国で三百時間の講習を受けることが必要ですが、この講習が本来想定されるN-4資格のレベルに到達していることを担保するには講習を実施する教育訓練機関の質も問わなければなりません。

母国でN-4を取得するための教育訓練機関を政府が公認したものに限定するなどの担保が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、非熟練労働者の受け入れ制度の検討について質問いたします。

これから日本の日本社会は、労働人口の減少により、各種業界における現場の人手不足が構造的に続くことが避けられません。このため、私は、まずは日本人の少子化傾向に歯どめをかけることに全力を擧げるべきと考えており、誰もが子供を産みたい、育てたいと思える温かい地域社会づくり、少子化ならぬ増子化政策に取り組むことが最も優先と考えています。

しかし、現実には、労働力不足は深刻化する一方であり、新たな外国人労働者受け入れ制度の検討は不可避とする声があります。

今後、正面から非熟練労働者を受け入れる制度をつくる場合、無限に受け入れるのではなく、必ず、技能実習生も含めて、実習先の選択についてお尋ねがありました。

難民認定制度が技能実習先を逃亡した者などによつて濫用され、かつその数が急激に増加する傾向にあることは、難民認定制度の趣旨のみならず、技能実習制度の趣旨をも損なうものであると認識しています。

労働力が減り行く日本において、今後、多くの労働者の受け入れの議論は避けられないと考えますが、政府として、他国の例も踏まえて、どのような方向性を考えているのか、お尋ねをいたしました。

労働力が減り行く日本において、今後、多くの労働者が受け入れの議論は避けられないと考えますが、政府として、他国の例も踏まえて、どのような方向性を考えているのか、お尋ねをいたしました。

労働力が減り行く日本において、今後、多くの労働者が受け入れの議論は避けられないと考えますが、政府として、他国の例も踏まえて、どのような方向性を考えているのか、お尋ねをいたしました。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

〔國務大臣上川陽子君登壇〕

○國務大臣（上川陽子君）重徳和彦議員にお答え申上げます。

まず、技能実習生の失踪に対する調査分析と対策についてお尋ねがありました。

これまでの調査では、多数の者について、技能実習意欲が低く、より高い賃金を求めて失踪したことが判明しておりますが、そのような者への対策のみならず、本法案には技能実習生からの相談の受け付け体制の整備などを盛り込んでおり、受け入れ機関における不適正な処遇を理由に失踪することのないように対策を講じてています。

御指摘の、より正確な実態把握については、引き続き努力をしてまいります。

次に、難民認定申請制度のあり方についてお尋ねがありました。

そこで、真に庇護を求める難民認定申請者の地位や生活の安定に十分に配慮した上で、濫用者に就労目的での申請を断念させて帰国を促すため、附帯決議で指摘されている技能実習生の保護については、罰則等を設けるほか、技能実習計画の認定手続の中で賃金の適正さなどもしっかりと見ていく仕組みとしております。

さらに、実習実施者や監理団体に法令違反があつたことを技能実習生が主務大臣に申告した場合における、これを理由とする不利益な取り扱いに対する罰則も定め、みずから救済を求める機会の担保を固つてあるところです。

次に、技能実習生による実習先の選択についてお尋ねがありました。

新制度で創設される技能実習三号は、一定程度の基礎を身につけた後の応用段階であり、監理団体や実習実施者も優良な機関に限られ、移籍先でも適切かつ効果的な技能実習が担保されると考えられることがから、技能実習二号から三号に進む段階で、実習生本人の希望を聞いて実習先の変更を認める仕組みとしたいと考えています。

次に、外国人技能実習機関の体制についてお尋ねがありました。

そこで、真に庇護を求める難民認定申請者の地位や生活の安定に十分に配慮した上で、濫用者に就労目的での申請を断念させて帰国を促すため、附帯決議で指摘されている技能実習生の保護については、罰則等を設けるほか、技能実習計画の認定手続の中で賃金の適正さなどもしっかりと見ていく仕組みとしております。

さらに、実習実施者や監理団体に法令違反があつたことを技能実習生が主務大臣に申告した場合における、これを理由とする不利益な取り扱いに対する罰則も定め、みずから救済を求める機会の担保を固つてあるところです。

次に、技能実習生による実習先の選択についてお尋ねがありました。

新制度で創設される技能実習三号は、一定程度の基礎を身につけた後の応用段階であり、監理団体や実習実施者も優良な機関に限られ、移籍先でも適切かつ効果的な技能実習が担保されると考えられることがから、技能実習二号から三号に進む段階で、実習生本人の希望を聞いて実習先の変更を認める仕組みとしたいと考えています。

<p>同機構の組織体制については、本部のほかに全國十三カ所の地方事務所を設置することとし、本部に約八十名、地方事務所に約二百五十名の総勢三百三十名程度の体制を確保したいと考えております。同体制については、地域のバランスや想定される業務量等に鑑み設定したものであり、その業務量に対応できるものと考えております。</p> <p>次に、技能実習生に技能実習計画の内容等を実施開始前に周知することについてお尋ねがあります。</p> <p>御指摘のとおり、技能実習計画の内容や監理団体等の禁止行為の内容、さらには技能実習生の権利について、技能実習生に理解させることは重要であると認識しております。</p> <p>このため、現行制度においても、技能実習生を募集する段階で、現地の送り出し機関や現地に赴いた監理団体から、労働条件などを明示し合意に至る過程で、技能実習の内容も含めて技能実習生に伝え、労働条件を理解したことを文書をもつて確認しています。このほか、人権侵害行為を受けた場合の法的保護に必要な情報等についての講習を入国後に実施することとしております。</p> <p>新制度においては、技能実習計画の認定や入国情報の講習の実施について法律上新たに明記しており、今後は新たな法的枠組みの中で、引き続き、こうした取り組みを継続し、技能実習生が理解した上で実習に取り組めるよう適切に対応してまいります。</p> <p>次に、不当な扱いを受けるなどした技能実習生の転籍についてお尋ねがありました。</p> <p>本法案では、外国人技能実習機関が行うべき業務の一つとして、技能実習生の保護等のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な援助等を行うことを掲げています。</p>	<p>官 報 (号) 外)</p> <p>施開始前に周知することについてお尋ねがあります。</p> <p>次に、技能実習生に技能実習計画の内容等を実施開始前に周知することについてお尋ねがあります。</p> <p>御指摘のとおり、技能実習計画の内容や監理団体等の禁止行為の内容、さらには技能実習生の権利について、技能実習生に理解させることは重要であると認識しております。</p> <p>このため、現行制度においても、技能実習生を募集する段階で、現地の送り出し機関や現地に赴いた監理団体から、労働条件などを明示し合意に至る過程で、技能実習の内容も含めて技能実習生に伝え、労働条件を理解したことを文書をもつて確認しています。このほか、人権侵害行為を受けた場合の法的保護に必要な情報等についての講習を入国後に実施することとしております。</p> <p>新制度においては、技能実習計画の認定や入国情報の講習の実施について法律上新たに明記しており、今後は新たな法的枠組みの中で、引き続き、こうした取り組みを継続し、技能実習生が理解した上で実習に取り組めるよう適切に対応してまいります。</p> <p>次に、不当な扱いを受けるなどした技能実習生の転籍についてお尋ねがありました。</p> <p>本法案では、外国人技能実習機関が行うべき業務の一つとして、技能実習生の保護等のため、技能実習生からの相談に応じ、必要な援助等を行うことを掲げています。</p>
<p>次に、技能実習生が主務大臣に申請した場合における仕組みについてお尋ねがありました。</p> <p>本法案においては、監理団体や実習実施者に法違反があったことを技能実習生が主務大臣に申告した場合における、これを理由とする不利益な取り扱いに対する罰則を設けております。</p> <p>そして、主務大臣や機関は、本法案に定められた権限を用いて事実関係の調査を行い、主務大臣は、その結果を踏まえ、改善命令、監理団体の許可の取り消し、技能実習計画の認定の取り消し等の措置をとることができるものとしており、御指摘のように悪質な監理団体等が排除される仕組みとしております。</p> <p>次に、政府間取り決めを作成することを法案で定めるべきではないかとのお尋ねがありました。</p> <p>不適正な送り出し機関を排除するために取り決めを作成して送り出し機関を排除するための協力を得ることが重要なのは御指摘のとおりであり、本法案の成立後、速やかに、取り決め作成に向けた交渉を開始してまいりたいと考えております。</p> <p>本法案では、外国の送り出し機関は、主務省令で定める要件に適合するものと規定しており、主務省令を定める際には、その要件の一つとして、この要件に当たるかについては、具体的な制度設計においては、その制度の趣旨、目的の違いからくるものであります。</p> <p>最後に、非熟練労働者の受け入れの検討についてお尋ねがありました。</p> <p>御指摘の、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れについては、二つの把握や受け入れが与える経済的効果の検証はもちろのこと、社会的コスト、受け入れによる産業構造への影響、治安など、幅広い観点からの検討を国民的コンセンサスを踏まえつつ行う必要があることを掲げています。</p>	<p>たような場合の転籍支援の業務も含まれており、御指摘のとおり、外国人技能実習機関にその機能を担わせることとしております。</p> <p>次に、悪質な監理団体や受け入れ企業が淘汰される仕組みについてお尋ねがありました。</p> <p>本法案においては、監理団体や実習実施者に法違反があったことを技能実習生が主務大臣に申告した場合における、これを理由とする不利益な取り扱いに対する罰則を設けております。</p> <p>また、制度の管理運営機関として外国人技能実習機構を創設し、機関の業務として技能実習生からのお相談に応じることを規定しております。</p> <p>そして、主務大臣や機関は、本法案に定められた権限を用いて事実関係の調査を行い、主務大臣は、その結果を踏まえ、改善命令、監理団体の許可の取り消し、技能実習計画の認定の取り消し等の措置をとができるものとしており、御指掲のように悪質な監理団体等が排除される仕組みとしております。</p> <p>次に、介護福祉士資格を取得した技能実習生の在留についてお尋ねがありました。</p> <p>技能実習の対象職種に介護が加わった場合の受け入れは、我が国の技能等を修得し、これを母国に移転することを目的とするものですから、技能実習期間の終了後も引き続き我が国に在留して介護の業務に従事するといふことは想定されません。</p> <p>これに対し、EPAに基づく受け入れは、二国間の経済連携の強化の観点から、資格取得後の介護福祉士としての就労も含めて特例的に認めるものであり、引き続き在留できるかどうかの相違は、それぞれの制度の趣旨、目的の違いからくるものです。</p> <p>最後に、非熟練労働者の受け入れの検討についてお尋ねがありました。</p> <p>御指摘の、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れについては、二つの把握や受け入れが与える経済的効果の検証はもちろること、社会的コスト、受け入れによる産業構造への影響、治安など、幅広い観点からの検討を国民的コンセンサスを踏まえつつ行う必要があ</p>
<p>ります。</p> <p>そこで、今後の外国人の受け入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、政府全体で検討していく必要があると考えております。(拍手)</p> <p>〔國務大臣塙崎恭久君登壇〕</p> <p>○國務大臣(塙崎恭久君) 重徳和彦議員にお答え申し上げます。</p> <p>監理職種に関する監理団体についてのお尋ねがます。</p> <p>新制度においても、このような仕組みは変わるものではなく、御指摘の本法案の条項及び主務省令において、現在の運用も踏まえ、適正な実費徴収となるように定めてまいりたいと考えております。</p> <p>技能実習制度に介護職種を追加する場合には、介護サービスの特性を考慮しつつ、監理団体における介護に関する一定の知識や十分な監理体制をいかに担保すべきかといった観点から、具体的な制度設計を進めてまいります。</p> <p>技能実習制度においては、技能実習生の入国に際し、母国で同種の業務経験を有することや、帰国後に修得した技能等を要する業務への従事がございました。</p> <p>技能実習制度においては、技能実習生の入国に際し、母国で同種の業務経験を有することや、帰国後に修得した技能等を要する業務への従事が予定されていることが要件とされており、介護職種を追加する場合において、どのような方がこの要件に当たるかについては、具体的な制度設計の中で適切に検討してまいります。</p> <p>介護職種における日本語能力についてのお尋ねがございました。</p> <p>技能実習制度に介護職種を追加する場合、いわゆるN-4については、講習により取得できるものではなく、独立行政法人国際交流基金等が実施する日本語能力試験の合格により認定されることから、その水準は客観的に担保されることとなると考えます。</p> <p>以上でございます。(拍手)</p>	<p>理費についてお尋ねがありました。</p> <p>現行制度において、監理団体は、當利を目的としない団体であります。あつせん、監査、講習等に要する実費について、実習実施機関から監理費として徴収することができるものとされております。</p> <p>技能実習制度に介護職種を追加する場合には、介護サービスの特性を考慮しつつ、監理団体における介護に関する一定の知識や十分な監理体制をいかに担保すべきかといった観点から、具体的な制度設計を進めてまいります。</p> <p>技能実習制度においては、技能実習生の入国に際し、母国で同種の業務経験を有することや、帰国後に修得した技能等を要する業務への従事がございました。</p> <p>技能実習制度においては、技能実習生の入国に際し、母国で同種の業務経験を有することや、帰国後に修得した技能等を要する業務への従事が予定されていることが要件とされており、介護職種を追加する場合において、どのような方がこの要件に当たるかについては、具体的な制度設計の中で適切に検討してまいります。</p> <p>介護職種における日本語能力についてのお尋ねがございました。</p> <p>技能実習制度に介護職種を追加する場合、いわゆるN-4については、講習により取得できるものではなく、独立行政法人国際交流基金等が実施する日本語能力試験の合格により認定されることから、その水準は客観的に担保されることとなると考えます。</p> <p>以上でございます。(拍手)</p>

○議長(大島理森君) 畑野君枝君。

〔畠野君枝君登壇〕

○畠野君枝君 私は、日本共産党を代表して、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案について、関係大臣に質問します。(拍手)

外国人技能実習制度は、技能移転と国際貢献を名目としながら、その実態は、低賃金、単純労働の受け入れであるという構造的矛盾を抱えたまま、深刻な人権侵害を生み出し続けてきました。政府が適正や保護を言うのなら、この構造的矛盾を解決しなければなりません。厚生労働大臣にその認識はありますか。

もともと外国人の就労を原則認めない政府のもとで、この制度は、外国人研修制度として制度化された当初から、研修とは名ばかりの外国人労働力の供給手段とされ、強制労働、低賃金、残業手当不払い、ピンはね、強制貯金、パスポート取り上げ、高額の保証金や違約金、強制帰国、セクハラと性的暴行など、数々の人権侵害が続発し、重大問題となっていました。

厚生労働・法務両大臣は、その実態をどのように把握していますか。答弁を求めます。

こうした外国人実習生の実態に対し、日本弁護士連合会は、人権侵害は構造的問題に起因するとして、その早急な廃止を求めています。

国連自由権規約委員会は、性的虐待、労働に関する死亡、強制労働を指摘し、米国務省は、労働搾取や人身売買への懸念を表明するなど、国連人権機関、国際社会から国際人権規約に違反していると指摘されていることについて、どのようにお考えですか。

なぜこのようなことが起きるのでしょうか。

その大きな原因に、悪質プローカーによる研修生ビジネス、国際人身売買と呼ばれてきた実態があります。中国やベトナム、フィリピンなどの十

代、二十代の外国人労働者が、母国での貧困、生活苦のもので、家族への仕送りができると、日本の憧れを持って来日する。その思いを食い物にする悪質プローカーが横行してきたのに、政府は護に関する法律案について、関係大臣に質問します。(拍手)

大臣は、このプローカー行為の実態をどのように把握していますか。母国の送り出し機関による高額な保証金や違約金を取るなどの悪質な行為をどのように規制するのですか。本法案の人権侵害の禁止規定や罰則は、母国の送り出し機関やプローカーに適用されるのですか。答弁を求めま

二〇一〇年の入管法改正により、それまでの研修を技能実習に改めて労働関係法令を適用するとともに、監理団体を設けました。しかし、技能実習生をめぐる悪質な人権侵害の状況は引き続き深刻です。

法務大臣、実習生の失踪件数は、二〇一〇年の一千二百八十二人から二〇一四年には四千八百五十一人と四倍にふえ、過去最高となっているのが実態ではありませんか。

あるベトナム人技能実習生は、日本で働けば月給二十万円から三十万円、一日八時間、週五日勤務で土日は休み、寮ありと聞き、仲介会社に約百五十万円を支払い来日しましたが、毎日早朝六時から深夜二時まで働き、休みはなし、寮は農機具の保管場所で、家賃として月額二万円が給料から天引きされ、手元には六万円程度しか残らない、それでも可能な限り三万円から四万円を母国に仕送りする生活が七ヶ月続いて、頑張ったが、疲れてしまい、逃げ出したというのです。

以上、政府の明確な答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

禁だと訴えていました。

この深刻な実態を法案は解決できるのですか。

両大臣の明確な答弁を求めます。

法案は、外国人技能実習機構を新設し、実習生受け入れ企業やその企業を監理する団体への監督を強化するとしています。しかし、この機構に

は、報告、実地検査などの権限しかありません。強制的立ち入り権限を持たずに、どうして十分な監視、監督ができるのでしょうか。

また、法案は、技能実習三号を新設し、受け入

れ企業や監理団体が優良と認められれば合計五年間の実習を可能にするとしていますが、企業が優良というのは、どのような調査に基づき、何を基準に判断するのですか。

実習期間の三年から五年への延長、受け入れ人

数枠の拡大、対象職種の拡大は、技能実習制度の持つ深刻な問題を拡大するだけではありませんか。答弁を求めます。

最後に、安倍内閣の日本再興戦略のもとで進め

られており、外人労働力の受け入れ拡大の問題で

禁だと申し上げます。

技能実習制度の趣旨と実態との関係についての

お尋ねがございました。

技能実習制度については、技能移転による国際貢献を目的とするものであります。一部においてこの趣旨を逸脱している事例が見られるることは認識をしており、こうした事実に対処するため、この法案を提出したものでございます。

技能実習制度に対する人権侵害行為との指摘へ

の認識についてのお尋ねがございました。

技能実習制度は、一部において制度の趣旨を逸脱した運用によって人権侵害行為等の問題事が生じ、これにより国内外から批判を受けていると承知をしております。そこで、制度の適正化を図るため、本法案を提出いたしたところでございま

す。

実習生から保証金の徴収や不法就労の助長などを行なう悪質な機関が存在することは承知をしてお

ります。新制度においては、送り出し国と国レベルの取り決めを作成し、相互に密接に協力、連携

しつつ、不適正な送り出し機関の排除等に取り組んでまいります。

人権侵害の禁止規定等の外国への適用についてお尋ねがございました。

外国の送り出し機関による保証金の徴収などに

ついては、現行制度と同様に、新制度でも禁止いたします。罰則は外国での行為には直接執行でき

ないことから、実効的な取り締まりには、二国間

の取り決めを作成して送り出し国と政府の協力を得ることが重要と考えております。

実習生の待遇に関する深刻な実態についてのお

尋ねがございました。

この法案では、労働関係法令などに關し不正な

行為などが発生した場合、技能実習計画の認定を

(国務大臣塙崎恭久君登壇)

○國務大臣(塙崎恭久君) 畑野君枝議員にお答え

ます。(拍手)

以上の上、二年間は外泊の自由がない。本人は、監

先日NHKが報道した女性の外国人技能実習生は、会社の寮の一部屋に五人の実習生が押し込められ、手取り十万円から家賃四万円を引かれる。

その上、二年間は外泊の自由がない。本人は、監

取り消し、実習の継続や新規受け入れを認めないこととするほか、外出の不当な制限などの人権侵害については、罰則をもつて禁止をしております。

外国人技能実習機構の監視、監督権限の実効性についてのお尋ねがございました。

機関には実地検査などの権限が法律上与えられており、仮にこれを拒んだ場合には、新たな計画の認定を行わないほか、既に認定した計画についても必要に応じ取り消しを行うことになるため、この枠組みには十分な実効性が確保されていると考えております。

優良と判断する基準についてのお尋ねがございました。

本法案では、受け入れ企業や監理団体について、それぞれ求められる能力が高い水準を満たすものについて優良と認めるとしており、具体的には、適切な相談指導体制の整備、実習生の技能評価試験での一定の合格率等の意見が法務省・厚生労働省合同有識者懇談会において出されていることを踏まえ、今後検討することとしております。

技能実習制度の拡充についてのお尋ねがございました。

実習期間の延長などの技能実習制度の拡充については、優良な受け入れ機関に限つて認めるものであることから、技能実習の適正な実施へのインセンティブが高まり、制度本来の趣旨に沿つた運用に資するものと考えております。

外国人の受け入れ拡大に伴う労働条件の低下についてのお尋ねがございました。

外国人の方々についても、日本人と同様労働關係法令が適用され、日本人の報酬と同等額以上の報酬を受けることを入管法の上陸許可の要件としており、厚生労働省としては、引き続き適正な労働

条件の確保や雇用管理の改善に努めてまいります。

以上でございます。（拍手）

○国務大臣（上川陽子君） 畑野君枝議員にお答え申上げます。

○国務大臣（上川陽子君） 畑野君枝議員にお答え申上げます。

まず、技能実習制度における人権侵害行為の発生の実態及びそれに対する国際社会などからの指摘に対する認識についてお尋ねがありました。

技能実習制度は、一部で制度の趣旨が労働力の確保策と誤解をされ、法令違反等の問題事案が生じているのも事実であり、この点を捉えて、制度自体を批判する御意見がござります。そこで、制度の適正化を図るため、本法案を提出したものでございます。

次に、ブローカー行為の実態をどのように把握しているのかについてお尋ねがありました。

過去の入国管理局による摘発事例では、ブローカーが失踪した技能実習生に不法就労先をあつせんしていた事例も少なくなく、中には、来日後に不法就労先をブローカーがあつせんすることを前提として技能実習生として入国したとする者もいたことが判明をしています。

こうした事例に対して、入国管理局としては、関係機関と連携の上、厳格に対応してきたところです。

次に、送り出し機関による悪質な行為に対する規制についてのお尋ねがありました。

新制度のもとでは、監理団体は送り出し機関から、実習実施者は技能実習生から、保証金徴収や違約金の約束がないことを確認しなければならないこととし、確認がとれない場合は技能実習を認めないとすることなどを考えております。

さらに、送り出し国との間で取り決めを作成し送り出し国政府の協力を得て不適正な送り出し機関を排除する仕組みとしたいと考えております。

す。

次に、人権侵害禁止規定や罰則の適用対象についてお尋ねがありました。

外国の機関やブローカーは、こうした規定の対象ではありません。これは、外国で活動するこれらの方については、罰則等の適用よりも、むしろ、不適正な送り出し機関等が関与している場合には技能実習生の受け入れを認めないと、不適正な者を制度から締め出していく方が実効性があると考えられます。

技能実習制度は、一部で制度の趣旨が労働力の確保策と誤解をされ、法令違反等の問題事案が生じているのも事実であり、この点を捉えて、制度の自体を批判する御意見がござります。そこで、制度の適正化を図るため、本法案を提出したものでございます。

次に、ブローカー行為の実態をどのように把握しているのかについてお尋ねがありました。

過去の入国管理局による摘発事例では、ブローカーが失踪した技能実習生に不法就労先をあつせんしていた事例も少なくなく、中には、来日後に不法就労先をブローカーがあつせんすることを前提として技能実習生として入国したとする者もいたことが判明をしています。

失踪の理由にはさまざまなものがあるところ、いずれにしても、本法案においては、技能実習生に対する人権侵害行為の禁止規定や罰則を設けること等としており、受け入れ機関における不適正な処遇を理由に失踪することのないような仕組みとし、技能実習が適正に行われるよう取り組んでまいりたいと考えています。

失踪の理由にはさまざまなものがあるところ、いずれにしても、本法案においては、技能実習生に対する人権侵害行為の禁止規定や罰則を設けること等としており、受け入れ機関における不適正な処遇を理由に失踪することのないような仕組みとし、技能実習が適正に行われるよう取り組んでまいりたいと考えています。

次に、深刻な実態を本法案によつてどう解決するのかについてお尋ねがありました。

本法案のもとでは、契約と実態のそこが認められる場合や技能実習生の待遇が明らかに不適当な場合には、技能実習計画を認定せず、また、事後的にこれらが判明した場合には、改善命令や技能実習計画の取り消し等の措置をとることができます。

次に、技能実習生の私生活上の自由の制限に対する禁止規定及び罰則を定めています。

次に、外国人技能実習機構の監視、監督権限の実効性についてのお尋ねがありました。

新たに設立する機関には、実地検査などの権限が法律上与えられており、仮にこれが拒まれた場

できぬため、罰則はありませんが、新たな計画の認定を行わないこととなります。また、必要に応じ、主務大臣がその職員に立入検査を行わせることができるので、この枠組みにおいて十分な実効性が確保されると考えております。

次に、受け入れ企業や監理団体を優良と判断す

る基準等についてのお尋ねがありました。

本法案では、優良な受け入れ企業や監理団体の基準については、技能等を修得させる能力や実習状況の監査を遂行する能力が高い水準を満たすものとして主務省令で定めることとしており、法務省・厚生労働省合同有識者懇談会において、優良

と判断する基準の例として、適切な相談指導体制の整備、実習生の技能評価試験での一定の合格率等の意見が出されていることを踏まえ、検討する

こととしています。

最後に、技能実習制度の拡充についてお尋ねが

ありました。

実習期間の延長及び受け入れ人数枠の拡大につ

いては、優良な受け入れ機関に限つて認めるもの

であることから、技能実習の適正な実施へのイン

センティブが高まるものであり、また、対象職種

の拡大については、送り出し国の一ニーズや公的評

価システムの存在等を考慮して行うものであり、

いざれも制度本来の趣旨に沿つた措置であると考

えております。

以上です。（拍手）

○議長（大島理森君） これにて質疑は終了いたしました。

次に、技能実習生の私生活上の自由の制限

に対する禁止規定及び罰則を定めています。

次に、外国人技能実習機構の監視、監督権限の

実効性についてのお尋ねがありました。

新たに設立する機関には、実地検査などの権限が法律上与えられており、仮にこれが拒まれた場

合には、技能実習計画の認定基準への適合が判断

します。

午後二時四十二分散会

○議長（大島理森君） 本日は、これにて散会いたしました。

官 報 (号 外)

一、 昨二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

池田

佳隆君

加藤

寛治君

武部

新君

ふくだ峰之君

助田

重義君

熊田

裕通君

小田原

潔君

大野敬太郎君

佐々木

紀君

福田

達夫君

ふくだ峰之君

加藤

寛治君

武部

新君

伊東

信久君

横山

博幸君

青山

周平君

小林

史明君

船田

元君

前田

一男君

宮川

典子君

坂本祐之輔君

穴見

陽一君

中村

裕之君

高木

宏壽君

穴見

陽一君

中村

裕之君

木内

孝胤君

石川

昭政君

瀬戸

隆一君

木内

孝胤君

石川

昭政君

菅家

一郎君

高木

宏壽君

小林

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

青山

高木

菅家

一郎君

高木

貴司君

史明君

元君

前田

周平君

船田

(議案撤回)

一、去る一日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

(田島一成君外二名提出)琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案

一、昨二日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

(田島一成君外二名提出)公認心理師法案(河村建夫君外六名提出)

一、昨二日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。

(議案撤回通知)

一、去る一日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案(田島一成君外二名提出)

一、昨二日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。

公認心理師法案(河村建夫君外六名提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主

(質問書提出)

一、去る八月二十七日、議員から提出した質問主

意書は次のとおりである。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問主意書(高橋千鶴子君外一名提出)

原発事故・子ども被災者支援法に関する質問主意書(玉城デニー君提出)

一、去る八月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

子ども・被災者支援法における支援対象地域に関する政府における科学的見解等に関する質問主意書(小宮山泰子君提出)

一、昨二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁の在り方に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

ビザなし交流中止についての質問主意書に対する

政府答弁の在り方に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇

六年一月から禁止する法案が成立したこと

に対する政府答弁に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する

戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に

関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

子君提出)

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する

戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に

関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

衆議院議員緒方林太郎君提出ミニマムアクセス

米の運営等に関する再質問に対する答弁書を受

領した。

衆議院議員緒方林太郎君提出ミニマムアクセス

米の運営等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出沖ノ鳥島に関する

質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止

訪問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出ビザなし交流中止に

ついての質問主意書に対する政府答弁に関する

第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内の

サケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止

する法案が成立したことによる今後の政府対応

等についての質問主意書に対する政府答弁に関する

質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出広島及び長崎に原爆

を投下したアメリカに対する戦後七十年の節目

平成二十七年八月十八日提出
質問 第三八一号
ミニマムアクセス米の運営等に関する再質問主意書
提出者 緒方林太郎

一について
平成二十五年度にミニマム・アクセス米として輸入された米の数量の同年度における米の国内消費仕向量に対する比率は約八・八パーセントである。我が国は、ミニマム・アクセス米として輸入された米の数量の国内消費仕向量に対する比率の変化にかかわらず、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附屬書Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国)の譲許表)に定められている米の数量について、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書Aの農業に関する協定附屬書五に規定する最小限度のアクセス機会を維持する義務を履行している。

衆議院議員緒方林太郎君提出ミニマムアクセス米の運営等に関する再質問に対する答弁書を踏まえ、次通り再質問する。

一 現在、ミニマムアクセス米として輸入している七十六、七万トン(玄米ベース)は、平成二十一年度の国内コメ消費量の何パーセントに当たるか。また、この数量はWTO農業協定上は千九百八十六一千九百八十八年の国内消費量平均の七・二%相当だが、現在の比率に対する政府見解如何。

二 ミニマムアクセス米の輸入に關し、平成二十一年度、徴収したマークアップの総額を、一般輸入、SBS輸入それぞれについて答弁ありたい。また、どのような根拠でマークアップを設定した結果、そのような金額になつたのかに關し答弁ありたい。

三 ミニマムアクセス米輸入に關し、コメの種類(長粒種、中粒種、短粒種等)を指定して入札を行つてゐるのではないか。

右質問する。

内閣衆賀一八九第三八一号
平成二十七年八月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員緒方林太郎君提出ミニマムアクセス米の運営等に関する再質問に対する答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出ミニマムアクセス米の運営等に関する再質問に対する答弁書

一について
平成二十五年度にミニマム・アクセス米として輸入された米の数量の同年度における米の国内消費仕向量に対する比率は約八・八パーセントである。我が国は、ミニマム・アクセス米として輸入された米の数量の国内消費仕向量に対する比率の変化にかかわらず、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附屬書Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国)の譲許表)に定められている米の数量について、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附屬書Aの農業に関する協定附屬書五に規定する最小限度のアクセス機会を維持する義務を履行している。

平成二十五年度のいわゆるマークアップとして主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第三十条及び第三十一条の規定によるミニマム・アクセス米の買入及び売渡しにより政府が得た売買差益は、同法第三十条に規定する方式(以下「一般輸入」という)においては全体としては生じておらず、同法第三十一条に規定する方式においては全体としては約七十三億円である。これらは、入札等を行つた結果によるものである。

三について
一般輸入によるミニマム・アクセス米の買入に係る入札においては、国内における実需者のニーズ等を勘案し、長粒種、中粒種等の種類を指定して行つている。

平成二十七年八月十八日提出
質問 第三八二号
沖ノ鳥島に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

沖ノ鳥島に関する質問主意書

衆議院議員緒方林太郎君提出中国の南シナ海等に対する認識に関する質問に対する答弁書を踏まえ、八月六日、東アジアサミット及びASEAN地域フォーラムの外相会合における次の王中國外相発言に付て、次の通り質問する。

[T]he delegate of Japan also mentioned the South China Sea issue and claimed that all artificial land features cannot generate any legal rights. But let's first have a look at what Japan has done. Over the past years, Japan spent 10 billion yen building the Rock of Okinotori, turning this tiny rock on the sea into a man-made island with steel bars and cement. And on that basis, Japan submitted its claim to the United Nations over the continental shelf beyond the 200-nautical-mile exclusive economic zone. The majority members of the international community found Japan's claim inconceivable and did not accept it.

[T]he majority members of the international community found Japan's claim inconceivable and did not accept it. しかし、国際社会の大多数のベハガー（the majority members of the international community）が、日本の主張（claim）を想像もつかない（inconceivable）のだと捉え、受け入れなかつた（did not accept it）との認識を、我が國は有してゐる。

一一 平成二十四年四月二十八日の「我が國の大陸

棚延長申請に関する大陸棚限界委員会の勧告についての外務報道官談話において、「勧告の詳細については、現在精査しているところでは、日本が申請した七海域のうち六海域について勧告が出されており、その六海域の一つである四国海盆海域について、沖ノ鳥島を基点とする我が國の大陸棚延長が認められている」と評価します。」とある。四国海盆について、沖ノ鳥島を基点とする我が國の大陸棚延長が認められてくると判断できる根拠は勧告のどの部分か。

一一 国連海洋法条約第百二十一條³には「人間の居住又は独自の経済的生活を維持する」とのできるない岩は、排他的經濟水域又は大陸棚を有しない」とある。四国海盆について沖ノ鳥島を基点とする我が國の大陸棚延長が認められているところであれば、沖ノ鳥島は「人間の居住又は独自の経済的生活を維持する」とのできない岩ではないとの理解である。

右質問する。

内閣衆質一八九第三八二号

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出沖ノ鳥島に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出沖ノ鳥島に関する質問に対する答弁書

一一 に付て

我が國として、御指摘のよしな認識は有してゐる。

一一 に付て

先の答弁書（平成二十四年四月二十八日内閣衆

質一八九第三七六号。以下「前回答弁書」といふ。)の(iii)について述べたとおり、我が国は、海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号、以下「国連海洋法条約」という。）第七十六条⁴に規定する大陸棚の限界に関する委員会（以下「大陸棚限界委員会」という。）に対し、我が國の大陸棚の外側の限界を二百海里を超えて設定すること（以下「大陸棚延長」という。）に関する情報を提出し、平成二十四年四月、大陸棚限界委員会により、四国海盆海域についての沖ノ鳥島を基点の一つとする大陸棚延長に関する事項を含む勧告（以下「本件勧告」といふ。）が行われた。我が国は、九州・パラオ海嶺南部海域について、大陸棚限界委員会により早期に勧告が行われるよう努力を継続しており、本件勧告の詳細を具体的に明らかにするところでは、今後の大陸棚限界委員会の対応に影響を及ぼすおそれがあることから、お尋ねにお答えする」とは差し控えた。

「さなし交流拠点訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する質問主意書

〔政府答弁書〕（内閣衆質一八九第三六六号、三四六号、一一一四号）、「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三〇〇号、一八二号、二六九号）及び「政府答弁書三」（内閣衆質一八九第二四七号）を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、答弁書を起案した者の官職氏名、また歐州局の誰が起案したか明らかにするよう政府に問うてきたが、政府は、「政府答弁書（内閣衆質一八九第三六六号）において、「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月十九日内閣衆質一八九第二六九号）につけてでお答えしたとおりで、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない」とし、また過去の答弁書でも一貫して避けた答弁をなしているだけである。当方は、政府が無責任で、不誠実な答弁しかなされないので、再三にわたり、起案した者の官職氏名を聞いているのである。何故、政府は起案した者の氏名を明らかにできないのか。避けた答弁ではなく、質問に対し真摯に答えるべきだ。

一 過去の質問主意書で、平成四年に「さなし交流がスタートしてから現在にいたるまでに、地域の交流会で北方領土問題についていろいろ意見交換があつたか時系列で示すより間うつてきたが、政府は、「政府答弁書」（内閣衆質一八九第二八一号）についてでお答えしたとおりである」との答弁（御指摘の「交流会」は、相互理解の増進を図るために、四島交流訪問事業参加者と北方四島住民との間で自由な意見交換を行

質一八九第三七六号。以下「前回答弁書」といふ。)の(iii)について述べたとおり、我が国は、海洋法に関する国際連合条約（平成八年条約第六号、以下「国連海洋法条約」という。）第七十六条⁴に規定する大陸棚の外側の限界に関する委員会（以下「大陸棚限界委員会」という。）に対し、我が國の大陸棚の外側の限界を二百海里を超えて設定すること（以下「大陸棚延長」という。）に関する情報を提出し、平成二十四年四月、大陸棚限界委員会により、四国海盆海域についての沖ノ鳥島を基点の一つとする大陸棚延長に関する事項を含む勧告（以下「本件勧告」といふ。）が行われた。我が国は、九州・パラオ海嶺南部海域について、大陸棚限界委員会により早期に勧告が行われるよう努力を継続しており、本件勧告の詳細を具体的に明らかにするところでは、今後の大陸棚限界委員会の対応に影響を及ぼすおそれがあることから、お尋ねにお答えする」とは差し控えた。

「さなし交流拠点訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する質問主意書

〔政府答弁書〕（内閣衆質一八九第三六六号、三四六号、一一一四号）、「政府答弁書」（内閣衆質一八九第三〇〇号、一八二号、二六九号）及び「政府答弁書三」（内閣衆質一八九第二四七号）を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、答弁書を起案した者の官職氏名、また歐州局の誰が起案したか明らかにするよう政府に問うてきたが、政府は、「政府答弁書（内閣衆質一八九第三六六号）において、「お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年六月十九日内閣衆質一八九第二六九号）につけてでお答えしたとおりで、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない」とし、また過去の答弁書でも一貫して避けた答弁をなしているだけである。当方は、政府が無責任で、不誠実な答弁しかなされないので、再三にわたり、起案した者の官職氏名を聞いているのである。何故、政府は起案した者の氏名を明らかにできないのか。避けた答弁ではなく、質問に対し真摯に答えるべきだ。

一 過去の質問主意書で、平成四年に「さなし交流がスタートしてから現在にいたるまでに、地域の交流会で北方領土問題についていろいろ意見交換があつたか時系列で示すより間うつてきたが、政府は、「政府答弁書」（内閣衆質一八九第二八一号）についてでお答えしたとおりである」との答弁（御指摘の「交流会」は、相互理解の増進を図るために、四島交流訪問事業参加者と北方四島住民との間で自由な意見交換を行

うじことを目的としており、当該行事で出された意見の逐一についてお答えすることは差し控えたい。」をなすだけで、また過去の答弁書でも一貫して避けた答弁をなしているだけである。何故、「…当該行事で出された意見の逐一についてお答えすることは差し控えたい。」のか、その理由を説明されたい。

三 改めて、平成四年にビザなし交流がスタートしてから現在にいたるまでに、地域交流会で北方領土問題についてどういう意見交換があつたか答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第三八三号

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流中止に対する政府答弁に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「ビザなし交流が、急きよ中止になつた。
対する政府答弁に関する第三回質問主意書
本年五月十五日から行われる予定だつた第一回
右と、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三六七
号)、「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三四七
号)及び「政府答弁書」(内閣衆質一八九第三二五
号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書及び前々回質問主意書で、
「政府答弁書を起案した者及び決裁を行つた
者」について、その官職氏名を明らかにする必
要があるとは考えていない」と判断した者を明
らかにするよう問うてきただ、「前回答弁書」
(内閣衆質一八九第三六七号)では、何ら誠実に
答弁をなされていない。また「前々回答弁書」
(内閣衆質一八九第三四七号)及び「政府答弁書」
(内閣衆質一八九第三二五号)でも不誠実な答弁
書を繰り返しなしてはいるだけである。「政府答弁
書を起案した者及び決裁を行つた者の官職氏名
を明らかにする必要がない」と判断した者を明
らかにできない理由があるのか。理由があるの
であれば答えられたい。

二 「前回答弁書」(内閣衆質一八九第三六七号)、
「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第三四七号)及
び「政府答弁書」(内閣衆質一八九第三二五号)を
起案した者の官職氏名、また決裁を行つた者の
官職氏名を明らかにされたい。また、質問に対
し誠実な答弁を求める。

[別紙]

衆議院議員鈴木貴子君提出ビザなし交流押
捉島訪問に係る新聞報道についての政府答
弁の在り方に関する質問に対する答弁書
一について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七
年六月十九日内閣衆質一八九第二六九号)一に
ついてでお答えしたとおりであるから、お尋ね
の「起案した者」について、その官職氏名を明ら
かにする必要があるとは考えていない。
二及び三について
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七
年六月三十日内閣衆質一八九第二八一号)二に
ついてでお答えしたとおりである。

右質問する。

一 前回質問主意書及び前々回質問主意書で、
「政府答弁書を起案した者及び決裁を行つた
者」について、その官職氏名を明らかにする必
要があるとは考えていない」と判断した者を明
らかにするよう問うてきただ、「前回答弁書」
(内閣衆質一八九第三六七号)では、何ら誠実に
答弁をなされていない。また「前々回答弁書」
(内閣衆質一八九第三四七号)及び「政府答弁書」
(内閣衆質一八九第三二五号)でも不誠実な答弁
書を繰り返しなしてはいるだけである。「政府答弁
書を起案した者及び決裁を行つた者の官職氏名
を明らかにする必要がない」と判断した者につ
いて、その官職氏名を明らかにする必要がある
とは考えていない。

二について
先の答弁書(平成二十七年八月十四日内閣衆
質一八九第三六七号)。以下「三六七号答弁書」と
いいう。は、外務省欧州局において起案し、同省
においてしかるべき決裁を経た上で、内閣とし
て決定したものである。

また、三四七号答弁書及び先の答弁書(平成
二十七年七月二十一日内閣衆質一八九第三二五
号)に係るお尋ねについては、三六七号答弁書
二についてでお答えしたとおりである。

右質問する。

一 過去の質問主意書で、「法案」が成立したこと
により、今後政府として「法案」実施の延期など、ロシア側に働きかける考えはあるかと何度も
問うてきただが、政府は避けた答弁をなすだけ
で、質問に対し答えていない。当方は、「法案」
実施の延期などをロシア側に働きかけるかどうか
質問しているのである。現時点で、政府とし
て成立した「法案」実施の延期など、ロシア側に
働きかける考えはあるか否か、イエスかノーか
で答えられたい。

内閣衆質一八九第三八五号
平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三
衆議院議長 大島理森殿

衆議院請願、鈴木貴子君提出のシニア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二　原爆投下はハーゲ法(武力紛争法)にふれるか否か答えられたい。
　　原子爆弾は、非人道的無差別殺人といえる大量破壊兵器だと政府は認識するか否か答えられたい。

年八月十四日内閣衆議院一八九第三(七二号)一から三までについてでお答えしたとおりである。三について

なる方式は異なるのか。もし、異なるのであれば、具体的にどう異なるのかを明らかにされたい。

〔別紙〕
サケ・マス流し漁業を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出口シア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問に対する答弁書について

三 前回質問主意書で、広島・長崎に原爆を投下されたアメリカに対し、謝罪、反省を求めるべきではないかと問うたところ、「前回答弁書」(内閣文庫)は、衆議院第三七二号では、「：他方、戦後約七十年を経た現時点において米国に対し謝罪、反省を求めるよりも、政府としては、人類に多大な慘禍をもたらし得る核兵器が将来二度と使用されるようなことがないよう、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指して、現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねていくことが重要であると考える」と答弁されているが、日本として、具体的にどのような行動、発信をするのか明らかにされたい。

条約（以下「CTBT」という。）の早期発効等に向けた現実的かつ実践的な取組に尽力していく。具体的には、平成二十七年八月には広島においてCTBT賛人グループ会合及び国連軍縮会議が開催され、また、同年十一月には長崎において第六十一回パグウォッシュ会議世界大会が開催される予定である。また、同年九月にニューヨークにおいて開催されるCTBT発効促進会議では、我が国が共同議長国を務める予定である。我が国は、こうした機会を通じ、核兵器のない世界の実現に向け、更に努力を続けていく所存である。

内閣衆質 八九第三八七号
平成二十七年八月二十八日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員吉村洋文君提出技術的制限手段に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉村洋文君提出技術的制限手段に関する再質問に対する答弁書

について

先の答弁書(平成二十七年八月十一日内閣衆質一八九第三五八号。以下「前回答弁書」という。)一から三までについてでお答えしたところ、御指摘の「不正競争防止法の一部を改正す

平成二十七年八月十八日提出
質問第三八六号

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問主意書

內閣衆質一八九第三八六号
平成二十七年八月二十八

森殿大臣日
安倍晋三

技術的制限手段に関する再質問主意書

書
洋文
息書
では、
た事例は、不正競争防止法の一部を改正する法律案の検討過程において、通商産業省(当時)が他人の施した技術的制限手段の効果を妨害する方式として念頭に置いていたものである。したがつて、当該事例以外であつても、不正競争防

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問主意書

をむかえた政府の認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二 「当該技術的制限手段の効果を妨げる」方式について、平成十一年二月九日付通商産業省「不正競争防止法の一部を改正する法律案内閣法制局第四部長説明資料」六頁で示した以外の方式が存在するのか、もしあれば、その具体的な内容を明らかにされたい。

化する場合には、同条第一項第十号及び第十一号に規定する「技術的制限手段の効果を妨げる」に該当するが、どのような事例が該当するかについては、個別具体的に判断すべきものであることから、一概にお答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

十五年法律第四八号は、それぞれその目的を異にし、それぞれの目的に応じて規制の対象を定めているところである。具体的には、不正競争防止法第二条第一項第十号及び第十一号に規定する「技術的制限手段の効果を妨げる」とは、同条第七項に規定する技術的制限手段の効果を弱化又は無効化することをいうものと解しておあり、また、著作権法第三十条第一項第二号に規定する「技術的保護手段の回避」とは、同法第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。)を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物・実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるもの)を除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。ただし、それぞれの規定にどのような事例が該当するかについては、個別具体的に判断すべきものであることから、両者の違いについて一概にお答えすることは困難である。

平成二十七年八月二十一日提出
質問 第三八八号

TPP交渉に対する政府の認識及び見解等に

提出者 鈴木 貴子

内閣衆質一八九第三八八号
平成二十七年九月一日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に対する
政府の認識及び見解等に關する再質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する再質問主意書「前回答弁書」(内閣衆賀一八九第三七四号)を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、先の沖縄戦で米軍が火炎放射器で民間人を殺傷した行為は、ハーベイ法

別編

支那の政治的、社会的、経済的問題に対する政府の認識及び見解等に関する再質問に対する答弁書

会合は七月三十一日午後（日本時間八月一日午前）、大筋合意に至らないまま閉幕した。

「前回答弁書」(内閣衆質一八九〇第三六〇号)を踏まえ、再質問する。

前回質問主意書でTEPCOは我が国が参加することにより、第一次産業・第二次産業・第三次産業において、我が国ここで何がプラスで

少産業において我が国はどこで何が(?)どう何がマイナスか、具体的に数字をもつて説明するよう求めたところ、「前回答申書〔内閣農業

（前回答弁書）内閣衆質
一八九第三六〇号では、「TPP協定について
は、現在交渉中であり、「つづき」の參照とする。

は、現在交渉中であり、TEPへの参加によると、我が国の第一次産業、第二次産業及び第三次産業への影響について具体的な数字を挙げてお示

美の影響にして、具体的な数字を挙げて示しすることは困難である」とした答弁をされてゐる。政府は我が国がTPPに参加することによる

政府は我が國が「1919」に参加する以前より第一次産業、第二次産業及び第三次産業に対する影響試算ができるか否か明らかにさ

我が国がTPPに参加することにより、第一
二回の会議で、第三回の会議で決まりた
れたい。

次産業、第二次産業及び第三次産業にとつて何がプラスで何がマイナスであるか明らかにされ

たい。
右質問する。

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

議長の報告

内閣衆質一八九第三八九号

平成二十七年九月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する再質問に対する答弁書

戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起案し、同省においてかかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二及び三について

お尋ねの答弁書は、外務省北米局において起案し、同省においてかかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

平成二十七年八月二十一日提出

質問 第三九〇号

来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

対し、日本から経済制裁解除を働きかけるべきと考えるが、安倍首相の考え方如何。右質問する。

内閣衆質一八九第三九〇号

平成二十七年九月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

お尋ねの質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

平成二十六年三月二十四日に我が国を含む主

要国首脳会議参加七か国(以下「G7」という。)

首脳により発出された「ハーグ宣言」では、「ロ

シアがその方向を変更し、G8で意味のある議

論を行う環境に戻るまで、G8への参加を停止」することとしている。政府としては、ウク

ライナ情勢の現状等に鑑みれば、現時点ではロ

シアを含めた八か国で意味のある議論を行える

とは考え難いと認識している。

二及び三について

政府として、ウクライナに関する問題の平和的解決のためにロシアが積極的かつ明確な行動

を行う場合には、我が国が講じた措置を緩和又

は解除する用意があることは、既に明確にして

いるところである。G7各との外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控

えないが、引き続き、停戦合意の履行状況を注

ていく。

来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問主意書

一 来年五月二十六日、二十七日の日程で、伊勢志摩(三重県志摩市)で行われるサミットに、ロシアを加えたG8サミットにする考えを、安倍首相は考へているか。

二 ウクライナ問題で停戦合意がなされて五ヵ月が過ぎた。ロシアに対する経済制裁を日本はやめるべきと考えるが、安倍首相の考え方如何。

三 ウクライナ問題でロシアになされている経済制裁解除にむけて、アメリカはじめG7各国に

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律の一部を改正する法律案(参議院回付)

第五章第一節中第二十八条の次に次の三条を加える。
(研修の実施)
第十八条の二 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有し、又は保有しようとするときは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、政令で定めることにより、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため必要なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティ)をう。第三十五条の二において同じ。の確保に関する事項その他の事項に関する研修を行うものとする。

(委員会による検査等)

第二十八条の三 特定個人情報ファイルを保有する行政機関 独立行政法人等及び機構は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について委員会による検査を受けるものとする。

2 特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、委員会に対して当該特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の取扱いの状況について報告するものとする。

(特定個人情報の漏えい等に関する報告)
第十八条の四 個人番号利用事務等実施者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じたときは、委員会に報告するものとする。

第五章第二節中第三十五条の次に次の二条を加える。
(特定個人情報の保護を図るために連携協力)

第三十五条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るために、サイバーセキュリティの確保のための規則で定めるところにより、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報と情報を共有すること等により相互に連携を図らながら協力するものとする。

第二十条の二 委員会は、特定個人情報の保護を図るために内閣官房に置かれる組織と情報を共有すること等により相互に連携を図らながら協力するものとする。

附則第三条の次に次の二条を加える。

(日本年金機構に係る経過措置)
第二条の二 日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかるとおり、附則第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までに、附則第一条第四号に掲げる事務の処理を行なうことができる。

第一節 特定個人情報保護評価を第一節 特定個人情報保護評価等に改める。
第二節 特定個人情報保護委員会を「委員会」に改める。

第四十八条の五中「情報収集等業務」の下に「又は資料提供等業務」を加える。

附則第三条第一項各号列記以外の部分中「次の各号」の下に「(第四号厚生年金被保険者である場合にあっては、第三号を除く。)」を、「掲げる者」の下に「(同項第二号に掲げる者である場合にあっては、第四号厚生年金被保険者を除く。)」を加える。

第二条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「の被保険者」を「の被保険者をいい、「第一号等厚生年金被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者のうち」に改め、「に限る。」を削る。

第三条第一項及び第三項第六号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項第七号中「算定方法」の下に「その他その拠出」を加え、同項第七号の二中「拠出する」を「拠出することができることを定める」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 企業型年金加入者が掛金を拠出することができるることを定めない場合であつて、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができるることを定めるときは、その旨

第四条第一項第二号及び第三項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者の求めに応じ、これを閲覧させなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、前条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項

の承認をしたときは、厚生労働省令で定める事項を連合会に通知しなければならない。

第五条第二項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同条第四項に改める。

第五十五条第二項第四号中「方法」の下に「の他その拠出」を加え、同項第六号中「第七十三条の二」の下に「及び第百三十三条第一項」を加える。

第九条及び第十条第三号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項第六号中「厚生年金被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第十一條中「さらに」を「更に」に改め、同条第四号中「厚生年金保険の被保険者を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第十九条第一項中「企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、」を「政令で定める基準に従い」に改め、「により、」の下に「年一回以上、定期的に」を加える。

第二十条中「係る」の下に「一年間の」を、「同じ。」の下に「の総額」を加え、「一月につきを一年間に」に、「額の」を「額の総額の」に改め。

第二十一条第一項及び第二十二条の二第一項中「毎月の」を削る。

第六十二条第三項中「第六号」を「第五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「国民年金法第八十九条第一項第一号に係る部分に限る。」、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたを「保険料免除者となつた」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を削り、同項第九号中「企業年金等対象者」を「企業型年金等対象者」に改め、同号を同項第七号とする。

第六十四条第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

勵省令で定めるところにより」を加える。

第四十六条第一項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改める。

第五十九条第一項個人型年金加入者掛金の額は、「一年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は」に、「二月につき」を「一年間に」に改め、「額の下に「総額の」を加え、「又は第二号加入者」を「第二号加入者」に改め、「同じ。」の下に「又は第三号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。)」を加える。

第六十二条第一項第一号中「者を」を「者(以下これらの人を「保険料免除者」という。)」に改め、同項第二号中「企業型年金加入者」の下に「(企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。)」を加え、「第三項第九号」を「第三項第七号に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。」に改め、「企業年金等対象者」を「企業型年金等対象者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者

第七十九条第一項中「毎月の」を削る。

第七十条第一項中「前月分の」及び「(第二号

加入者がその事業所又は船舶に使用されなく

なった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金」を削る。

第七十七条第一項中「毎月の」を削る。

第七十二条第一項中「前月分の」及び「(第二号

加入者がその事業所又は船舶に使用されなく

なった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金」を削る。

第七十九条第一項中「毎月の」を削る。

第七十二条第一項中「前月分の」及び「(第二号

加入者がその事業所又は船舶に使用されなく

なった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金」を削る。

第六十四条第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

附則第三条第一項中「第四号厚生年金被保険

の計算の基礎となる各月につき」を「政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第六十九条第一項個人型年金加入者掛金の額は、「一年間の個人型年金加入者掛金の額の総額は」に、「二月につき」を「一年間に」に改め、「額の下に「総額の」を加え、「又は第二号加入者」を「第二号加入者」に改め、「同じ。」の下に「又は第三号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。)」を加える。

第六十二条第一項第一号中「者を」を「者(以下これらの人を「保険料免除者」という。)」に改め、同項第二号中「企業型年金加入者」の下に「(企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。)」を加え、「第三項第九号」を「第三項第七号に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。」に改め、「企業年金等対象者」を「企業型年金等対象者」に改め、同項に次の一号を加える。

三 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者

第七十九条第一項中「毎月の」を削る。

第七十条第一項中「前月分の」及び「(第二号

加入者がその事業所又は船舶に使用されなく

なった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金」を削る。

第七十七条第一項中「毎月の」を削る。

第七十二条第一項中「前月分の」及び「(第二号

加入者がその事業所又は船舶に使用されなく

なった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金」を削る。

第七十九条第一項中「毎月の」を削る。

第七十二条第一項中「前月分の」及び「(第二号

加入者がその事業所又は船舶に使用されなく

なった場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金」を削る。

第六十四条第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

附則第三条第一項中「第四号厚生年金被保険

者である場合にあつては、第三号を除く。」及び「又は継続個人型年金運用指団者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指団者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指団者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者（同項第二号に掲げる者である場合にあつては、第四号厚生年金被保険者を除く。）に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したもの）をいう。第六号において同じ。）であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものを」を削り、同項第一号中「六十歳未満」を「保険料免除者」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「継続個人型年金運用指団者にあつては、継続個人型年金運用指団者となつた日」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第三条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の三」を「第五十四条の六」に改める。

第三条第三項第一号中「事業主」の下に「次項及び第五項」を、「第四十七条第五号」の下に「第五十四条の五、第五十五条第二項第四号の二」を加え、「及び第七十八条」を「並びに第七十八条」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

（一） 第五項に規定する簡易企業型年金を実施する場合にあつては、その旨

第三条第三項第八号の次に次の二号を加え

び「又は継続個人型年金運用指団者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指団者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指団者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者（同項第二号に掲げる者である場合にあつては、第四号厚生年金被保険者を除く。）に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したもの）をいう。第六号において同じ。）であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものを」を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同項第六号中「継続個人型年金運用指団者にあつては、継続個人型年金運用指団者となつた日」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第三条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の三」を「第五十四条の六」に改める。

第三条第三項第一号中「事業主」の下に「次項及び第五項」を、「第四十七条第五号」の下に「第五十四条の五、第五十五条第二項第四号の二」を加え、「及び第七十八条」を「並びに第七十八条」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

（一） 第五項に規定する簡易企業型年金を実施する場合にあつては、その旨

第三条第三項第八号の次に次の二号を加え

る。

八の二 第二十三条の二第一項の規定により

指定運用方法を提示することとする場合に

あつては、指定運用方法の提示に関する事項

八の三 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の四 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の五 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の六 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の七 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の八 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の九 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の十 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の十一 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の十二 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の十三 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

八の十四 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の十五 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の十六 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の十七 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の十八 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の十九 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十一 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十二 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十三 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十四 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十五 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十六 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十七 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十八 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の二十九 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十一 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十二 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十三 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十四 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十五 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十六 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

八の三十七 第二十六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手續に関する事項

年金といふ。）について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類（厚生労働省令で定める書類に限る。）の添付を省略することができる。

一 実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者（厚生労働省令で定める者を除く。）が実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有すること。

二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が百人以下であること。

三 その他厚生労働省令で定める要件

前各項に定めるもののほか、企業型年金に係る規約の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

四 第一条の同意を得たことを証する書類

三 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合であつて、当該実施事業所において確定給付企業年金又は退職手当制度を実施しているときは、改め、「当該実施事業所において実施されていいる」及び「（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。」を削り、同項第四号中「又は」を「及び」に改め、「第二十三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第七条第四項中「前各項」に改め、同項同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

二 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他の政令で定める基準に従つて行われなければならない。

三 事業主は、第一項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合（第二項の規定により再委託した場合を含む。）は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行

（指定運用方法の選定）

四 第二十三条の二 企業型運用関連運営管理機関

五 第八条第二項に規定する資産管理契約の契約書

六 その他厚生労働省令で定める書類

七 要件に適合する企業型年金（第十九条第二項及び第二十三条第一項において「簡易企業型

え、必要があると認めるときは、確定拠出年金運営管理機関の変更その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十九条第二項中「ところにより算定した額」を「もの」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、簡易企業型年金に係る事業主掛金の額については、政令で定める基準に従い企業型年金規約で定める額とする。

第二十二条第一項中「措置」の下に「継続的に」を加え、同条第二項中「継続的に実施するとともに」を削る。

第二十三条第一項中「を企業型年金規約で定めるところに従つて少なくとも三以上選定し」を（次条第一項において「対象運用方法」という。）を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上（簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行つ簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあつては、二以上）で選定し、企業型年金規約で定めるところにより改め、同項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他の政令で定める基準に従つて行われなければならない。

三 事業主は、第一項の規定により確定拠出年金運営管理機関に運営管理業務の全部又は一部を委託した場合（第二項の規定により再委託した場合を含む。）は、少なくとも五年ごとに、運営管理業務の実施に関する評価を行

（指定運用方法の選定）

四 第二十三条の二 企業型運用関連運営管理機関

五 第八条第二項に規定する資産管理契約の契約書

六 その他厚生労働省令で定める書類

七 要件に適合する企業型年金（第十九条第二項及び第二十三条第一項において「簡易企業型

り、前条第一項の規定により提示する運用の方法のほか、対象運用方法のうちから一の運用の方法を選定し、企業型年金加入者に提示することがができる。

2 前項の規定により選定した運用の方法(以下「指定運用方法」という。)は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るためにものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定により指定運用方法を選定する場合について準用する。

第二十四条中「前条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、「次条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(指定運用方法に係る情報の提供)

第二十四条の二 企業型運用関連運営管理機関等は、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を選定し、提示した場合は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項に係る情報を企業型年金加入者に提供しなければならない。

一 指定運用方法に関する利益の見込み及び損失の可能性

二 指定運用方法を選定した理由

三 第二十五条の二第二項の事項

四 その他厚生労働省令で定める事項

第二十五条第二項中「運用の指図」の下に「(以下この章において単に「運用の指図」という。)」を加え、「提示運用方法」を「第二十三条第一項の規定により提示された運用の方法(第二十三條の二第一項の規定により指定運用方法が提示された場合には、当該指定運用方法を含む。以下この条において同じ。)(第二十六条第

一項において「提示運用方法」という。)」に、「方法」を「運用の方法」に改め、同条第三項中「第一項の運用」を「運用」に改め、「同項の」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例)

第二十五条の二 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から起算して三月以上で企業型年金規約で定める期間(次項において「特定期間」という。)を経過してもなお企業型記録関連運営管理機関等が企業型年金加入者から運用の指図を受けないときは、当該企業型記録関連運営管理機関等は、同項の事項及び当該指定運用方法を当該企業型年金加入者に通知しなければならない。

一 第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されている場合であつて、企業型年金加入者がその資格を取得したとき

企業型年金加入者がその資格を取得したとき、その後最初に事業主掛金又は企業型年金加入者掛け金(次号及び第三項において「事業主掛け金等」という。)の納付が行われた日

二 企業型年金加入者がその資格を取得している場合であつて、第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法が提示されたとき

われた日

前項の規定による通知を受けた企業型年金

加入者が特定期間を経過した日から二週間以上で企業型年金規約で定める期間(次項において「猶予期間」という。)を経過してもなお運用の指図を行わないときは、当該企業型年金加入者は、当該通知に係る指定運用方法を選択し、かつ、当該指定運用方法にその未指図を個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を

行つたものとみなす。

3 前項の「未指図個人別管理資産」とは、個人別管理資産のうち、第一項の規定による通知に係る猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び同日後に納付される事業主掛け金等について運用の指図が行われていないものをいう。

第二十六条中「から運用の方法を除外しようとするときは」の下に「企業型年金規約で定めるところにより」を加え、「前条第一項の」を削り、「の同意」を「(以下この条において「除外運用方法指図者」という。)所在が明らかでない者を除く。」の三分の二以上の同意を」に改め、同条に次の二条を加える。

2 企業型運用関連運営管理機関等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から三週間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかつた場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

3 企業型運用関連運営管理機関等は、第一項の規定により運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。

4 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることのできないときは、同項の通知を除外運用方法指図者に通知しなければならない。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等(確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。)に当該申出をし換を申し出ることができる。

下に「並びに確定給付企業年金の資産管理運用機関等及び機構への個人別管理資産」を加え、第二章第八節中同条を第五十四条の六とし、第五十四条の二の次に次の三条を加える。

(他の制度の資産等の移換があつた場合の運用の指図の特例)

第五十四条の三 第五十四条第一項又は前条第一項の規定により移換される資産又は脱退時金相当額等がある場合における第二十五条の二の規定の適用については 同条第三項中「及び同日後」とあるのは「同日後」と「を

いう」とあるのは「及び同日後」に第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により移換される資産又は脱退時金相当額等について運用の指図が行われていないものを行なう」とする。

(確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第五十四条の四 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、当該企業型年金の資産管理機関からそ

の個人別管理資産の移換を受けることができると定められているときは、当該企業型年

金の資産管理機関にその個人別管理資産の移

換を申し出ることができる。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等をいう。以下同じ。)に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとす

(退職金共済契約の被共済者となつた者等の個人別管理資産の移換)

第五十四条の五 実施事業所の事業主が会社法

(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為(以下この条において「合併等」という。)をした場合であつて、当該合併等に係る事業主が、当該合併等により企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約を締結するときは、当該事業主は、当該企業型年金加入者であつた者の同意を得て、当該企業型年金の資産管理機関に独立行政法人勤労者退職金共済機構(次条において「機構」という。)への当該同意を得た企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産の移換を申し出ることができるもの。

第五十五条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて、その使用する第

一号厚生年金被保険者の数が百人以下のも

のをいう。以下この章において同じ。)が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

第五十五条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第七十三条において準用する第二十

三条の二第二項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあつては、指

定運用方法の提示に関する事項

五の三 第七十三条において準用する第二十

六条第一項の規定により運用の方法を除外することとする場合にあつては、除外に係る手続に関する事項

第五十五条第二項第六号中「個人型年金加入者又は」を「の資格を取得した者又は個人型年金加入者若しくは」に改め、「の資格を取得した者」を削る。

第五十六条第一項第二号中「又は」を「及び」に改め、「第二十三條第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(中小事業主掛金)

第六十八条の二 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が前条第一項の規定により掛金を拠出する場合(第七十条第二項の規定により当該中小事業主を介して納付を行う場合に限る。)は、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に、掛金を拠出することができるもの。

第六十九条中「一年間の個人型年金加入者掛け金の額」の下に「(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛け金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。)」を加える。

(中小事業主掛金の納付)

第七十条の二 中小事業主は、第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出するときは、個人型年金規約で定めるところにより、連合会に納付するものとする。

第七十条の次に次の一条を加える。

2 中小事業主は、前項の規定による掛け金(以下「中小事業主掛け金」という。)を拠出する場合には、中小事業主掛け金の拠出の対象となる者について、一定の資格を定めることができることについて、この場合において、中小事業主は、同項の同意を得なければならない。

第五十五条第二項第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第七十三条において準用する第二十

三条の二第二項の規定により指定運用方法を提示することとする場合にあつては、指

当に差別的なものであつてはならない。

4 中小事業主掛け金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、中小事業主が決定し、又は変更する。

5 中小事業主は、前項の規定により中小事業主掛け金の額を決定し、若しくは変更したとき、又は中小事業主掛け金を拠出しないこととなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、中小事業主掛け金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。

6 中小事業主が中小事業主掛け金を拠出するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その名称、住所その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があつたときは、中小事業主掛け金を拠出しないこととなつたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

8 確定給付企業年金の加入者となつた者の個人別管理資産の移換

第七十四条の四 個人型年金に個人別管理資産がある者は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会からその個人別管理資産の移換を受けることができる旨が定められているときは、連合会にその個人別管理資産の移換を申し出ることができる。

9 連合会は、前項の規定による申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出をした者の個人別管理資産を移換するものとする。

10 第七十四条の五 前三条に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額等及び確定給付企業年金の資産管理運用機関等への個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

ついで準用する。

第七十一条第一項中「前条第二項」を「第七十条第二項」に改める。

第十七条の二第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

11 第七十四条の二第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

12 第七十四条の三 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

13 第七十四条の四 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

14 第七十四条の五 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

15 第七十四条の六 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

16 第七十四条の七 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

17 第七十四条の八 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

18 第七十四条の九 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

19 第七十四条の十 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

20 第七十四条の十一 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

21 第七十四条の十二 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

22 第七十四条の十三 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

23 第七十四条の十四 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

24 第七十四条の十五 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

25 第七十四条の十六 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

26 第七十四条の十七 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

27 第七十四条の十八 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

28 第七十四条の十九 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

29 第七十四条の二十 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

30 第七十四条の二十一 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

31 第七十四条の二十二 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

32 第七十四条の二十三 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

33 第七十四条の二十四 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

34 第七十四条の二十五 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

35 第七十四条の二十六 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

36 第七十四条の二十七 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

37 第七十四条の二十八 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

38 第七十四条の二十九 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

39 第七十四条の三十 第二十五条の二第三項中「納付される事業主掛け金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を継続することが困難であると認められること。

二 基金の場合にあつては、基金の加入者の数が、当該実施事業所を減少させた後においても、第十二条第一項第四号(基金を共同して設立している場合にあつては、同項第五号)の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれること。

三 当該実施事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあつては、規約において、当該減少に係る実施事業所の事業主が、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち当該規約で定める額を、掛金として一括して拠出する旨を定めていること。

第七十九条第一項中「認可」の下に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該加入者等の同意を得た場合に、厚生労働大臣の承認を受けずに、当該同意を得た加入者等に係る当該権利義務の移転を申し出ることができる。

第七十九条第二項中「前項本文の規定による」に、「厚生労働大臣」を厚生労働大臣に、「同項」を「同項本文」に、「承継する」を承継し、同項ただし書きの規定による申出があつたときは移転確定給付企業年金の加入者等の同意を得て、同項ただし書きの権利義務を承継する」に改める。

第八十一条の二第一項中「当該加入者の資格を喪失した日ににおいて当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有す

る者を除く。」であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であった期間が政令で定める期間に満たないものを「規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に限る。」に改める。

第九章 確定給付企業年金と確定拠出年金との間の移行等

第八十二条の二第一項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第二項中「以外の者」の下に「(以下この条において「移換加入者以外の加入者」といいう。)」を加え、同条第三項中「同意」の下に「及び移換加入者以外の加入者の同意」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第八十二条の二第四項」を「第八十二条の二第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による積立金の移換に伴いその使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所の事業主の掛金が増加しない場合として厚生労働省令で定める場合には、第二項の規定にかかわらず、その使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所については、当該移換加入者以外の加入者の同意を要しない。

5 事業主等は、第一項の規定によりその資産管理運用機関等が積立金の一部を移換したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

3 第一項の規定による申出に基づき、中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により積立金を移換したときは、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

4 第一項の規定による積立金の移換に伴いその使用される加入者の全てが移換加入者以外の加入者である実施事業所については、当該移換加入者以外の加入者の同意を要しない。

5 事業主等は、第一項の規定によりその資産管理運用機関等が積立金の一部を移換したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該積立金を移換した者に係る給付の支給に関する義務を免れる。

第九章に次の二条を加える。

(確定給付企業年金から独立行政法人勤労者退職金共済機構への積立金等の移換)
第八十二条の四 実施事業所の事業主が会社法

よりこれらの項に規定する個人別管理資産の移換を受けた場合又は中小企業退職金共済法第十七条第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定により機構から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し若しくは同法第三十三条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けた場合は、これらの金額を原資として、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該加入者に対し、老齢給付金等の支給を行うものとする。

2 事業主等は、前項の規定により老齢給付金等の支給を行うこととなつたときは、その旨を当該加入者に通知しなければならない。
(中小企業退職金共済法の一部改正)

第五条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 雜則(第三十二条—第三十四条)」を「第六節 雜則(第三十二条—第三十四条)」を「第七節 雜則(第三十二条—第三十四条)」に改める。

第十七条第一項中「規定する確定給付企業年金」の下に「(第三十一条の三及び第三十二条において「確定給付企業年金制度から」の移換額の条)」を「(第三十一条の三及び第三十二条において「確定給付企業年金」という。)」を、「企業型年金」の下に「(第三十一条の三及び第三十二条において「企業型年金」という。)」を、「資産管理運用機関等」の下に「(第三十一条の三及び第三十二条において「資産管理運用機関等」という。)」を、「資産管理機関」の下に「(第三十一条の三及び第三十二条において「資産管理運用機関」という。)」を加える。

第二十七条第一項及び第二項中「第三十一条の二第一項」の下に「又は第三十一条の三第一項」を加える。

第二章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の二節を加える。

第六節 企業年金制度からの移換額の移換等

(資産管理運用機関等からの移換額の移換等)

第三十一条の三 事業主(確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしたものに限る。)が、その雇用する加入者(確定給付企業年金法第二条第四項に規定する加入者をいいう。第六項及び次条第一項において同じ。)であつた者又は企業型年金加入者(確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいいう。第六項及び次条第一項において同じ。)であつた者を被共済者として退職金共済契約を締結する場合において、次の各号に掲げる者が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該各号に定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該各号に掲げる者との契約で定めるところについて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該資産の移換を受けるものとする。

- 一 資産管理運用機関等 確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金又は同法第八十九条第六項に規定する残余財産
- 二 資産管理機関 確定拠出年金法第一条第十二項に規定する個人別管理資産

2 機構が、前項各号に定める資産の移換を受けた場合において、当該移換を受けた資産の額(以下この条において「移換額」という。)のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者の当該政令で定める額に係る確定給付企業年金法第二十八条第一項に規定する加入者期間又は確定拠出年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者であつた者を被共済者として退職金共済契約を確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をする前から締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 移換額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該移換を受けた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率をえた率の複利による計算をして得た元利合計額(当該移換を受けた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余额」という。)

二 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余额を加算した額前項の残余の額を有する退職金共済契約が

解除されたときにおける解約手当金の額は、第六条第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約が解除されたときは、その旨を当該移換額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者期間を超えることができない。

7 前項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかるわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により読み替えて準用する場合を含む。の規定による申出に従い機構が移換を受けた移換額に係る退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかるわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により算定される退職金の額に一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかるわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等)

8 第六項の規定により読み替えて準用する第一項の規定による申出に従い移換額の移換を機構が受けた退職金共済契約が解除されたときは、当該移換額を加算した額とする。

9 第二十九条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかるわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により算定される退職金の額は、第十条第一項ただし書及び第二項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条第三項、前条第三項及び第七項並びに第三項及び第七項の規定にかかるわらず、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第二項又は前条第三項若しくは第七項の規定により算定される退職金の額に政令で定める額を加算した額とするほか、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第二十二条の四 共済契約者が会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法律の規定による合併、会社分割その他の行為として厚生労働省令で定める行為(以下この項において「合併等」という。)をした場合であつて、当該合併等により退職金共済契約が第八条第三項第一号の規定に基づき解除された被共済者を加入者とする確定給付企業年金又は企業型年金加入者とする企業型年金を実施するとき

名称及び主たる事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならぬ。

第百三十七条の三の三 基金は、吸収合併契約について代議員会において代議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。

第百三十七条の三の四 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日(次項において「議決日」という。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

第百三十七条の三の五 基金は、前条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

第百三十七条の三の六 吸収合併存続基金は、

第百三十七条の三の七 基金は、職能型基金が、その事業に関して有する権利義務であつて次項に規定する吸収分割承継基金となる地域型基金の地区に係るものを当該地域型基金に承継させる場合に限り、厚生労働大臣の認可を受け、吸収分割(基金がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の基金に承継させることをいう。以下同じ。)をすることができる。

第二回 分割

第百三十七条の三の八 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があつて、知っている債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、二月を下ることができない。

第百三十七条の三の九 基金は、前条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

第百三十七条の三の十 基金は、前条の代議員会の議決があつたときは、その議決があつた日(次項において「議決日」という。)から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

第三回 雜則

第百三十七条の三の十一 基金は、前条第一項の期間内に、その債権者に対し、異議があつて一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かかる事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

第二回 分割

第百三十七条の三の十二 吸収分割承継基金は、吸収分割契約の定めに従い、第百三十七条の三の七第一項の認可を受けた日に、吸収分割基金の権利義務を承継する。

第百三十七条の三の十三 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第五百三号)第一條から第八条まで、第二条第三項各号及び第四条第三項各号を除く)及び商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第五百三号)附則第五条第一項の規定は、前項目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第二条第一項及び第二項中「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同項中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、同条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めある」ことあるのは「国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第百三十七条の三の十第一項に規定する議決日から起算して、二週間を経過する」と、同法第三条から第八条まで(第

2 基金は、議決日から第百三十七条の三の第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を作成する事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

2 基金は、議決日から第百三十七条の三の第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を作成する事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

2 基金は、議決日から第百三十七条の三の第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を作成する事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

2 基金は、議決日から第百三十七条の三の第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を作成する事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

2 基金は、議決日から第百三十七条の三の第一項の認可を受ける日までの間、前項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表を作成する事務所に備え置き、その債権者から請求があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

四条第三項を除く)の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「国民年金法第百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十七条の三の十四 民法第三百九十八条の九第三項から第五項まで並びに第三百九十八条の十第一項及び第二項の規定は、前目の規定により吸収分割基金が吸収分割をする場合について準用する。この場合において、同法第三百九十八条の九第三項中「前二項」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百三十七条の三の十四において準用する次条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第二百三十七条の三の十五 吸収合併存続基金が、第二百三十七条の三の六の規定により権利義務を承継したときは、吸収合併存続基金に年金の支給に関する義務が承継された者の吸収合併消滅基金の加入員期間は、吸収合併存続基金の加入員期間とみなす。

第二百三十七条の三の十六 この款に定めるものほか、基金の合併及び分割に関する事項は、政令で定める。

第二百三十七条の十第三項に次のただし書を加える。

四条第三項を除く)の規定中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、同法第四条第三項中「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に」とあるのは「国民年金法第二百三十七条の三の七第一項の認可を受ける日の前日までの日で分割基金が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

ただし、特別の事情があるときは、規約で定めるところにより、会員である基金の理事長の過半数の同意を得て、連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱することを妨げない。

第百三十七条の十二第二項ただし書中「年金に関する」を「連合会の業務の適正な運営及び国民年金基金制度の適切な運用に必要な」に改め

第三百三十七条の十五第二項第一号中「ことその他基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業であつて政令で定めるもの」を「事業」に改め、同項に次の二号を加える。

三 基金への賛意又は打撃を行ふ事業の健全な発展を図るものとして政令で定める事業

四 国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業

第一百三十七条の二十一第一項中「が支給する
年金について」の下に「第二十一条の二の規定

は、連合会が支給する年金及び一時金について」を、「連合会」との下に「第二十一条の二

中「支払うべき年金給付」とあるのは「支払うべき一時金」と「年金給付の支払金」とあるのは「一時金の支払金」である。

「賃金の支払金」とを加える。

第一号を同様第三号の如く、同様第一号の如く、
の一号を加える。

十七条の三の十一第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれらの規定による閲覧を拒んだとき。

〔第百四十八条中「第百三十七条の四第二項」を
「第百三十七条の四の三第二項」に改める。
附則第五条第十二項中「同項第二号に掲げる
者に限る。次項」を同項第一号に掲げる者を除く。
〔第十四項〕に改め、同条第十三項中「第百三
十七条の二の五」を「第百三十七条の四」に、「附
則第五条第十三項」を附則第五条第十四項に
改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項
の次に次の一項を加える。

びに同法第七十九条及び第八十二条の二の改正規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第八項及び第四十一条第三号の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十七年十月一日

三 第三条の規定、第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第五条の規定並びに第六条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表改正後確定給付企業年金法第八十八条の項の次に一項を加える改正規定、同表改正後確定拠出年金法第四条第一項第二号の項を改める改正規定及び同表改正後確定拠出年金法第五十四条の二第二項の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第四条から第六条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)
第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(第二条の規定による確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中確定給付企業年金法第七十八条の次に一条を加える改正規定並

する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金の納付及び給与からの控除については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた改正前確定拠出年金法第三十三条第一項の老齢給付金の支給の請求であつて、この法律の施行の際、支給をするかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者又は同条第十項に規定する個人型年金加入者の資格喪失している者に係る改正前確定拠出年金法附則第三条第一項の脱退一時金の支給については、なお従前の例による。

(第三条の規定による確定拠出年金法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前に第三条の規定による改正前の確定拠出年金法(次項及び第三項において「改正前確定拠出年金法」といいう。)第三条第一項の承認の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 第三号施行日前に納付されることとされるいる改正前確定拠出年金法第三条第七号に規定する事業主掛金、同項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金及び改正前確定拠出年金法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金に係る運用の方法の選定及び提示、運用の指図並びに運用の方法の除外については、なお従前の例による。

3 第三号施行日から起算して五年を超えない期間において、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に改正前確定拠出年金法第二十三

条第一項(改正前確定拠出年金法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定により同項の企業型運用関連運営管理機関等(改正前確定拠出年金法第七十三条において同項の規定を準用する場合にあつては、改正前確定拠出年金法

に規定する運用関連業務を行う改正前確定拠出年金法第三項第三号の個人型年金加入者等に係る改正前確定拠出年金法第二条第七項第二号に規定する運用関連業務を行う改正前確定拠出年金法

第五十五条第二項第三号の個人型年金加入者等に係る改正前確定拠出年金法第三項第四号の確定拠出年金運営管理機関(以下この項において同じ。)が提示している運用の方法の数が、第三条の規定による改正後の確定拠出年金法(以下この項及び次項において「改正後確定拠出年金法」という。)第

二十三条第一項(改正後確定拠出年金法第七十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める数を超える場合における当該企業型運用関連運営管理機関等に係る同項の規定の適用につ

いては、同項中「企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数」とあるのは、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律

第二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同法第三条の規定による改正前の

第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示している運用の方法の数」とする。

4 改正後確定拠出年金法第五十四条の五の規定は、第三号施行日以後に行われる同条に規定す

る合併等について適用する。

(確定給付企業年金法の一部改正に伴う経過措置)

業年金法第八十二条の四の規定は、第三号施行日以後に行われる同条第一項に規定する合併等について適用する。

(中小企業退職金共済法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の中小企業退職金共済法第三十一条の四の規定は、第三号施行日以後に行われる同条第一項に規定する合併等について適用する。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の国民年金法(以下この条において「改正前国民年金法」という。)第百二十四条第二項ただし書の規定により選挙された国民年金基金の理事である者は、施行日に、第七条の規定による改正後の国民年金法(次項において「改正後国民年金法」という。)第百二十四条第二項ただし書の規定により選挙されたものとみなされる者の任期は、

二十三条第一項(改正後確定拠出年金法第七十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める数を超える場合における当該企業型運用関連運営管理機関等に係る同項の規定の適用につ

いては、同項中「企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数」とあるのは、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律

第二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同法第三条の規定による改正前の

第二十三条第一項の規定により企業型年金加入者等に提示している運用の方法の数」とする。

4 改正後確定拠出年金法第五十四条の五の規定は、第三号施行日以後に行われる同条に規定す

る合併等について適用する。

(確定給付企業年金法の一部改正に伴う経過措置)

業年金法第八十二条の四の規定は、第三号施行日以後に行われる同条第一項に規定する合併等について適用する。

に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第三条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号

1 厚生年金適用事業所の事業主が、従業員数

が百人以下であること等の要件に適合する企業型確定拠出年金(以下「簡易企業型年金」という。)に係る規約の承認を受けようとするときは、企業型確定拠出年金(以下「企業型年金」という。)を実施しようとするときに提出が必要な書類のうち一部の添付を省略することができるものとすること。

2 企業型年金等を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であつて従業員数が百人以下のものは、従業員である個人型年金加入者が個人型年金に掛金を拠出するときは、当該従業員の過半数で組織する労働組合等の同意を得て、年一回以上、定期的に、掛金を拠出することができるものとすること。

3 企業型年金を実施する事業主又は個人型年金加入者は、年一回以上、定期的に掛金を拠出するものとすること。

4 国民年金の第三号被保険者、企業年金加入者及び公務員等共済加入者について個人型年金に加入できるものとすること。ただし、企業年金加入者のうち企業型年金加入者については規約において加入できる旨を定めた場合に限るものとすること。

5 確定拠出年金から確定給付企業年金等への資産の移換を行うことができるものとすること。

6 事業主は、企業型年金加入者等に対し、これらの方が行う運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置を継続的に講ずるよう努めなければならないものとすること。

7 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行ふ事業主を含む。以下「企業型運用関連業務を行ふ事業主」という。)は、運用の方法のうちから政令で定める数以下で、かつ、三

以上(簡易企業型年金の場合にあつては、二以上)のものを選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならないものとすること。

8 企業型運用関連運営管理機関等は、指定運用方法を選定し、企業型年金加入者に提示することができるものとともに、指定運用方法の選定は、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものでなければならぬものとすること。

9 この法律は、一部を除き、平成二十九年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

企業年金制度等について、働き方の多様化をはじめ社会経済構造の変化に対応するとともに、老後に向けた個人の自助努力を行う環境を整備するため、個人型年金の加入者の範囲を見直し、小規模事業所の事業主による個人型年金への掛金の納付制度の創設等の措置を講ずること。

10 本議案に対するものと認め、本議案は可決すべきものと議決した。

なお、本議案に対し、民主党・無所属クラブより、企業型運用関連運営管理機関等による確定拠出年金の運用方法の選定及び提示に関する上の元本確保型商品の提示を義務付ける規定を削除することとする改正について、現行と同様、一以上の元本確保型商品の選定を義務付けることとする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年八月二十八日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 大島 理森殿

理由
政府は、日本国とカザフスタン共和国との間に、投資の促進及び保護に関する法的枠組み

〔別紙〕

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講るべきである。

運用商品の選定及び提示に当たっては、元本確保型の運用商品を含めたリスク・リターン特性の異なる運用商品から三つ以上の運用商品が適切に選定され、加入者に提示されるよう必要な指導を行うこと。

また、労使合意の形成に際して、特に労働組合のない中小企業において、加入者の意思が合意に適切に反映されるよう必要な指導を行うこと。

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ること

これが一層重要なことであることを認識し、両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、締約国の投資家による他方の締約国との区域内における投資を拡大するための安定した、均衡的な、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要なことであることを認識し、両締約国間の区域において健康、安全及び環境の分野で適用される措置及び基準を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、この協定が外国投資に関する国際的な規則の発展についての国際的な協力の強化に寄与することを希望し、この協定が両締約国間の経済上の連携を更に深めることを信じて、

このとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(a) 企業及び企業の支店

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分(その持分から派生する権利を含む。)

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書(その債務証書から派生する権利を含む。)

(d) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利の債務証書から派生する権利を含む。)

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。)

(g) 投資受入国の法令又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可、天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。)

(h) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得(配当)、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうと方の締約国の投資家としての性質に影響を及ぼすものではない。

し、行つており、又は既に行つたものをいう。

(a) 締約国の企業

注釈 締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとった場合(投資財産の設立を認める免許又は許可のための申請を行つた場合を含む。)に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(b) 自然人

財産の設立、取得及び拡張に関し、他方の締約国の関係法令によりその国籍を有する投資家の設立、取扱い及び拡張に際して、他方の締約国が当事者であるもの又は将来当事者となるものにより与えられる特惠的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものとする。

国際協定であつて当該一方の締約国が当事者であるもの又は将来当事者となるものにより与えられる特惠的な待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものとする。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他事業体に移転すること。ただし、次いづれかの場合を除く。

(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii) 要求が、適用可能な知的財産権の保護に関する多国間協定であつて自國が締結しているものに反しない態様で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

(i) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(j) 一定の数又は割合の自国民を雇用するこ
と。

(k) 自国の区域内において

(1) の研究開発を達成すること
当該投資家が生産する物品又は当該投資家
が提供するサービスの一又は二以上を、特定
地域又は世界市場に向けて自国の区域のみか
ら供給すること。

象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するため、措置をとり、及び努力を払うこととを確保する。

第十一條

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に対し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払

第十一
条

4 関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事業及び補償の額に關し、この条に定める原則に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

(k) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。
の研究開発を達成すること。

(1) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家
が提供するサービスの一又は二以上を、特定
地域又は世界市場に向けて自国の区域のみか
ら供給すること。

第八条

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適
用される行政上及び司法上の決定並びに国際協
定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及
ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能
なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつ
た場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の書面による個別の照
会に書面により応じ、及び当該他方の締約国に
情報(当該一方の締約国が投資に関して締結す
る契約に関連する情報を含む。)を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密的情
報であつて、その開示が国内法の実施を妨げ
その他公共の利益に反することとなり、又はブ
ライバシー若しくは正当な商業上の利益を害す
こととなるものの開示を義務付けるものと解
してはならない。

第八条

1 各締約国は、法令、行政上の手続一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の書面による個別の照会に書面により応じ、及び当該他方の締約国に情報(当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む)を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が国内法の実施を妨げず、

その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するため、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一條

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望をする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条

1 いづれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- 公共の目的のためのものであること。
- 差別的なものでないこと。
- 2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正當な法の手続及び第五条の規定に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいづれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換算すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により

第九条

象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するため、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一條

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請並びに就労許可の発給に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条

1 いづれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- 公共の目的のためのものであること。
- 差別的なものでないこと。
- 2から4までの規定に従つて迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正當な法の手続及び第五条の規定に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいづれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換算すること、自由に移転すること並びに収用の日の市場における為替相場により

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の
事案及び補償の額に関し、この条に定める原則
に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行
う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政
機関に対して申立てをする権利を有する。ただ
し、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内
における革命、暴動、国内争乱若しくはこれら
に類する事件その他の緊急事態により、自國の
区域内にある投資財産に関して損失又は損害を
被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回
復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、
自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇
のうち当該他方の締約国の投資家にとつていず
れか有利なものよりも不利でない待遇を与え
る。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が
行われる場合には、実際に換価すること、自由
に移転すること並びに支払時の市場における
為替相場により関係する投資家の締約国の通貨
及び自由利用可能通貨に自由に交換することができ
るものとする。

第十四条

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自國
の投資家に対し、他方の締約国との区域内にある
当該投資家の投資財産に関連する保証契約又は
保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該
他方の締約国は、次のことを承認する。
(a) 当該支払の原因となつた当該投資家の権利
又は請求権が当該一方の締約国又はその指定
する機関に移転されること。

第十條

4 収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の
事案及び補償の額に関し、この条に定める原則
に従つて速やかな審査を受けるため、収用を行
う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政
機関に対して申立てをする権利を有する。ただ
し、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内
における革命、暴動、国内争乱若しくはこれら
に類する事件その他の緊急事態により、自國の
区域内にある投資財産に関して損失又は損害を
被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回
復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、
自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇
のうち当該他方の締約国の投資家にとつていず
れか有利なものよりも不利でない待遇を与え
る。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が
行われる場合には、実際に換価すること、自由
に移転すること並びに支払時の市場における
為替相場により関係する投資家の締約国の通貨
及び自由利用可能通貨に自由に交換することができ
るものとする。

第十四条

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自國
の投資家に対し、他方の締約国との区域内にある
当該投資家の投資財産に関連する保証契約又は
保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該
他方の締約国は、次のことを承認する。
(a) 当該支払の原因となつた当該投資家の権利
又は請求権が当該一方の締約国又はその指定
する機関に移転されること。

<p>(b) 当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有すること。</p> <p>2 1(a)に規定する権利又は請求権の移転に基づき1に規定する一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。</p>
<p>第十五条</p>
<p>1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自國の区域からの全ての資金の移転であつて、自國の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、自國の法令に定める手続に従つて、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。</p> <p>(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金</p> <p>(b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益</p> <p>(c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの</p> <p>(d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入</p> <p>(e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬</p> <p>(f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払</p> <p>(g) 第十七条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払</p> <p>2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。</p>
<p>3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自國の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。</p>
<p>(a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護</p> <p>(b) 証券の発行、交換又は取引</p> <p>(c) 刑事犯罪</p>
<p>4 裁決手続における命令又は判決の履行の確保</p>
<p>第十六条</p>
<p>1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に關して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適當な機会を与える。</p> <p>2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員からなる。</p>
<p>3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定する「紛争当事者」とは、紛争投資家及び紛争締約国をいう。</p>
<p>4 「紛争締約国」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。</p>
<p>5 「紛争投資家」とは、紛争投資家の当事者である。</p>
<p>6 4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。</p>
<p>(a) 当該紛争投資家の名称及び住所</p>
<p>(b) 当該紛争締約国との問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約(この協定のいずれの義務について違反があつたとされるかについての特定を含む。)</p>
<p>(c) 4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの</p>
<p>(d) 当該紛争投資家が求めれる救済手段及び損害賠償請求額の概算</p>
<p>7 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であつて当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができることに同意する。</p>

8	7の規定による同意及び紛争投資家のによる仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。
(a)	紛争当事者の書面による同意に関するICSI D条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定
(b)	書面による合意に関する外国仲裁裁判所の承認及び執行に関する条約(以下「ニューヨーク条約」という)第二条の規定
9	7の規定にかかるわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1(a)に規定する損失又は損害を被つたことを知つた日又は知るべきであつた最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。
10	4の規定にかかるわらず、紛争投資家は、紛争締約国の関連する法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。
11	4の規定により設置される仲裁裁判所については、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命され裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13に規定する要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター(以下この条において「ICSID」という)の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されてい
12	第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をあつてもならず、いずれの締約国にも日常の住居を有してはならず、また、いかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱つたことがあつてはならない。
13	紛争当事者のそれぞれ、4に規定する仲裁籍として受け入れられない国籍を二を上限として指定することができる。この場合において、ICSIDの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。
14	仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の締約国において行う。
15	4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案につき決定する。
16	(a) 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを交付する。 (b) 仲裁に付託された請求に関する書面による通知(当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する)。
17	紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
18	仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的
19	仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。 (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資産に關し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断 (b) 違反があつた場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)及び(ii)に規定するものの一方又は双方に限られる。 (i) 損害賠償及び適当な利子の支払 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができるることを定めるものとする。
20	仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。
21	いづれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従つて仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行つてはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかつた場合は、この限りでない。この21の規定の適用上、外交上の保
22	護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。
1	この協定(第十三条の規定を除く。)他の規定にかかるわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。 (i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に關連してとる措置
2	(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置 (i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に關連してとる措置
3	1この協定(第十三条の規定を除く。)に基づく義務に従つてとる措置
4	(a) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 (b) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十三条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。
5	第十九条 1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。 (a) 國際收支及び对外支払に關して重大な困難が生じてゐる場合又は生ずるおそれがある場合
6	(b) 例外的な状況において、資金の移転が經濟全般の運営特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合
7	2 1に規定する措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 國際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b) 1に規定する状況に対処するためには

限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限

り速やかに廃止されるものであること。

(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報される

ものであること。

(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む)をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定の規定に適合しない措置をとる場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十条

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む)をとることを妨げられない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第一条、第五条、第六条、第八条及び第十二条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。

4 第十六条及び第十七条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

5 (a) 租税に係る課税措置が収用に当たらないこと

とが(b)の規定に従つて決定された場合には、いずれの投資家も、第十二条の規定を第十七条の規定による投資紛争の付託の根拠として援用することができない。

(b) 投資家は、第十七条の規定に基づく通報を行つた時は、問題となつている課税措置が

収用に当たるか否かを決定するために、両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合又は検討したが、送付を受けてから

解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えていた待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資

財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があつた場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自己の関係法令に従い、適当な措置をとる。

4 第二十二条

1 この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第二十三条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(a)

(b)

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適當な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

4 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合に

百八十三日以内に当該課税措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第十七条の規定により当該事案を仲裁に付託することができる。

5 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

7 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

8 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

9 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

10 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

11 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

12 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

13 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

14 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

15 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

16 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

17 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

18 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

19 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

20 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

21 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

22 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

23 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

24 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

25 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

26 委員会は、一方の締約国の要請により、会合

は、民間部門との共同会合を開催することができる。

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求める件

右

国会に提出する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求める件

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を認めることを認めた。

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を認めることを認めた。

政府は、日本国とウクライナとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、平成二十七年二月五日にギエフで、投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定

日本国及びウクライナ（以下「両締約国」といふ）は、
両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、
締約国による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、

良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、
両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、
一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、
両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、
この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- (1) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、次のものを含む。
 (a) 株式、出資その他の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）
 (b) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）
 (c) 企業及び企業の支店
- (2) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
- (3) 投資財産には、投資財産から生ずる価値であつて再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。
- (4) 注釈 この(c)の規定にかかるらず、
- (5) (i) 金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証書は、当該金融機関が所在する区域の締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。
 (ii) 金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証書(i)に規定する
- (6) (a) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人
 (b) 締約国の企業

- (7) 「締約国の投資家」とは、次者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行つものといふ。
 (8) 「世界貿易機関設立協定」とは、一千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
- (9) 第二条

- (1) 各締約国は、他方の締約国による投資が自国の区域内において行われるための良好な条件を醸成する。
- (2) 一方の締約国は、自國の関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従つて権限を行使する自國の権利を留保の上、他方の締約国による投資を許可する。

		<p>第三条</p> <p>この協定のいかなる規定も、投資財産及び投資活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える次のものに影響を及ぼすものと解してはならない。</p> <p>(a) いづれか一方の締約国の法令、行政上の慣行若しくは手續又は行政上若しくは司法上の決定</p> <p>(b) 両締約国間において効力を有する国際協定に基づく義務</p> <p>(c) いづれか一方の締約国の投資家が行う投資に関する他方の締約国が義務を負うこととなつた場合には、当該義務</p>	
		<p>第四条</p> <p>1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。</p> <p>2 1の規定にかかるわらず、いづれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資活動に関し、特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。</p>	
<p>第五条</p> <p>1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。</p> <p>2 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。</p>		<p>第六条</p> <p>1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基つく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。</p> <p>2 いづれの一方の締約国も、自国の区域内において、恣意的な措置により、他方の締約国の投資家の投資活動をいかなる意味においても阻害してはならない。</p> <p>3 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産及び投資活動に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守する。</p> <p>4 各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産の利益のため、自国の区域内の投資環境を一層整備するために適当な措置をとる。この点に関して、各締約国は、投資活動並びに投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書</p>	
		<p>第七条</p> <p>一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申請をする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。</p> <p>第八条</p> <p>1 いづれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、次の要求を課し、又は強制してはならない。</p> <p>(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。</p> <p>(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。</p> <p>(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。</p> <p>(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。</p> <p>(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けること。</p> <p>(f) 輸出又は輸出のための販売を制限することにより制限すること。</p> <p>(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。</p> <p>(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置とによって課され、又は強制される場合</p> <p>(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関するものである場合</p>	
		<p>1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関するものではない。</p> <p>2 いづれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、1(g)から(k)までに規定する要求のいづれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられないものではない。</p> <p>第九条</p> <p>1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関するものではない。</p>	

<p>2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、速やかに、当該他方の締約国に情報(当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。)を提供する。</p> <p>3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。</p>	
<p>第十二条 各締約国は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。</p>	
<p>第十三条 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。</p>	
<p>第十四条 一方の締約国は、投資財産に関連する事業活動を行うことを目的として自國の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自國の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。</p>	
<p>第十五条 1 一方の締約国は、武力紛争又は自國の区域内における革命、暴動、国内内争若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自國の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を受けた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、</p>	
<p>第十六条 1 一方の締約国は、自國の区域に向けた又は自國の区域からの全ての資金の移転であつて、自國の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。</p> <p>(a) 初期の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金</p>	
<p>第十七条 1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。</p> <p>2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要</p>	
<p>てはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。</p> <p>(a) 公共の目的のためのものであること。</p> <p>(b) 差別的なものでないこと。</p> <p>(c) 2から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。</p> <p>(d) 正當な法の手続及び第六条の規定に従つて実施するものであること。</p> <p>(e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事することを認められたものよりも不利でない待遇を与える。</p> <p>2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること並びに支払時の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。</p> <p>第十五条 一方の締約国又はその指定する機関が、自國の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。</p> <p>第十六条 1 一方の締約国は、自國の区域に向けた又は自國の区域からの全ての資金の移転であつて、自國の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。</p> <p>(a) 初期の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金</p>	
<p>第十七条 1 一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。</p> <p>2 この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要</p>	

請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員及びこのようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いづれの締約国の国民でもない者とする。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかつた場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いづれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自國が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十八条

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」といいう。)が、当該投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「紛争締約国」という。)の区域内において、行政的又は司法的解決を求め

ることを妨げるものと解してはならない。

3 投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争

締約国(以下この条において「紛争当事者」という。)との間の友好的な協議により解決する。

4 紛争投資家は、紛争締約国に対して書面による協議の要請を行つた日から六箇月以内に当該協議により投資紛争が解決されない場合には、

7(a)の規定に従うことを条件として、当該投資

紛争を次のいづれかの国際的な仲裁に付託することができる。

(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家との間の投

資紛争の解決に関する条約(以下この条において「ICSID条約」という。)による仲裁。

ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみが ICSID条約の当事国である場合に限る。

5 各締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(その付託の日の後三十日以内に送付する。)

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

9 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下この条において「二ユーヨーク条約」という。)の締約国において行う。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICSI D条約及び二ユーヨーク条約を含む。)に従つて執行される。

1 この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国との区域に於ける当該他方の締約国投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 7(b)の規定に従うことを条件として、この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家(以下この条において「紛争投資家」といいう。)が、当該投資紛争の当事者である締約国(以下この条において「紛争締約国」という。)の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることが必要であると認める次の措置

7(a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設

立される拘束力を有する紛争解決のための制度に付託された場合には、そのような国内的な救済手段において最終決定が行われる前に

紛争投資家が紛争締約国の法令に従つてその請求を取り下げるときに限り、4に規定する仲裁を求めることができる。

(b) 投資紛争が4に規定する仲裁のいづれかに解決のため付託された場合には、当該投資

紛争は、司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他他の紛争締約国の法令に基づいて設立され拘束力を有する紛争解決のための制度に解決のため付託してはならない。

(c) 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(その付託の日の後三十日以内に送付する。)

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

8 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(その付託の日の後三十日以内に送付する。)

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

9 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約(以下この条において「二ユーヨーク条約」という。)の締約国において行う。

10 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICSI D条約及び二ユーヨーク条約を含む。)に従つて執行される。

1 この条の規定(第十四条の規定を除く。)の他の規定に従つた最初の日のいづれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができる。

2 5の規定にかかるわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定するものに付託することに同意する。

3 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

4 5の規定にかかるわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定するものに付託することに同意する。

5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を4に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定にかかるわらず、4に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定するものに付託することに同意する。

7(a) 投資紛争が司法裁判所、行政裁判所、行政機関その他の紛争締約国の法令に基づいて設

(i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(iii) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(iv) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(v) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(vi) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(vii) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(viii) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(ix) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(x) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xi) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xii) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xiii) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xiv) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xv) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xvi) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xvii) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xviii) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xix) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xx) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xxi) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xxii) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xxiii) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xxiv) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

(xxv) 國際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置

(xxvi) 各締約国は、1の規定に基づいてこの協定(第十四条の規定を除く。)に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

<p>2 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。</p> <p>3 いざれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。</p> <p>4 2の規定にかかわらず、この協定の終了の日前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。</p> <p>5 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。</p> <p>6 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。</p> <p>以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。</p> <p>二千十五年二月五日にキエフで、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。</p> <p>日本国のために 角 茂樹 ウクライナのために アイヴァラス・アブロマヴィチュス</p>
<p>投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書</p> <p>本件の目的及び要旨</p> <p>平成二十三年一月に我が国とウクライナとの間で投資協定の交渉を開始することについて意見が一致したことを受け、同年九月から両国間で交渉を行つた結果、協定案文について最終的に合意をみると至つたので、平成二十七年二月五日にキエフにおいて、本協定の署名が行われた。</p> <p>本協定は、我が国とウクライナとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>1 本協定の適用上、「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。</p> <p>2 一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。</p> <p>3 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなつた場合には、当該義務を遵守すること。</p>
<p>4 いざれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。</p> <p>5 いざれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適切かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。</p> <p>6 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全額の資金の移転であつて、自国の区域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。</p> <p>7 一方の締約国と他方の締約国の投資家のとの間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託されること。</p> <p>なお、本協定は、各締約国が本協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになつている。</p> <p>よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。</p>
<p>二 本件の議決理由</p> <p>理由</p> <p>政府は、日本国とウルグアイ東方共和国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、平成二十七年一月二十六日にモンテビデオで、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。</p>

めに、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようになる過程又は取得する過程(ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは提供における利用を目的とするものを除く)をいう。

(1) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附屬書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

第二条 適用範囲

1 この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次のものに関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の日に存在しているもの及びその後に設立され、取得され、又は拡張されるもの

(c) 第八条及び第二十七条の規定については、当該一方の締約国の区域内にある全ての投資財産

2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態若しくはこの協定の効力発生の前に消滅した状況に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が、法の実施及び執行、矯正、年金保険若しくは失業保険又は社会保障サービス、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、児童の保護及び保育等に係るサービス又は任務を、この協定の規定に反しない態様で提供し、又は遂行することを妨げるものと解してはならない。

第二条 適用範囲

(1) 生産若しくは提供における利用を目的とするもの（を除く）をいう。

「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附屬書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

第三回

第三条 内国民待遇
一方の締約国は、自國の区域内において、投資活動に關し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自國の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

支那の歴史と文化

(b) 訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行ふことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

「十分な保護及び保障」の要件により、締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

第七条

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があつた旨の決定は、この条の規定の違反があつたことを証明するものではない。

第六条 その他の義務

一方の締約国は、当該一方の締約国の国内当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の区域内にある企業であるものとの間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の法律に従い、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う。ただし、当該書面による合意が次の(a)から(c)までの事項に関連するものである場合に限る。

(a) 国内当局が管理する天然資源

(b) 当該一方の締約国に代わつて行う公衆に対するサービスの提供

(c) 経済基盤の整備に係る事業(政府が排他的的又は主として使用し、及び利益を得るためにのみのものを除く。)

注釈1 「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

注釈2 「書面による合意」とは、書面による合意であつて、両当事者により作成され、第二十一条14(b)の規定に基づいて適用される法律により当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの(单一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。)をいう。この場合において

第八条 特定措置の履行要求
すれの締約国も、自國の区域内における締
又は第三國の投資家の投資活動に関し、次
項の要求を課し、又は強制することができ
また、当該事項を約束し、又は履行するこ
強制することができない。
一定の水準又は割合の物品又はサービスを
出すること。
一定の水準又は割合の現地調達を達成する

(a) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為(例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認)のみをもつて、又は政令、命令若しくは判決のみをもつて、書面による合意であるとはざれない。

(b) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはさえない。

第七条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第八条 特定措置の履行要求

1 いづれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関する事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に閾

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

投資の自由化
び同報告書

四八

- (e) 連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(f) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額ども又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(h) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの二又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

(i) いづれの締約国も、自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(j) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関する外貨為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(k) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額ども又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(l) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区

- (b) 1(f)の規定は、次の場合には、適用されない。

(i) 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1(f)に規定する移転の要求を課し、又は当該移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii) 貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転若しくは使用又は財産的価値を有する情報の開示に関する要求である場合

(c) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(d) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

- | | | |
|---|--|----------------------|
| <p>3 第二条、第三条、第四条及び前二条の規定は、次のものについては、適用しない。</p> <p>(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの</p> <p>(i) 締約国の中央政府</p> <p>(ii) 日本国の都道府県又はウルグアイ東方共和国の県</p> <p>(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び県以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置</p> <p>(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新</p> <p>(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正
(当該改正又は修正の直前における当該措置と第三条、第四条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。)</p> | <p>2 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。</p> | <p>1 第十条 適合しない措置</p> |
|---|--|----------------------|

- 4 の他の方法で処分することを要求してはならない。

一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Iの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書IIの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に可能な限り通報する。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書I及び附属書IIの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第三条、第四条及び前二条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

8 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が交付する補助金又は行う贈与（政府により支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

第十一條 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に關連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

官報(号外)

2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。	3 1及び2の規定にかかるらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。	4 国際司法裁判所長が3に規定する任務を遂行することができない場合又はいすれか一方の締約国の国民である場合には、国際司法裁判所次長に対し必要な任命を行うよう要請する。同次長がこの任務を遂行することができない場合又はいすれか一方の締約国の国民である場合には、当該任命は、国際司法裁判所のいすれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。	5 この協定の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものという。
1 一方の締約国は、この協定の解釈及び適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。	2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、六箇月の期間内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いすれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に両締約国との協議の上合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いすれかの締約国の国民であつてはならず、いすれかの締約国に日常の住居を有してはならず、	3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかつた場合には、いすれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し当該任命を行うよう要請することができる。	4 国際司法裁判所長が3に規定する任務を遂行することができない場合又はいすれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し当該任命を行つよう要請することができる。
8 各締約国は、各自が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。	5 両締約国は、仲裁委員の任命に当たり、仲裁委員会の仲裁委員が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。	5 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	6 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。
(a) 各締約国は、各自が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。	(b) 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。	(a) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	(a) 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。
(b) 各締約国は、各自が選定した仲裁委員に係る費用及び自國が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。	(c) いすれの締約国政府の指示も受けていないこと。	(b) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	(b) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。
(a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約(以下この条にお	(b) いすれの締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	(c) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	(c) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。
(a) いすれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いすれかの締約国に日常の住居を有してはならず、	(b) いすれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いすれかの締約国に日常の住居を有してはならず、	(d) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	(d) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。
(b) いすれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いすれかの締約国に日常の住居を有してはならず、	(c) いすれの締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	(e) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。	(e) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国が区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものとされるべきであることを考慮する。

<p>判斷の承認及び執行に関する条約(以下この条において「ニューヨーク条約」という。)第二条の規定</p> <p>この条の規定による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。</p> <p>(a) 紛争投資家が、この条に定める手続に従つて仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。</p> <p>(b) 紛争投資家が紛争締約国に対し、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において当該投資紛争に関する手続を開始する権利を放棄する旨の書面を提出すること。</p> <p>注記：紛争投資家がこの(b)の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。</p> <p>8 7の規定にかかるわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る)を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。</p> <p>9 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の行政裁判所又は司法裁判所に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。当該紛争投資家は、その後はこの条に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。</p> <p>10 5の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被つたことを知った日又は知るべきであつた最初の日のいづれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。</p>	<p>11 3の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいづれも、12及び13の規定の要件に従い、投資紛争解決国際センター(以下この条において「I C S I D」という。)の事務局長に対し、I C S I Dの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。</p> <p>12 紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。</p> <p>(a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。</p> <p>(b) 客觀性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。</p> <p>(c) いづれの締約国政府の指示も受けていないこと。</p>	<p>請求につき、この条の規定及び次のものに従つて決定する。</p> <p>(i) 関連する書面による合意に規定する法規</p> <p>その他両紛争当事者が合意する法規</p> <p>(ii) (i)に規定する法規がない場合には、次の(A)及び(B)に規定するもの</p> <p>(A) 該当する国際法の規則</p> <p>(B) 紛争締約国の法(法の抵触に関する規則を含む。)</p> <p>15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。</p> <p>(a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知(その付託の日の後三十日以内に送付する。)</p> <p>(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し。</p> <p>16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行つた場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。</p> <p>17 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。</p> <p>(a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に關し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断</p> <p>(b) 違反があつた場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいづれか一方又は双方</p> <p>(i) 損害賠償及び適当な利子</p> <p>(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。</p> <p>仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び代理人の報酬についても裁定を下すことができる。</p>
		<p>注記：仲裁裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命する裁定を下すことはできない。</p> <p>3の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失すことなく公に利用可能なものにすることができる。</p> <p>18 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、3の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失すことなく公に利用可能なものにすることができる。</p> <p>(a) 業務上の秘密の情報</p> <p>(b) いづれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報</p> <p>(c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報</p> <p>19 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。</p> <p>(a) いづれかの締約国の関係法令により、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(I C S I D条約及びニューヨーク条約を含む。)に従つて執行される。</p> <p>20 仲裁裁判所の裁定は、特定の事件に關してのみ、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(I C S I D条約及びニューヨーク条約を含む。)に従つて執行される。</p> <p>21 この条の規定の適用上、いづれの締約国も、秘密の情報若しくは自国の関係法令により特に秘密とされ、若しくは他の方法により開示から保護される情報の開示又は開示することにより法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、若しくはプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなり得る情報の開示を義務付けられないことが了解される。</p> <p>第二十二条 一般的例外及び安全保障のための例外</p> <p>1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が</p>

		次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国が、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国内における他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。	
(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置		(b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいざれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。	
(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。		(i) 欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理	
(ii) 個人の情報処理、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護		(iii) 安全	
(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためによる措置		(e) 有限天然資源、生物資源であるか否かを問わない)の保存のために必要な措置	
2 この協定のいかなる規定第十七条の規定を除く。も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。		(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置	
(i) 戰時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時による措置		(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置	
3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。		(b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置	
4 第二十三条 一時的なセーフガード措置		1 いづれの締約国も、次のいづれかの場合に越える資本取引に係るもの及び第十九条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。	
5 第二十五条 租税に係る課税措置		(a) 国際收支及び対外支払に関する重大な困難が生じてゐる場合又は生ずるおそれがある場合	
6 第二十六条 合同委員会		(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合	
7 第二十七条 調査権		2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。	
8 第二十八条 調査権		(a) 國際通貨基金協定を締結してゐる限りにおいて、同協定に適合するものであること。	
9 第二十九条 調査権		(b) 1に規定する状況に對処するため必要な限度を超えないものであること。	
10 第三十条 調査権		(c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。	
11 第三十一条 調査権		(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。	
12 第三十二条 調査権		(e) 他方の締約国の商業上、經濟上又は金融上のものであること。	
13 第三十三条 調査権		3 第十六条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、課税措置が収用を伴うと主張する紛争投資家は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限り、第二十一条の規定に基づき投資紛争を仲裁に付託することができない。	
14 第三十四条 調査権		(a) 当該紛争投資家が、まず、両締約国の権限のある当局に対し、書面により、当該課税措置が収用を伴うか否かに係る事案を送付すること。	
15 第三十五条 調査権		(b) 両締約国の権限のある当局が(a)の規定により事案を送付された日の後百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことに合意しないこと。	
16 第三十六条 調査権		(c) この協定の範囲内の投資に關係するものについて投資環境の整備に關係するものについて情報交換し、及び討議すること。	
17 第三十七条 調査権		(d) 投資に關係するその他の事項についてこの協定に關係するものについて討議すること。	
18 第三十八条 調査権		2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適當な勧告を行うことができる。	

外(号) 報

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。
4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。
5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。
6 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。
第二十七条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準
一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国又は第三国投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家及び第三国投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。
第二十八条 利益の否認
1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資
財産に對してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合
2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、他方の締約国が採用され、又は支配される自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて、当該他方の締約国企業が当該投資を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
第二十九条 見出し
この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。
第三十条 見直し
両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年目に年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において、投資環境の可能な改善のためこの協定の見直しを行うことができる。この見直しにおいては、特に、この協定の運用、追加的な特定措置の履行要求(ライセンス契約に関連するものを含む)の禁止、企業の社会的責任及び投資の漸進的な自由化を考慮することができる。
第三十一条 最終規定
1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。
2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国との関係法令に従つて取得されたものについても適用
3 いづれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に對して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができるものとする。
4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に關しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。
5 附屬書は、この協定の不可分の一部を成す。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。
二千十五年一月二十六日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語の三の言語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。
日本国のために 田中径子
ウルグアイ東方共和国のために ルイス・ボルト
附屬書I 第十一条に規定する措置に関する留保
1 締約国の表は、次のいづれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に關し当該締約国が付する留保について、第十一条の規定
2 (a) 第三条(内国民待遇) (b) 第四条(最惠国待遇) 第八条(特定措置の履行要求)
2 留保には、次の事項を記載する。 (a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。 (b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
3 (c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるもの、透明性の観点からみ示す。 (d) 留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であつて留保の対象となるものを特定する。
4 (e) 政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。 (f) 措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新される措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
5 (g) 概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を一般的な形で記載し、この記載は拘束力を有しない。
3 留保の解釈に當たつては、当該留保に關する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。
4 「留保の種類」に特定する義務は、第十一条の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。
5 この附屬書の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

五四

日本国の表		分野 小分野	産業分類	J S I C ○一一九 その他の耕種農業	J S I C ○二四三 山林種苗生産サービス業	J S I C ○四一三 藻類養殖業	J S I C ○四一五 種苗養殖業	農林水産業(植物育成者権)
政府の段階	措置 概要	留保の種類	内国民待遇(第三条)	最惠国待遇(第四条)				
中央政府	種苗法(平成十年法律第八十三号)第十条 (a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。 は、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十九年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約(以下この附屬書において「千九百七十八条のU P O V 条約」という。)の当事国である場合又は千九百七十八条のU P O V 条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八条のU P O V 条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関する保護を認めることを条件として日本国がその国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国がその国民に対し当該保護を認める国を含む)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	中央政府	最惠国待遇(第四条)					
小分野 分野 小分野	銀行業 金融業 保護を認める場合	中央政府	最惠国待遇(第四条)					

産業分類		J S I C 六二二 銀行(中央銀行を除く。)	
留保の種類		J S I C 六三一 中小企業等金融業	
政府の段階		内国民待遇(第三条)	
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
概要	措置	概要	措置
(a) 日本国の国籍を有しない自然人	(a) 日本国の国籍を有しない自然人	(a) 日本国の国籍を有しない自然人	(a) 日本国の国籍を有しない自然人
(b) 外国政府又はその代表者	(b) 外国政府又はその代表者	(b) 外国政府又はその代表者	(b) 外国政府又はその代表者
(c) 外国の法人又は団体	(c) 外国の法人又は団体	(c) 外国の法人又は団体	(c) 外国の法人又は団体

官 報 (号 外)

七	六	五	産業分類
小分野	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置 概要	概要 措置 政府の段階 留保の種類 政府の段階 措置 概要	概要 措置 政府の段階 留保の種類 政府の段階 措置 概要
小分野	<p>六</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第一七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気 通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国 投資家について適用する。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第一七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気 通信業及びインターネット付隨サービス業への投資を行おうとする外国 投資家について適用する。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第一七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革 製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について 適用する。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>船舶の国籍に関する事項</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p> <p>中央政府</p> <p>船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条</p> <p>日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立され た会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二 以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。</p>	<p>五</p> <p>情報通信業</p> <p>電気通信業及びインターネット付隨サービス業</p> <p>J S I C 三七一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。)</p> <p>J S I C 三七二 長距離電気通信業</p> <p>J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業</p> <p>J S I C 三七二一 移動電気通信業</p> <p>J S I C 四〇一 インターネット付隨サービス業</p> <p>注 J S I C 三七一、三七二、三七一九、三七二一又は四〇一の 下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法(昭和 五十九年法律第八十六号)第九条の規定に基づく登録が求められる ものに限られる。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第一七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気 通信業及びインターネット付隨サービス業への投資を行おうとする外国 投資家について適用する。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第一七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革 製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について 適用する。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>船舶の国籍に関する事項</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p> <p>中央政府</p> <p>船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条</p> <p>日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立され た会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二 以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。</p>	<p>二</p> <p>日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本 電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に 就任してはならない。</p> <p>J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・織維製身の回り品製造業</p> <p>J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業</p> <p>J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇一 なめし革製造業</p> <p>J S I C 二〇二 工業用革製品製造業(手袋を除く。)</p> <p>J S I C 二〇三 革製履物用材料・同附属品製造業</p> <p>J S I C 二〇四 革製履物製造業</p> <p>J S I C 二〇五 革製手袋製造業</p> <p>J S I C 二〇六 かばん製造業</p> <p>J S I C 二〇七 袋物製造業</p> <p>J S I C 二〇八一 毛皮製造業</p> <p>J S I C 二〇九一 その他のなめし革製品製造業</p> <p>J S I C 二二五三 運動用具製造業</p> <p>J S I C 二二九一 皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに 限られる。</p> <p>注² J S I C 一六九四の下での活動のうち留保の対象となる活動 は、動物系接着剤(にかわ)及びゼラチン製造業に関連するものに 限られる。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第一七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革 製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について 適用する。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第一七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革 製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について 適用する。</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>中央政府</p> <p>船舶の国籍に関する事項</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p> <p>中央政府</p> <p>船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条</p> <p>日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立され た会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二 以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。</p>

九		十			
概要		分野		分野	
政府の段階		小分野		小分野	
措置		産業分類		産業分類	
中央政府		留保の種類		留保の種類	
J S I C	○五	鉱業、採石業、砂利採取業	J S I C	○五三	原油・天然ガス鉱業
内国民待遇(第三条)		J S I C		J S I C	
鉱業法(昭和二十五年法律第一百八十九号)第二章及び第三章		一七一		石油精製業	
日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。		一七二		潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	
J S I C		一七四		舗装材料製造業	
J S I C		一七九九		その他の石油製品・石炭製品製造業	
J S I C		四七一		倉庫業(冷蔵倉庫業を除く。)	
J S I C		四七二一		冷蔵倉庫業	
J S I C		五三三一		石油卸売業	
J S I C		六〇五一		ガソリンスタンド	
J S I C		六〇五二		燃料小売業(ガソリンスタンドを除く。)	
J S I C		九二九九		他に分類されないその他の事業サービス業	
注1 J S I C一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五		二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。			
注2 J S I C九二九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。					
留保の種類		内国民待遇(第三条)			
政府の段階		中央政府			
措置		外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油 業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、工 チレン、エチレン、エチレンゴール、ポリカーボネートその他の全ての有機化 学工業製品は、石油業の範囲外である。したがつて、これらの製品の製 造に対する投資について、外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出は 必要とされない。			

官 報 (号 外)

概要		措置		政府の段階	
概要		措置		中央政府	
十四					
分野 産業分類	小分野				
運輸業 航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行なう本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業(航空運送業を除く)	1 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航 空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通 大臣の許可是、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 日本国の国籍を有しない自然人 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (c) (b) (a) (a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法 人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは團 体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)まで に掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当する に至つたときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためのこれ らの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する株式会社等について も適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支 配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつ て当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏 名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合に おいて、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当するこ ととなるときは、当該請求を拒むことができる。 4 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土 交通大臣の許可を受けなければならない。 5 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日 本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通 大臣の許可を受けなければならない。 6 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用 に供してはならない。	1 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航 空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請す る次の自然人又は団体には与えられない。 日本国の国籍を有しない自然人 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (c) (b) (a) (a) から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法 人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは團 体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)まで に掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当する に至つたときは、この許可是、効力を失う。許可を受けるためのこれ らの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する株式会社等について も適用する。 3 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支 配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつ て当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏 名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合に おいて、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当するこ ととなるときは、当該請求を拒むことができる。	1 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航 空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請す る次の自然人又は団体には与えられない。	1 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航 空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可是、これを申請す る次の自然人又は団体には与えられない。
十五					
分野 産業分類	小分野				
運輸業 航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行なう本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業(航空運送業を除く)	1 内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条) 中央政府	1 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第一章 航空運輸業(航空機登録原簿への航空機の登録)	1 航空法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録 は認められない。 日本国の国籍を有しない自然人 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体	1 航空法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録 は認められない。 日本国の国籍を有しない自然人 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

報 (号外)

概要									
二十 二十一	分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要	措置	政府の段階	留保の種類	分野 小分野 産業分類	水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 內陸水運業 J S I C 四五四一 内航船舶貸渡業 内国民待遇(第三条)	輸送業 中央政府
二十二 二十一	分野 小分野 産業分類 留保の種類	分野 小分野 産業分類 留保の種類	概要	措置	政府の段階	留保の種類	分野 小分野 産業分類	水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 內陸水運業 J S I C 四五四一 内航船舶貸渡業 内国民待遇(第三条)	輸送業 中央政府
二十二 二十一	上水道業 J S I C 三六一 上水道業	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行つてはならない。	内国民待遇(第三条) 最惠国待遇(第四条) 中央政府	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条 日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行つてはならない。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第一百一十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第一百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)は、事前届出の要件の適用から除外される。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第一百一十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第一百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)は、事前届出の要件の適用から除外される。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第一百一十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第一百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)は、事前届出の要件の適用から除外される。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第一百一十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第一百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)は、事前届出の要件の適用から除外される。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第一百一十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第一百六十一号)第三条 外國為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業(日本国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)は、事前届出の要件の適用から除外される。

政府の段階		措置	概要	中央政府
ウルグアイ東方共和国の表	道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。			
小分野	分野	留保の種類	漁業	外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
内国民待遇(第三条)	内国民待遇(第三条)	特定措置の履行要求(第八条)	特定措置の履行要求(第八条)	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
経営幹部及び取締役会(第九条)	経営幹部及び取締役会(第九条)	法律第一万三千八百三十三号	法律第一万三千八百三十三号	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
政府の段階	措置	法律第一万三千八百三十三号	法律第一万三千八百三十三号	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
中央政府		法律第一万四千六百五十号	法律第一万四千六百五十号	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		法律第一万八千四百九十八号	法律第一万八千四百九十八号	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		法律第一万九千百七十五号	法律第一万九千百七十五号	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		千九百九十七年政令第二百四十九号	千九百九十七年政令第二百四十九号	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		二千四年政令第二百三十三号	二千四年政令第二百三十三号	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		基線から十二海里までの内水及び領海内で操業する商業漁業(海洋における狩猟活動を含む。)は、ウルグアイ東方共和国(以下この表において「ウルグアイ」という。)が相互主義に基づいて締結した国際協定における取決めに影響を及ぼすことなく、専ら許可されたウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、ウルグアイの国民である船長、商船員又は漁ろう長によって指揮されなければならず、また、当該船舶の乗組員の少なくとも九十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。この割合は、国際協定に従つて変更することができる。	基線から十二海里までの内水及び領海内で操業する商業漁業(海洋における狩猟活動を含む。)は、ウルグアイ東方共和国(以下この表において「ウルグアイ」という。)が相互主義に基づいて締結した国際協定における取決めに影響を及ぼすことなく、専ら許可されたウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、ウルグアイの国民である船長、商船員又は漁ろう長によって指揮されなければならず、また、当該船舶の乗組員の少なくとも九十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。この割合は、国際協定に従つて変更することができる。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		ウルグアイにおいて許可された国際的な水域においてのみ操業する漁船については、乗組員の少なくとも七十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。	ウルグアイにおいて許可された国際的な水域においてのみ操業する漁船については、乗組員の少なくとも七十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		外国を旗国とする船舶は、国家水資源局により保持される登録簿に記録されるとおり、行政の承認に従い、第一段の十二海里的区域と基線から二百海里との間の区域においてのみ漁ろう及び狩猟が許可される。これらの船舶は、操業を開始する前に、免許及び許可を取得しなければならない。	外国を旗国とする船舶は、国家水資源局により保持される登録簿に記録されるとおり、行政の承認に従い、第一段の十二海里的区域と基線から二百海里との間の区域においてのみ漁ろう及び狩猟が許可される。これらの船舶は、操業を開始する前に、免許及び許可を取得しなければならない。	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国為替及び外國貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

投資の自由化 び同報告書

促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及

平成二十七年九月三日

号
び投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

六〇

官 報 (号 外)

概要	<p>前段の規定にかかわらず、非金属鉱物資源の鉱床(建築用資材として直接に使用され、鉱物性材料の物理的又は化学的な変化を引き起す産業の工程を経ていない非金属鉱物資源の鉱床を含む)は、政令法第一万五千二百四十二号及びその改正が定める条件に従い、土地所有者による開発のために留保される。</p> <p>鉱床及び鉱山の探査及び開発は、専ら(a)国又は公的企業によつて行われ、また、(b)鉱業の権原に基づいて行われる。</p> <p>それぞれの権原に基づく鉱業権の享有は、特定の規定及び特定の契約の規定により規律される。</p> <p>操業する特許を受けた者であつて、金属鉱石を輸出する立場であるものは、輸出ごとの產品の価額の十五パーセントを本船渡し(F.O.B.)価格で国内市場に供給しなければならない。</p>
概要	<p>内国民待遇(第三条)</p> <p>最惠国待遇(第四条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p> <p>中央政府</p> <p>鉄道輸送サービス</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>最惠国待遇(第四条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p> <p>中央政府</p> <p>定期運航乗合旅客輸送</p> <p>ウルグアイは、国内の及び国際的な定期運行乗合旅客輸送サービスを提供する権利を留保するが、私企業に特許及び許可を与える。当該特許及び許可は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業に対してのみ与えられる。</p> <p>ウルグアイの企業とは、ウルグアイに在住するウルグアイの国民が、(i)経営し、(ii)管理し、及び(iii)資本の過半数を所有する企業をいう。</p> <p>不定期運行乗合旅客輸送観光客及び観光客以外の輸送)</p> <p>これらのサービスの提供は、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業のために留保される。</p> <p>国際旅客貨物輸送</p> <p>ウルグアイの国民が資本の過半数を所有し、かつ、実質的に管理している企業のみが、国際貨物旅客輸送を行うことができる。</p> <p>国際道路貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びボリビア)の間の国際地上交通協定(A.T.I.T.)により、相互主義に基づいて、ウルグアイの道路の運営者に与えられる。</p> <p>海上交通サービス及び補助的なサービス</p> <p>内国民待遇(第三条)</p> <p>最惠国待遇(第四条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p>
概要	<p>内国民待遇(第三条)</p> <p>最惠国待遇(第四条)</p> <p>経営幹部及び取締役会(第九条)</p> <p>ウルグアイの鉄道の運営者に与えられる。</p>
概要	<p>国際鐵道貨物輸送サービスへのアクセスは、南米南部諸国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ及びボリビア)の間の国際地上交通協定(A.T.I.T.)により、相互主義に基づいて、ウルグアイの鉄道の運営者に与えられる。</p>

政府の段階
措置

中央政府

法律第一万二千九十一号

法律第一万四千三百六号(第三百九条)

法律第一万六千三百八十七号(第十八条)(法律第一万六千七百三十六号)

第三百二十二条により改正されたもの)

法律第一万七千二百九十六号(第二百六十三条)

法律第一万八千四百九十八号

法律第一万八千八百九十一号

政令法第一万四千六百五十号(第一章、第二章及び第五章)

千九百九十四年政令第三十一号

政令法第一万四千六百五十号(第一章、第二章及び第五章)

概要

ウルグアイの港と沿岸地域との間で行われる国内船舶輸送サービスを対象とする内航海運貿易(ウルグアイの管轄内の水域において行われる船舶による救助活動、積卸し、えい航その他の活動を含む。)は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。当該船舶は、特定の税(例えは、船舶の装備、販売及び収入に係る税)を免除される。

行政府は、ウルグアイを旗国とする船舶が利用可能ではない場合は、外国を旗国とする船舶に対し、内航海運業務の実施を許可するための免除を認めることができる。

ウルグアイ国内で内航海運業務を行う船舶は、次の要件に従うものとする。

(a) 当該船舶が自然人によって所有される場合には、当該自然人がウルグアイに在住するウルグアイの国民であること。

(b) 当該船舶が企業によって所有される場合には、当該船舶がウルグアイの国民の管理及び監督の下にあること。

(c) 当該船舶が企業によって所有される場合には、上級乗組員(船長、機関長及び無線通信士を含む。)の九十パーセントがウルグアイの国民であること。

(d) その他の乗組員の少なくとも九十パーセントがウルグアイの国民であること。

(e) 権限のある当局から通航の承認を得ずに操業している船舶の場合は、船長、機関長及び無線通信士又は一等航海士がウルグアイの国民であること。

ウルグアイ及びアルゼンチンそれぞれの国境の港の間の河川を横断する旅客及び車両の輸送は、ウルグアイ又はアルゼンチンを旗国とする船舶のために留保される。

ウルグアイの外國貿易(輸入及び輸出)の全ての貨物輸送のうちの半分は、ウルグアイを旗国とする船舶のために留保される。ただし、外国を旗国とする船舶に対し、外國貿易のその留保された部分の輸送を行ったための免除が認められる。

ウルグアイは、相互主義に基づいて、ウルグアイの外國貿易における貨物輸送へのアクセスについて制限を課すことができる。

十				
措置	政府の段階	留保の種類	小分野	分野
航空サービス	内国民待遇(第三条) 最惠国待遇(第四条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条)	内国民待遇(第三条) 最惠国待遇(第四条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条)	航空サービス	
中央政府	法律第一万二千五十八号 政令法第一万四千三百五十八号	法律第一万二千五十八号 政令法第一万四千三百五十八号	中央政府	
中央政府	法律第一万四千三百五十九号 政令法第一万四千三百五十九号 千九百七十三年政令第八百八号 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第三百五十八号 二千一年政令第一百八十三号 二千十年政令第一百四五号	法律第一万四千三百五十九号 政令法第一万四千三百五十九号 千九百七十三年政令第八百八号 千九百七十四年政令第三百二十五号 千九百七十七年政令第三十九号 千九百七十八年政令第三百五十八号 二千一年政令第一百八十三号 二千十年政令第一百四五号	中央政府	
ウルグアイ航空規則(第六十一号、第六十二号及び第六十五号)				ウルグアイを旗国とする商船は、次の要件を満たす場合には、特定の税を免除される。

概要

ウルグアイの航空貿易関係は、実効的な相互主義の原則に基づく。航空券代理店及び航空券販売店の設立を含む航空活動の実施には、国際基準並びに航空法(政令法第一万四千三百五号及びその改正)及びその規則の規定に基づく特許又は承認が必要とされる。

ウルグアイに発着する航空サービスを提供する外国の国際航空企業又は当該サービスの提供は行わないがウルグアイにおいて直接に若しくは代理店、販売店若しくは販売の承認を受けた第三の企業(その性質及び名称を問わない)を通じて旅客に航空券の販売を行う企業は、ウルグアイの航空商業権を含む国の財産の開発に対する補償として、ウルグアイにおいて販売された航空券(全ての経路を構成するもの)につき、その価格の最大十五パーセントの割合の料金を発券又は支払の形態及び場所を問わず支払う。

ウルグアイの航空運送企業のみが、国内航空運送サービス(国内営業)を行う航空機を操業し、ウルグアイの航空運送人として定期及び不定期の国際航空運送サービスを提供することができる。

国内航空事業は、専らウルグアイの企業が行う。国が直接に国内航空事業を行う場合を除くほか、旅客、郵便物及び貨物に関する定期の国内航空事業は特許を受けた者によって行われ、不定期の国内航空事業は許可に基づいて行われる。

ウルグアイの航空事業企業のみが、ウルグアイ国内の非運送航空サービスを提供する航空機を操業することができる。

航空当局は、国内航空サービスについて、同様の権利が相互主義に基づいて与えられている場合に限り、外国の企業に対して許可することができる。

企業は、ウルグアイの航空運送企業又はウルグアイの航空事業企業となるためには、ウルグアイに居住するウルグアイの国民が当該企業の五一パーセントを所有していなければならない。

ウルグアイの企業は、ウルグアイの免許を有していなければならぬ。もつとも、航空当局は、サービスの提供を確保するため又は国民の便宜上の理由により、外国の免許を有する航空機の使用を例外的に許可することができる。

ウルグアイの航空運送企業及びウルグアイの航空事業企業の経営者を含む全ての乗組員及び人員は、国家民間航空・航空インフラ局が別段の承認を与える場合を除くほか、ウルグアイの国民でなければならない。

航空機の所有者は、航空機の登録を申請するためには、ウルグアイに在住する者でなければならない。この条件は、共同所有である場合には、共同所有者の五十一パーセントであつて、航空機の価値の五十一パーセントを超える権利を有する者がウルグアイに在住する者であることにより確認される。行政は、前記の居所に関する条件を妨げることなく、航空機の所有者が当該航空機の登録のために満たすべき他の条件を定める。

ウルグアイを旗国とする航空運送人は、保守及び修理を含む業務上のニーズを、可能な限り国内の供給源で満たすものとする。航空タクシー・サービスに関する外国の事業者は、当該外国がウルグアイの航空サービス事業者に対して同一の待遇を与える場合には、当該事業者に認められる権利、特典又は利益により、ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域で操業することができる。

十一			
概要	措置	分野 小分野 留保の種類	
政府の段階			
		航空写真サービス及び農業上の運航サービス	
		内国民待遇(第三条)	
		最惠国待遇(第四条)	
		特定措置の履行要求(第八条)	
		経営幹部及び取締役会(第九条)	
	中央政府	中央政府	
		政令法第一万四千三百五号(航空法)	
		一千九百七十四年政令第三百二十五号	
		一千九百七十七年政令第三十九号	
		一千九百七十八年政令第二百五十八号	
		一千九百九十四年政令第三百十四号	
		二千零年政令第二百四十五号	
		一千九百五十二年七月四日の政府評議会政令第二万四千四百九号	
		自由飛行区域における航空写真サービス活動は、航空写真家登録簿に登録した者に認められる。同登録簿に登録するためには、航空士、運航者及び技術者を含む職員は、ウルグアイの国民でなければならない。ただし、権限のある当局がこの要件を免除する場合は、この限りでない。	
		ウルグアイの領域及び管轄権が及ぶ水域において可搬式センサーにより調査を行うこと及び当該調査により得られた資料を処理することについて許可を得るために、ウルグアイの国民又はウルグアイの企業であるとの要件が満たされる必要がある。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。	

十四	十三	十二	
措置	措置 概要	措置 概要	措置 概要
政府の段階	政府の段階	政府の段階	政府の段階
措置	措置 概要	措置 概要	措置 概要
小分野 留保の種類	小分野 留保の種類	小分野 留保の種類	小分野 留保の種類
分野 留保	分野 留保	分野 留保	分野 留保
十四	十三	十二	
農業上の運航。 行政府は、 国内の手段によってこの分野の要求が満たされない状況においては、 権限のある当局の要請により、 外国の航空機が一時的に入国することを許可することができる。	開発(例えば、 炭化水素資源の探査、 水産業、 かんがい研究、 地質調査等)に用いられる航空事業は、 ウルグアイの企業に留保される。 権限のある当局は、 ウルグアイの企業が特定の要件を満たすことができない場合に限り、 ウルグアイの領域における外国の企業の操業を一時的に許可することができる。	ウルグアイの国民又はウルグアイの企業(航空士、 運航者及び技術者を含む)のみが、 航空宇宙感知機操業者登録簿に登録することができる。 ただし、 この要件が明示的に免除される場合は、 この限りでない。 企業に関しては、 その役員の過半数がウルグアイの国民でなければならぬ。	
法律第一万六千四百二十六号(第一条)	法律第一万八千四百一号(第三十四条)	政令法第一万五千三百二十二号(第八条)	
中央政府	中央政府	中央政府	
内国民待遇(第三条)	内国民待遇(第三条)	内国民待遇(第三条)	
金融サービス	金融サービス	金融サービス	
金融仲介業(銀行業)	金融仲介業(銀行業)	金融仲介業(銀行業)	
イ・ペソ建てであるか他の通貨建てであるかにより異なる。	預金保険によって保証される銀行預金の最高額は、 預金がウルグアイ・ペソ建てであるか他の通貨建てであるかにより異なる。	預金保険によって保証される銀行預金の最高額は、 預金がウルグアイ・ペソ建てであるか他の通貨建てであるかにより異なる。	
中央政府	中央政府	中央政府	
内国民待遇(第二条)	内国民待遇(第二条)	内国民待遇(第二条)	
保険	保険	保険	
金融サービス	金融サービス	金融サービス	

十五	<p>概要</p> <p>国立保険銀行は、労働者の産業災害補償保険を提供することを許可された唯一の事業体であり、その結果、その事業の全体に關して競争上の優位を有する。</p>
分野	金融サービス
小分野	内国民待遇(第三条)
留保の種類	中央政府
措置	法律第一万五千九百三号(第四百五十三条)
政府の段階	法律第一万七千五百五十五号(第八十条)
概要	ウルグアイ政府及び公的企業は、ウルグアイ東方共和国銀行にのみ資金を預託しなければならない。

農業上の運航。行政府は、国内の手段によってこの分野の要求が満たされない状況においては、権限のある当局の要請により、外国の航空機開発(例えば、炭化水素資源の探査、水産業、かんがい研究、地質調査等)に用いられる航空事業は、ウルグアイの企業に留保される。権限のある当局は、ウルグアイの企業が特定の要件を満たすことができない場合に限り、ウルグアイの領域における外国の企業の操業を一時的に許可することができる。

ウルグアイの国民又はウルグアイの企業(航空士、運航者及び技術者を含む。)のみが、航空宇宙感知機操業者登録簿に登録することができる。ただし、この要件が明示的に免除される場合は、この限りでない。

企業に関しては、その役員の過半数がウルグアイの国民でなければならぬ。

1
締約国の表は、当該締約国が次のいづれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第十一条2の規定に従つて記載するものである。

維持し、又は新たに若しくは一層制限的な措置を採用することができるは、運動に関する留保について、第十一条の規定に従つて記載するものである。

維持し、又は新たに若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第十条2の規定に従つて記載するものである。

(d) (c) ()
第八条(特定措置の履行要求)
第九条(経営幹部及び取締役)

2 (d) (c) 第八条(特定措置の履行要求)
第九条(経営幹部及び取締役
留保には、次の事項を記載する

(d) 第九条(経営幹部及び取締役)
留保には、次の事項を記載する
分野。「分野」には、留保の対

2 留保には、次の事項を記載する
分野。「分野」には、留保の対
小分野。「小分野」には、留保

(c) (b) (a)
分野。[分野]には、留保の対
小分野。[小分野]には、留保
産業分類。[産業分類]には、

(c) (b) 小分野。 「小分野」には、留保
産業分類。 「産業分類」には、
産業分類の下で行われるもの。

(c) 産業分類。「産業分類」には、
産業分類の下で行われるものと
留保の種類。「留保の種類」に

(d) 産業分類の下で行われるものと
留保の種類。「留保の種類」に
ある。

(d) 留保の種類。[留保の種類]を。

(f) (e) 概要。「概要」には、留保の対現行の措置。「現行の措置」による。

(f) (e) 概要。「概要」には、留保の対現行の措置。「現行の措置」に
行の措置を、透明性の観点から

3 (f) 現行の措置。「現行の措置」に
行の措置を、透明性の観点から
留保の解釈に当たつては、当該

3 行の措置を、透明性の観点から
留保の解釈に当たつては、当該
優先する。

3 留保の解釈に当たっては、当該優先する。

4 「留保の種類」に特定する義務は動については、適用しない。

4 「留保の種類」に特定する義務は、
動については、適用しない。

5 この附属書の適用上、「JSI」

動については、適用しない。
5. この附属書の適用上、「JSI」
準産業分類の番号をいう。

5. この附属書の適用上、「J S I S」準産業分類の番号をいう。

官報(号外)

日本国の表

概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	分野
概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	分野
内国民待遇(第三条) 最惠国待遇(第四条) 補助金については、ウルグアイ東方共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えないことができる。	全ての分野	内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条)	内国民待遇(第三条) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) ウルグアイ東方共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	内国民待遇(第三条) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第三条) 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第三条) 日本国は、武器・火薬産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第三条) 日本国は、武器・火薬産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第三条) 日本国は、武器・火薬産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第三条) 日本国は、武器・火薬産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第三条) 日本国は、武器・火薬産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	内国民待遇(第三条) 日本国は、武器・火薬産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	留保の種類	産業分類	小分野
概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	留保の種類	産業分類	小分野	現行の措置	概要	留保の種類	産業分類	小分野
内国民待遇(第三条) 最惠国待遇(第四条) 補助金については、ウルグアイ東方共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最惠国待遇を与えないことができる。	全ての分野	内国民待遇(第三条) 経営幹部及び取締役会(第九条)	内国民待遇(第三条) 日本国は、武器・火薬産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。										

平成二十七年九月三日

投資の自由 同報告書

六六

概要	現行の措置	七	八
小分野	概要	留保の種類	分野 産業分類
分野	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業
小分野	概要	留保の種類	分野 産業分類
現行の措置	概要	留保の種類	分野 産業分類
放送業	経営幹部及び取締役会(第九条) 日本国は、領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保藏及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業
情報通信業	外國為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条规定 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 排他的經濟水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業	漁業 領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業 JSIC ○三一 海面漁業 JSIC ○四一 海面養殖業 JSIC ○四二 内水面養殖業 JSIC 八〇九三 遊漁船業

産業分類	留保の種類	概要	九
J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業	内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条)	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	現行の措置
現行の措置	ウルグアイ東方共和国の表	土地取引に関する事項	九
概要	分野 産業分類 留保の種類	内国民待遇(第三条) 最惠国待遇(第四条)	九
現行の措置	分野 小分野 留保の種類	政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができます。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。	九
概要	道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤	外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条	九
現行の措置	内国民待遇(第三条) 特定措置の履行要求(第八条) 経営幹部及び取締役会(第九条)	ウルグアイ東方共和国(以下この表において「ウルグアイ」という。)は、道路、鉄道、空港及び港湾のサービス及び基盤に係る特許並びに現行の特許の更新又は再交渉に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	九

官 報 (号 外)

二											
現行の措置		概要		現行の措置		概要		現行の措置		概要	

九	現行の措置	概要 留保の種類	十二	十一	十
小分野 分野 留保の種類	分野 小分野 留保の種類	概要 留保の種類	小分野 分野 留保の種類	概要 留保の種類	現行の措置
内国民待遇(第三条) 全ての分野	ウルグアイは、ウルグアイの中央銀行又はウルグアイ政府が発行する債券、経済財務省証券その他の債務証書の取得、売却その他の処分を制限する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	財政 内国民待遇(第三条)	現行の措置	地上輸送 海上輸送 航空 漁業 救助を含む海事 電気通信	最惠国待遇(第四条) ウルグアイは、この協定の効力発生の日の後に南米南部共同市場(MERCOSUR)上の約束に従つて締結される地上輸送に関する二国間又は多數国間の国際協定に基づき、MERCOSURの加盟国に対して異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

官 報 (号 外)

附屬書III 収用

<p>1 両締約国は、第十六条1の規定が収用に関する国家の義務に係る国際慣習法を反映することを意図したものであるとの理解を共有していることを確認する。</p> <p>2 締約国による一又は一連の措置は、資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)又は投資財産に係る財産権の持分を侵害するものでない限り、収用を構成しない。</p>	
<p>3 第十六条1の規定は、次の二の事態を取り扱っている。</p> <p>(a) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転若しくは明白な差押えを通じて国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。</p> <p>(b) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国の一又は一連の措置が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。</p> <p>4 締約国の政府の一又は一連の措置が特定の実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たつては、特に次の事項を考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査することが要求される。</p> <p>(a) 政府の一又は一連の措置の経済的な影響(ただし、当該措置が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。)</p> <p>(b) 政府の一又は一連の措置が投資財産から生ずる明確かつ合理的な期待を害する程度</p>	
<p>5 (c) 政府の措置の性質(その目的を含む。)</p> <p>締約国による一又は一連の措置がその目的に照らして著しく厳しい場合又は著しく均衡を失する場合等極めて限られた場合を除くほか、正当な公共の福祉の目的(例えば、公衆衛生、安寧及び適用する差別的でない規制措置は、間接的な収用を構成しない。</p>	

附屬書IV 金融サービス

<p>1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。</p> <p>注釈 「信用秩序の維持」には、個々の金融機関の安全性、健全性又は安定性の維持を含むことが了解される。</p>	
<p>2 締約国は、3の規定を書きないことを条件として、金融政策及び為替政策を遂行するために一般に適用される差別的でない措置をとることを妨げられない。</p>	
<p>3 締約国が1及び2の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。</p>	

<p>4 第二十条の規定は、金融サービスに関連する紛争については、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分又は一方で該当事項に關する紛争についてのみ適用する。</p> <p>5 第二十一条の規定は、紛争投資家の投資財産又は投資活動であつて金融サービスに係るものに関する投資活動については、紛争締約国の区域内において紛争締約国の法令に従つて既に設立され、取得され、又は拡張された投資財産及びそのような投資財産に関連する投資活動に関する投資紛争についてのみ適用する。</p>	
<p>6 この附屬書の規定の下で生ずる紛争のために第二十条の規定により設置される仲裁委員会又は第二十一条の規定により設置される仲裁裁判所は、金融サービスに関する法律又は実務(金融機関に関する法令を含む。)についての専門知識又は経験を有する仲裁人によってのみ構成する。</p>	
<p>7 第二十条の規定に基づく仲裁委員会又は第二十一条の規定に基づく仲裁裁判所に付託され、締約国がこの附屬書の1又は2の規定を抗弁として援用するいかなる紛争についても、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所は、両締約国の権限のある金融当局に対し、当該紛争の原因である当該締約国による措置が当該規定に規定する措置に含まれるか否かに係る事案についての決定を行つよう要求する。この決定は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所を拘束するものであり、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所からの要請が受領されてから九十日の期間内に行われる。権限のある金融当局が九十日以内に当該決定を行うことができない場合には、当該事案は、当該仲裁委員会又は当該仲裁裁判所により解決される。</p>	

<p>8 「金融サービス」とは、世界貿易機関設立協定附属書I-Bサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附屬書5(a)において定義される用語と同一の意味を有する。</p>	
<p>9 (ii) ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えたそな代理者及びウルグアイ中央銀行総裁又は権限を与えたその代理者をいふ。</p>	
<p>10 ただし、金融庁長官又は権限を与えたその代理者は、外務大臣又は権限を与えたその代理者と協議の上、事を検討する。</p>	

11 本協定の適用上、「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得につい

第三条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合は、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む)及びその外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国が租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む)をいう。

(b) 「カタール」とは、カタール国をいい、地理的意味で用いる場合には、カタール国の土地、内水及び領海(海底及びその下を含む)、それらの上空並びに排他的經濟水域及び大陸棚であつてカタール国が国際法及びカタール国の方令の規定に基づき主権的権利及び管轄権を行使する区域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はカタールをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はカタールの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締

約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。

一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人

(ii) 当該一方の締約国において施行される法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) カタールについては、財務大臣又は権限を与えられたその代理人

(k) 「年金基金」とは、次の(i)から(k)までに掲げること。

(i) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること。

(ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を得ることを目的として運営されること。

(l) 「(i)、(ii)に規定する活動に関する取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除されること。

(m) 「一方の締約国によるこの協定の適用に際して、この協定において定義されていない用語につき当該一方の締約国において租税を免

除されること。

2 一方の締約国によるこの協定の適用に際して、この協定において定義されていない用語につき当該一方の締約国において租税を除くほ

は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該

一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当

該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。

(a) 日本国については、日本国の方令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本

国において租税を課されるべきものとされる者。ただし、日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

(b) カタールについては、カタール内に恒久的住居を有し、いずれかの十二箇月の間に連續し、若しくは分離した百八十三日を超える期間滞在し、又は重要な利害関係の中心がある自然人及びカタールの法令に基づいて設立され、又はカタール内に本店若しくは事業の実質的な管理の場所を有する法人格を有する団体

1 この規定により双方の締約国居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

(d) (a)から(c)までの規定により居住者の地位を決定することができない場合には、両締約国

の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民で

ある締約国の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所

在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係

がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民で

ある締約国の居住者とみなす。

(d) (a)から(c)までの規定により居住者の地位を

決定することができない場合には、両締約国

の権限のある当局は、合意により当該事案を

解決する。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民で

ある締約国の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を

決定することができない場合又はその使用

する恒久的施設には、特に、次のものを含む。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行つて一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものと/orをいう。

(a) 事業の管理の場所

2 1の規定により双方の締約国居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所

在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係

には、当該個人は、その使用する恒久的住居が所

在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係

には、当該個人は、その使用する恒久的住居が所

在する締約国の居住者とみなす。

官 報 (号 外)

- (a) 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事であつて六箇月を超える期間存続するもの

(b) 企業が行う役務の提供(コンサルタントの役務の提供を含む。)であつて、使用人その他の職員(当該役務の提供のために採用されたものに限る。)を通じて行われるもの。ただし、このような活動が单一の又は関連するプロジェクトについていずれかの十二箇月の間に合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。

4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を取り集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行つ一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこののような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

て行動する者（7の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業を行なう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

6 1から5までの規定にかかわらず、保険業を営む一方の締約国の企業が、7の規定が適用される独立の地位を有する代理人以外の者を通じ、他方の締約国内で保険料（再保険に係るもの）を除く）を受領する場合又は当該他方の締約国内で生ずる危険に係る保険（再保険を除く。）を引き受けける場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。

7 企業は、通常の方法でその業務を行なう独立の人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行なっているという理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているといふ事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条 不動産所得

- 第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

、

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、当該一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国においては、当該一方の締約国の企業の利得のうち当該恒久的の施設に帰せられる部分に対しても、

第七条 事業利用

- 所得者が他方の締約国内に存する所得(農業又は林業)に対する所得としては、当該他方)に對しては、当該他方)を課すことができる。
財産が存在する締約国の意義を有するものとするかなる場合にも、不動産又は林業用いられる家屋並びに鉱石、水産用益権並びに船舶、水取又は採取の権利の対価の直接使用、賃貸その他企業の不動産から生ずる所得から生ずる所得についても、適用されるか固定制であるかを確認する権利を含む。船舶及び航運の所得についても、適用されない。

第八条

- み、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の单なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該する当該他方の締約国の居住者(当該他方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。)である場合

(i) 銀行

(ii) 保険会社

(iii) 証券会社

(iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業

で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金であつて、当該利子が第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得され、かつ、当該課税年度の直前の課税年度の終了の日において当該年金基金の受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいづれかの締約国の居住者である個人である場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遅延

に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該

方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因とする恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該

他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又

は第十四条の規定を適用する。

6 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができることに對しては、この規定の適用を放棄した上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

2 1に規定する使用料に對しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができることに對しては、この規定の適用を放棄した上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム、テープ又はディスクを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他の締約国内において当該他方の締約国内における恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内における恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供

する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又是第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他

方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国の居住者が法人、組合又は信託財産(資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される法人、組合又は信託財産に限る。)の株式又は持分の譲渡によつて取得する収益に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分(以下「同種の株式等」という。)が公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対することは、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

4 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって当該一方の締約国の企業が取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ

租税を課すことができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しても、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 独立の人的役務

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該所得に對しては、他方の締約国においても租税を課すことができる。

(a) その者が、自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を当該他方の締約国内に有する場合。この場合には、当該所得のうち当該固定的施設に帰せられる部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(b) その者が、当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において、合計百八十三日を超えないこと。

又は終了するいずれかの十二箇月の期間において、合計百八十三日以上の期間当該他方の締約国内に滞在する場合。この場合には、当該所得のうちその者が当該他方の締約国内で行う活動によつて取得する部分に對してのみ、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって当該一方の締約国の企業が取得する収益に對しては、当該一方の締約国においてのみ

第十五条 給与所得

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に對しては、当該一方の締約国において行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

3 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に有する報酬に對しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものでないこと。

第十六条 役員報酬

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十九条 政府職員

(a) 一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができ

ある場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。

3 一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十五条から前条までの規定を適用する。

4 第十四条の規定を適用する。

5 第二十条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課すことができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者又は研修員についてでは、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から三年を超えない期間についてのみ適用する。

6 第二十二条 二重課税の除去

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの協定の規定に従つてカタールにおいて租税を課される所得をカタール内において取得する場合は、当該所得について納付されるカタールの租税の額は、当該居住者に対する課される日本国(源泉地を問わない。)の規定によるものに對しては、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務に對しては、当該一方の締約国若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所を得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が、他方の締約国内において事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて

れる租税の額を当該居住者のカタールの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された租税の額のうち、日本国内において取得される所得に対応する部分を超えないものとする。

7 第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一條7、第十二條6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に當たつて、当該一方の締約国の居住者に

(b) もつとも、当該個人が他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

もつとも、当該個人が他方の締約国の国民である、かつ、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体によつて課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者は、その事案には受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対し又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権

限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者により構成される合同委員会を通じて通信することを含む)ができる。

第二十五条 情報の交換

1 両締約国のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限り)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

3 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に對し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要ないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。この4の第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自

る。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。この2の第一文から第三文までの規定にかかるらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条 外交使節団及び領事機関の構成員

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 見出し

この協定中の条の見出しほり、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 効力発生

1 この協定は、両締約国それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の規定は、次のものについて適用する。

(a) 日本国については、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関するこれらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ、開示され

所得に対する租税に関する件及び同報告書について承認を求める件及び同報告書

関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) カタールについては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される租税の額

(ii) その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) カタールについては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される租税の額

(ii) その他の租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) カタールについては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

よつて課される所得税及びカタール金融センター租税規則によつて課される法人税をいうことが了解される。

2 協定第四条の規定に関し、「一方の締約国の居住者」には、次のもの含むことが了解される。

(a) 一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金

(b) 一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る)

(c) コンテナー(コンテナー)の運送のために使用されるトレーラー及び関連設備を含む)の使用、保管又は賃貸(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随するものに限る)から取得する利得

(d) 他の企業に代わつて行う国際運輸に切符の販売(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随するものに限る)から取得する利得

3 2の規定にかかわらず、第二十五条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この協定が効力を生ずる日から適用する。この3の規定の適用に當たつては、同条3の規定に従うものとする。

第二十九条 終了

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

3 協定第七条3の規定に関し、恒久的施設が存在する締約国の課税目的のために当該恒久的施設の課税所得を計算する場合には、同条3の規定に基づく当該恒久的施設に帰せられる費用の控除の条件は、当該締約国の法令により決定される事項であることが了解される。

4 協定第八条の規定に関し、次のことが了解される。

(a) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することに連れて銀行に一時的に預金された資金に対する利子は、協定第八条に規定する船舶又は航空機を運用することによって取得する利得とみなされ、協定第十一條に規定する利子とはみなされないこと。

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

所定に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定(以下「協定」という)の署名に当たり、日本国政府及びカタール国政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第二条3の規定に関し、カタールについては、「所得に対する租税」とは、所得税法に

(i) 國際運輸における船舶又は航空機の賃貸(期間用船によるものであるか航海用船によるものであるかを問わず、裸用船によるものを除く)から取得する利得

(ii) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随するものに限る)から取得する利得

(iii) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付隨するものに限る)から取得する利得

(iv) コンテナー(コンテナー)の運送のために使用されるトレーラー及び関連設備を含む)の使用、保管又は賃貸(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付隨するものに限る)から取得する利得

(v) 他の企業に代わつて行う国際運輸に切符の販売(船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付隨するものに限る)から取得する利得

(vi) 当該機関が当該日本国の法人の株式を直接に所有するとしたならば同条2(a)に規定する要件を満たすとみられるとき

5 協定第十一条4の規定に関し、カタール国政府により全面的に所有される機関が日本国の居住者である法人(以下「日本国の法人」という)の株式を他の法人(同条4に規定するものをいう。以下「中間法人」という)を通じて間接に所有する場合において、当該機関が当該日本国の法人の株式を直接に所有するとしたならば同条2(a)に規定する要件を満たすとみられるときは、同条2(a)の規定は、当該中間法人が当該機関に支払う配当のうち、当該日本国の法人が当該中間法人に支払う配当に相当するものとされる部分について適用する。

6 協定第十一條3及びこの議定書5の規定の適用上、「政府により全面的に所有される機関」には、特に次のものを含む。

(a) 日本国については、
(i) 株式会社国際協力銀行
(ii) 独立行政法人国際協力機構
(iii) 独立行政法人日本貿易保険
(b) カタール国については、
(i) カタール投資庁
(ii) カタールホールディング有限責任会社
(iii) 退職一般及び社会保険機構
(iv) カタール石油
(v) カタール石油インター・シヨナル
(vi) カタール国際石油マー・ケティング会社
(vii) タスウイーク
(viii) カタール化学及び石油化学マー・ケティング・グ・流通会社(ムンタジヤート)
(ix) カタール開発銀行

7 訂定第十三条の規定に關し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。
(a) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
(b) カタール証券取引所
(c) 両締約国の権限のある当局が、協定第十三条の規定の適用上公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
8 協定のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得されると所得及び収益に対しても、日本国の法令に従つて源泉課税することを妨げるものではない。
9 協定第二十三条の規定に關し、カタールの租

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求める件に関する報告書

10 協定第二十五条の規定に關し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に關してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。
11 協定の規定に關し、所得が生ずる基団となる株式、信用に係る債権又はその他の権利若しくは財産の設定又は移転に與した者が、協定の特典を受けることを當該設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、當該所得に対しては、協定に定める租税の輕減又は免除は与えられないことが了解される。
12 本協定は、人的交流及び經濟的交流等に伴つて発生する國際的な二重課税の回避並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とカタール国との間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地國課税の限度税率並びに租税に関する情報交換の実施等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。
13 1 この条約が適用される租税は、日本国においては所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税 カタール国においては所得に対する租税とすること。
14 2 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。

15 6 両締約国のある当局は、この協定の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努めるとともに、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができます。
16 7 両締約国のある当局は、この協定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約
17 3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国において課税できるが、当該
18 4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該利子額の十
19 5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国において課税できるが、当該利子額の五パーセントを超えない額を課税できること。
20 6 ただし、当該利子の受益者が他方の締約国に政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
21 7 一方の締約国内において生じ、他方の締約国において課税できるが、当該利子額の五パーセントを超えない額を課税できること。
22 8 一方の締約国内において生じ、他方の締約国において課税できるが、当該利子額の五パーセントを超えない額を課税できること。
23 9 一方の締約国内において生じ、他方の締約国において課税できるが、当該利子額の五パーセントを超えない額を課税できること。

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定について承認を求める件及び同報告書

八〇

国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、「カタールの租税」の範囲等を規定している。

本条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、情報交換の実施により、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、課税権の調整が図られ、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年八月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿

外務委員長 土屋 品子

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

(b) 「国民」とは、次の者をいう。 日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民。
(c) 「法令」とは、次のものをいう。 日本国については、次条1に掲げる日本国とルクセンブルクとの間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書の規定に基づき、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
(d) 「年金制度」及び「医療保険制度」は、日本国とルクセンブルクとの間で年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令の適用の調整等を行い、もつて両国間の人々の協定を締結することいたしたい。これが、この協定を締結することの理由である。
(e) 「社会保障」は、日本国とルクセンブルクとの間の協定の実施に關する範囲内において各大臣の「実施機関」とは、次のものをいう。 日本国については、次条1に掲げる日本国とルクセンブルクとの間の協定の実施に關してそれぞれが責任を有する機関(その連合組織を含む)。
(f) 「施設機関」とは、日本国とルクセンブルクとの間の協定の実施に關して責任を有する保険機関(その連合組織を含む)。

(g) 「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。
2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。
第二条 この協定の適用範囲
この協定は、
1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。 ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他福利の目的のため厚生年金保険(厚生年金基金を除く)。
(b) 次の法律(その改正を含む)により実施される日本国とルクセンブルクとの間の協定の実施に關し、その全部又は一部について責任を有する機関、組織又は当局の「保険期間」とは、次のものをいう。 日本国については、日本国とルクセンブルクとの間の協定の実施に關し、その全部又は一部について責任を有する機関、組織又は当局の「保険期間」とは、次のものをいう。
(i) 健康保険法(大正十一年法律第七十号) (ii) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) (iii) 国民健康保険法(昭和三十三年法律第七百九十二号)

第十一條 配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて、

第七条 第九条2又は前条の規定によりルクセンブルクの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法令に定める要件を満たすことを条件として、第二条I(a)(i)に掲げる日本国の中年金制度並びに同条I(b)(ii)及び(iii)に掲げる法律により実施される日本国の医療保険制度に関する日本国の法令の適用を免除する。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この規定は、適用しない。

第十二条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付に関する規定

第一章 共通規定

第十三条 通算

一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、当該給付を受ける権利を確立するため、自国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。

第二章 日本国の給付に関する規定

第十四条 通算に関する特別規定

1 前条の規定は、保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 前条の規定の適用に当たっては、ルクセンブルクの法令による保険期間は、厚生年金保険の

社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付(保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。)を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がルクセンブルクの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたもののみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関する障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

3 厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付(厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。)に關しては、これらの給付を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される給付の額は、厚生年金保険における保険期間及びルクセンブルクの法令による保険期間を合算した期間に対する当該厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、厚生年金保険における保険期間又はこれを超える場合に一定額が支給される場合又はこれがを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十三条の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

5 第十三条の規定に基づく通算を考慮することにより初めてルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用する。

(a) ルクセンブルクの実施機関は、両締約国の

を受けるための要件が第十三条又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにルクセンブルクの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

第六条 第四条の規定の例外

定められた期間に最低加入期間を満たして

いることを給付を受ける権利の確立のための条件とし、かつ、この参照期間が特定の事実又は状況により延長されることを定めている場合において、当該事実又は状況は、それらが日本国の領域内で発生したときには、同様の効果を有する。

第七章 ルクセンブルクの給付に関する規定対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第八章 参照期間の延長

ルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、ルクセンブルクの実施機関は、ルクセンブルクの法令に従い、ルクセンブルクの法令により考慮される保険期間の合計期間に基づいて給付の額を計算する。また、当該実施機関は、2の規定の適用により得られるであろう老齢給付、障害給付又は遺族給付の額を計算し、これらの二つの額のうち高い方を考慮する。

第九章 給付の計算

1 第十三条の規定を適用することなくルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、ルクセンブルクの実施機関は、ルクセンブルクの実施機関による老齢給付、障害給付又は遺族給付の額を計算し、これらの二つの額のうち高い方を考慮する。

2 第十三条の規定に基づく通算を考慮することにより初めてルクセンブルクの法令による老齢給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利が確立される場合には、次の規定を適用する。

(a) ルクセンブルクの実施機関は、両締約国の

規定期の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から4までの規定に従つて当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかるわらずされた期間に対する厚生年金保険における保険期間の一定額が支給される給付に関しては、当該給付

(号) 外 報

の法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される年金の理論上の額を計算する。

(b) (a)に規定する理論上の額を決定するための計算の基礎は、ルクセンブルクの法令による保険期間を基準とすることにより初めて確立する。

(c) ルクセンブルクの実施機関は、(a)に規定する理論上の額に、両締約国の法令による全ての保険期間に対するルクセンブルクの法令による保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算する。

第二十条 ルクセンブルクの法令の特定の規定

1 第十三条の規定は、年金を計算するに当たり、ルクセンブルクの法令に定める育児期間の認定について適用する。ただし、関係者が子の出生又は養子縁組の直前においてルクセンブルクの法令による保険期間を有していたことを条件とする。

2 他の社会保障の給付又は他の職業上の収入と重複する場合における給付の減額、停止又は取消しに関するルクセンブルクの法令の規定は、当該他の社会保障の給付を日本国との法令に基づいて受けている場合又は関連する職業上の活動が日本国において行われている場合であつても、受給者について適用する。

第二十一条 任意に継続可能な疾病保険

日本国のみによる老齢給付、障害給付又は遺族給付の受給者であつて、ルクセンブルクの法令領域内に居住するものは、ルクセンブルクの法令に従い、任意に継続可能な疾病保険に加入することができる。

の法令のみによる保険期間であるとした場合に支給される年金の理論上の額を計算する。

(b) (a)に規定する理論上の額を決定するための計算の基礎は、ルクセンブルクの法令による保険期間を基準とすることにより初めて確立する。

(c) ルクセンブルクの実施機関は、(a)に規定する理論上の額に、両締約国の法令による全ての保険期間に対するルクセンブルクの法令による保険期間の比率を乗じて、支給すべき額を計算する。

第四部 雜則

第二十二条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置(締約国の法令による給付を受ける権利を確立するために必要な医療上の情報の提供を含む。)について合意する。

(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。

(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、

それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他の関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の総合的な適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請がある場合には、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であつて、1に規定する情報以外の情報(当該他方の総合的な適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

3 一方の締約国の法令が外國為替取引又は海外送金を制限する通貨によつても行うことができる。いずれか一方の締約国が外國為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十七条 給付の支払

この協定に係る給付の支払は、いずれの締約国によつても行うことができる。いずれか一方の締約国が外國為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

第二十四条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者(その居住地を問わない。)に対して、日本語、

ルクセンブルクの公用語のうちの一の言語又は英語により、直接に連絡することができる。

ルクセンブルクの公用語のうちの一の言語又は英語により、直接に連絡することができる。

の当該一方の締約国の法律及び規則により規律される。

第二十六条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告を受けた権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

3 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国に提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手續及び法令に従つて取り扱う。

第二十八条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しあり、引用上

の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十条 効力発生前の事実及び決定

- この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 第七条1又は3の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間及び同条3に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。

- 第七条1又は3の規定の適用に当たつては、この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生の日から二年を経過した後に行われる場合には、喪失していない権利又は時効が完成していない権利については、各締約国の法令に従つて決定する。

- 2に規定する申請が、この協定の効力発生の日から二年を経過した後に行われる場合には、喪失していない権利又は時効が完成していない権利については、各締約国の法令に従つて決定する。

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 有効期間及び終了

この協定により確立されるいかなる権利にも影響を及ぼすものではない。

この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十四条 紙付の額の改定、権利の喪失及び権利に係る時効

- この協定の効力発生前に決定した給付の額については、この協定の適用により当該給付の額が増加することとなる場合には、受給者の申請に基づいて改定する。
- 1に規定する受給者の申請又はこの協定の下で取得される給付を受ける権利の確立に必要な年齢に達している受給者による当該給付の申請が、この協定の効力発生の日から二年以内に行

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十四年十月十日に東京で、英語により本書二通を作成した。

ける年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 本協定は、日本国については、年金制度に關し、国民年金及び厚生年金保険についてその問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。
医療保険制度に關し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用すること。
- ルクセンブルク大公国のために
エティエンヌ・シュナイダーハー
日本国のために
城内 実
- 本件の目的及び要旨
我が国とルクセンブルクとの間では、相手国に一時的に派遣される被用者等について両国の年金制度、医療保険制度等への強制加入に関する法令が二重に適用される問題及び短期間の派遣では就労地国の中年金を受給する権利を取得するために必要な期間の要件を満たせないことから保険料が掛け捨てとなる問題が生じている。これらの問題が両国の企業及び国民にとって大きな負担となつてゐることを踏まえ、両国の関係を更に増進する観点から、我が国は、これら問題の解決を図るべく、ルクセンブルク政府との間で、平成二十二年五月に政府間交渉を開始した。その結果、協定案文について最終的な合意に達したので、平成二十六年十月十日に東京において、本協定の署名が行われた。

- 本協定は、日本・ルクセンブルク両国間における年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。
医療保険制度に關し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用すること。
- 本協定は、ルクセンブルクについては、老齢、障害及び遺族に関する年金保険並びに疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付について適用すること。
- 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者は又は自営業者が、派遣(第三国)の領域を経由する派遣を含む)又は自営活動の期間が五年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自國の法令のみを適用すること。
- 一方の締約国(の実施機関は、自國の法令による給付を受ける権利の取得に関して十分な保険期間を有しない者について、当該給付を受ける権利を確立するため、自國の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、他方の締約国(の法令による保険期間を考慮すること。

- 両締約国は、2の規定に従うことの条件として、この協定の終了の日までに有していた両締約国の法令による保険期間の取扱いについて相互に協議する。

- 本協定は、日本・ルクセンブルク両国間にお

必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、二重加入の問題及び保険料掛け捨ての問題が解決することを通じて、両国間の人的交流が円滑化し、ひいては経済交流を含む両国間の関係が一層緊密化することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年八月二十八日

衆議院議長 大島 理森殿

外務委員長 土屋 品子

(基本方針)

第二条 主務大臣は、琵琶湖の保全及び再生に關し実施すべき施策(以下「琵琶湖保全再生施策」という。)を推進するため、琵琶湖の保全及び再生に關する基本方針(以下単に「基本方針」といいう。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針

1 琵琶湖の保全及び再生に関する法律案

琵琶湖の保全及び再生に関する法律(目的)

第一条 この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然

環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を國民がひとしく享受し、後代の国民に繼承すべきものであるにもかかわらず、その総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあること並びに琵琶湖の保全及び再生が我が國における湖沼の保全及び再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関する実施する琵琶湖保全再生施策について国が必要な支援を行うことを旨として、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として定めるものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係府県の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 滞在する多様な主体による協働の推進に関する事項
第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十二条において同じ。)等の人をいう。第二十二条において同じ。)等の多様な主体による協働の推進に関する事項
□ 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

7 その他琵琶湖の保全及び再生に關し必要な事項

(琵琶湖保全再生計画)

第三条 滋賀県は、基本方針を勘案して、琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「琵琶湖保全再生計画」という。)を定めることができる。

7 その他琵琶湖の保全及び再生に關し必要な事項

(琵琶湖保全再生計画)

2 琵琶湖保全再生計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 琵琶湖の保全及び再生に関する方針

3 琵琶湖保全再生計画は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第二条第一項に規定する国土形成計画、近畿圏整備法(昭和二十八年法律第二百二十九号)第二条第二項に規定する近畿圏整備計画、湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第四条第一項に規定する湖沼水質保全計画その他の法律の規定による計画であつて琵琶湖に關する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

4 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聞き、及び主務大臣に協議しなければならない。

5 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めたとき

イ 水質の汚濁の防止及び改善に關する事項

ロ 水源の涵養に關する事項

ハ 生態系の保全及び再生に關する事項

ニ 景觀の整備及び保全に關する事項

5 滋賀県は、琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に關する事項

3 基本方針は、琵琶湖の特性及び琵琶湖をめぐる状況の変化を踏まえつつ、関係地方公共団体

4 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聞き、及び主務大臣に協議しなければならない。

5 滋賀県は、琵琶湖保全再生計画を定めたとき

は、遅滞なく、これを公表するとともに、関係

地方公共団体に通知しなければならない。

前二項の規定は、琵琶湖保全再生計画の変更

について準用する。

(財政上の措置)

第四条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、その実施に要する費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(地方債についての配慮)

第五条 関係地方公共団体が琵琶湖保全再生計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。(資金の確保等)

第六条 国は、琵琶湖保全再生計画に基づく事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方

公共団体、関係事業者等は、琵琶湖保全再生計画の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(琵琶湖保全再生推進協議会)

第八条 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長(以下この項において「主務大臣等」という。)は、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について

協議を行うため、琵琶湖保全再生推進協議会

(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。この場合において、主務大臣等は、必要があると認めるときは、協議会に、関係市町村その他主務大臣等が必要と認められる者を加えることができる。

前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(調査研究等)

第九条 国は、琵琶湖の自然環境の状況を適切に把握し、琵琶湖保全再生施策の実施の基礎とするため、琵琶湖の自然環境に関する調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 関係地方公共団体は、国との連携を図りつつ、前項の調査を行うとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 国及び関係地方公共団体は、前一項の調査の結果を踏まえ、水質の汚濁の防止及び改善、生態系の保全及び再生等の琵琶湖の自然環境の保全及び再生に関する研究開発の推進並びにその成果の普及等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(水質の汚濁の防止のための措置等)

第十一条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活

及び事業活動にとって極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備及び管理その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(琵琶湖保全再生推進協議会)

第十二条 国及び関係府県知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長(以下この項において「主務大臣等」という。)は、琵琶湖

(森林の整備及び保全等)

第十三条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖辺の自然環境の保全及び再生)

第十四条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水環境(水象、水質、水底の底質その他水に係る環境をいう。)の改善並びに生態系の保全及び再生を図るため、ヨシ群落その他在来植物(琵琶湖にその本来の生息地を有する植物をいう。)の群落、内湖(琵琶湖と水路によつてつながっている琵琶湖特有の湖沼をいう。)、砂浜、自然の湖岸等の湖辺の自然環境の保全及び再生のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(外来動植物による被害の防止)

第十五条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における湖底の底質の保全及び改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保のため、水草の除去、湖岸に漂着したごみ等の処理、湖底の耕うん、湖底における砂地の造成、湖底の底質の保全及び改善等に資する水産動物の種苗の放流その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水草の除去等)

第十六条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖における水産資源を回復し、その漁業の振興を図るため、水産動物の種苗の放流、漁場の整備及び保全、琵琶湖に流入し又は琵琶湖から流出する河川等における魚道の整備及び適切な維持管理等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(カワウによる被害の防止等)

第十七条 国は、琵琶湖におけるカワウによる著しい漁業及び植生に係る被害の状況に鑑み、その被害を防止するため、広域的な連携のための協議会を設置するとともに、カワウの防除措置等の有効な実施に関する技術的な助言、情報の提供その他必要な支援をするものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖におけるカワウによる被害の防止及びその被害に係る自然環境の回復のため、カワウの防除措置及び捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖におけるカワウによる被害の防止及びその被害に係る自然環境の回復のため、カワウの防除措置及び捕獲等による個体数の管理、森林の整備及び保全その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、多様な生物を育む水田の整備等による環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(エコツーリズムの推進等)

第十八条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の観光の振興を図るため、エコツーリズムの推進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(湖上交通の活性化)

第十九条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖への関心を高めるとともに、琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等を図るために、湖上交通の活性化のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(景観の整備及び保全)

第二十条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖が歴史的な景勝地として国民の貴重な財産であることに鑑み、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その景観の整備及び保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第二十一条 国及び関係地方公共団体は、農業体験、魚を学ぶ体験学習、自然観察会その他の自然を観察する機会の充実、エコツーリズムの推進等を通じて、国民に対する琵琶湖の自然環境に関する教育を充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の保全及び再生の重要性についての国民の理解と関心を深めるよう、前項の措置のほか、琵琶湖の保全及び再生に関する広報活動その他の普及啓発をする。

琵琶湖の環境の保全及び再生に関する教育及び学習の振興、琵琶湖の特性を生かした観光の振興その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の協働)

第二十二条 国及び関係地方公共団体は、個人、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体が協働して琵琶湖保全再生施策に取り組むことを促進するため、これらの者が琵琶湖保全再生施策に参画することができる機会の提供、これらの者の間の交流の促進その他必要な措置を積極的に講ずるものとする。

(資料の作成及び公表)

第二十三条 政府は、琵琶湖の保全及び再生の状況並びに政府が琵琶湖の保全及び再生にかかる基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(主務大臣)

講じた施策に関する資料を作成し、適時に、かつ適切な方法により公表しなければならない。

第二十四条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他政令で定める大臣とする。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この法律については、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

ら五年以内に、この法律の施行の状況を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

一部を次のように改正する。

目次中「第八十条」を「第八十二条」と、「第八十一条」を「第八十四条」を「第八十三条」に、「第八十一条」を「第八十二条」を「第八十三条—第八十六条」に、「第八十五条」を「第八十七条规定」に、「第八十六条规定」を「第八十八条—第九十四条」に改める。

第二十二条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 派遣職員 第七十八条第一項に規定する国派遣職員及び第七十九条第一項に規定する地

方派遣職員をいう。以下この号において同じ。)をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させることに従事する事項

第三十四条第一項中「第九十一条第一号」を「第九十三条第一号」に改める。

第九十二条を第九十四条とし、第八十九条から第九十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第八十八条第一項中「第八十六条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条を第九十条とし、第八十七条を第八十九条とし、第八十六条を第八十八条とし、第八章中第八十五条を第八十七条とし、第七章中第八十四条を第八十六条とし、第八十一条から第八十三までを二条ずつ繰り下げ

第八十八条第一項中「第八十六条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同条を第九十条とし、第七十九条を第八十一条とし、第七章中第八十四条を第八十六条とし、第八十一条から第八十三までを二条ずつ繰り下げ

(国派遣職員に係る特例)

第七十八条 国派遣職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職

八号) 第百二十四条の二(第四項を除く。)の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

附
目

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

第七十九条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同條中第二項を第三項とし、第一項の次

2 地方公務員法第三十一条の二第一項に規定

理
中

公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するためには、公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて国の職員となつた場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

律案(内閣提出)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

3 退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

定する一般職に属する職員か任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。次項において同じ。)は、同法第二十

(第三条) 前条に定めるものにほかこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
**(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一
部改正)**

規定の適用については、同法第十一條の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

九条第二項の規定の適用について
は同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

附則第十六条の次に次の二条を加える。

4
国派遣職員は、國家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2
公共施設等運営権者又は国派遣職員(前条第一項の退職前に地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十二条第二項に規定する國の職員であつた者に限る。)若しくは地方派遣職員は、同法第百四十条の規定の

等の促進に関する法律の一部改正)
第十六条の二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十

適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

第七十八条第一項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

官報 (号外)

共施設等運営権実施契約を締結しなければならないこと。

2 1の派遣職員が、公共施設等運営権者の職員として、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事した後、再び公務員となつた場合における退職手当の取扱い等について、他の職員との均衡を失すことのないよう、関係法律の特例を設けること。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、國の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するためには、指定期間の内に在職した後引き続いて國の職員となつた場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十七年九月一日

内閣委員長 井上 信治

衆議院議長 大島 理森殿

〔別紙〕

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に

ついて適切な措置を講すべきである。

一 「PPP/PFI」の抜本改革に向けたアク

ションプラン」を踏まえ、公共施設等運営権方式を含むPFI事業やPPP事業に係る事業規模目標の達成に向け、地方公共団体及び公共施設等運営権者からの要望を受けて関係省庁等との調整を行う総合窓口について一元化を図ること並びに会計・税務等の専門家の派遣等、PPP/PFI推進のため必要な措置を講ずること。

二 PPP/PFIの推進に当たつては、指定管

理者制度や包括的民間委託等、多様な官民連携手法の特徴を整理した上で、適切な手法が活用されるよう努めること。また、手法の選択に当たつては、手続の透明性が確保されるよう十分に留意すること。

三 公共施設等の統廃合に当たつては、PPP/PFIが積極的に活用されるよう努めること。

四 民間事業者への公務員の派遣等に当たつては、民間事業者からの要請を十分踏まえて実施するものとし、公務員の新たな天下りの手段との疑念を抱かることのないよう、その運用に万全を期すこと。

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

〔別紙〕

第六条第四項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第十一条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第十五条规定第一項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。

二 農作物(飼料作物を除く)の種苗の検査

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律

(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所法の一部改正)

第一条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十二条」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十三条・第二十四条」に改める。

第四条第一項中「技術上の総合的な」を「技術(蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等」に関する技術」という。)」に改め、「により、農業及び食品産業」を「により、農業等」に改め、「民間等において行われる」を削り、「試験及び研究の促進に関する業務」を「基礎的な試験及び研究に改め、「ほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図る」を削り、同条に次の二項を加える。

2 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「農業及び食品産業」を「農業等」に改め、「多様な専門的知識を活用して行う」及び「総合的な」を削り、「並びに調査」「調査、分析、鑑定並びに講習」に改め、「こと」の下に「(次項に規定する業務に該当するものを除く。)」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

3 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

第十四条第一項第六号から第十号までを削り、同項第十一号中「の業務」を「に掲げる業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の二項を加える。

3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 種苗法第十五条规定第一項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。

二 農作物(飼料作物を除く)の種苗の検査

3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十二条中「四年」を「理事長の任期(補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するもの」と、「理事の任期は二年」を「任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「農業及び食品産業」を「農業等」に改め、「多様な専門的知識を活用して行う」及び「総合的な」を削り、「並びに調査」「調査、分析、鑑定並びに講習」に改め、「こと」の下に「(次項に規定する業務に該当するものを除く。)」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

3 理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十二条中「四年」を「理事長の任期(補欠の

<p>第四条中「センター」を「機構」に改め、同条を第五条とする。</p> <p>第三条の二中「センター」を「機構」に改め、同条を第四条とする。</p> <p>(独立行政法人農業者年金基金法の一部改正) 第三条 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第六十九条」を「第六十八条」に、「第七十条」を「第六十九条」に改める。</p> <p>第七条の次に次の一条を加える。</p> <p>(役員及び職員の秘密保持義務)</p> <p>第七条の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第六章中第七十条の前に次の一条を加える。</p> <p>第六十九条 第七条の二(第四十九条第五項において準用する場合を含む)の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正) 第四条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二十六条」を「第二十五条」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改める。</p> <p>第十条の次に次の一条を加える。</p>	<p>(役員及び職員の秘密保持義務)</p>
<p>第十条の二 信用基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第二十条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。</p> <p>一 信用基金に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限</p> <p>二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限</p> <p>二一 第十一条の四)に改める。</p>	<p>第十条の二 信用基金に、第十五条各号に規定する農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務並びに第十二条第二項に規定する農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務ごとに、運営委員会を置く。</p> <p>二 前項に規定する業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、運営委員会の議やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。</p> <p>三 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。</p> <p>一 業務方法書の変更</p> <p>二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画の作成又は変更</p> <p>三 通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更</p> <p>三 運営委員会は、前項に規定するもののほか、第一項に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。</p>
<p>第二十六条 第十条の二及び第十一条並びに通則法第二十二条第四項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について適用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「主務大臣は」と読み替えるものとする。</p> <p>二 運営委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>三 第十条の二及び第十一条並びに通則法第二十二条第四項及び第二十三条第二項の規定は、運営委員について適用する。この場合において、同項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは、「主務大臣は」と読み替えるものとする。</p> <p>二 附 则</p> <p>三 運営委員会は、前項に規定するもののほか、第一項に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。</p>	<p>第二十六条 第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二十六条」を「第二十五条」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改める。</p> <p>第二十五条の次に次の章名を付する。</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第二十六条の次に次の章名を付する。</p> <p>第五章 罚則</p> <p>第二十六条を次のように改める。</p>
<p>第十一條の三 運営委員会は、運営委員十一人</p> <p>二 附則第三条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十七条の規定 公布の日</p> <p>二 第三条及び第四条の規定(次号に掲げる改</p>	<p>第二十六条 第十条の二の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第二章 役員及び職員(第八条 第十一条)を「第二章の二 運営委員会(第十一条 第十二条)」に改める。</p> <p>第二十二条の次に次の一条を加える。</p> <p>(運営委員)</p> <p>第二十二条の二 一 政府以外の出資者(第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に係る出資者にあつては、その役員又は職員)のうちから、主務大臣が任命する。</p> <p>二 当該運営委員会に係る第十二条の二第一項に規定する業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者</p> <p>三 成員となつてゐる法人を含む。</p> <p>二 附則第三条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十七条の規定 公布の日</p> <p>二 第三条及び第四条の規定(次号に掲げる改</p>

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

九一

正規定を除く。） 公布の日から起算して二十

は、研究機構が受けるものとする。この場合に

産省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

（研究機構への出資）

三 第四条中独立行政法人農林漁業信用基金法 第二条の文二二三三四二の文三規定

二十七年十月一日

四 第五条の規定 公布の日から起算して九月

する。

種苗管理センター等の解散等)

一条 独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」といいます。）、国三井証券開港株式会社、

農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業

環境技術研究所(以下「種苗管理センター等」と
う。)は、この法律の施行の時において解散す

るものとし、次項の規定により国が承継する資

産を除き、その一切の権利及び義務は、その時

総合研究機構（以下「研究機構」という。）が承継。

この法律の施行の際に種苗管理センター等が有する権利のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項

種苗管理センターの平成二十八年三月三十一
政令で定める

日に終わる事業年度及び中期目標の期間（独立
行政法人運河開拓機構）。

「通則法」という。)第二十九条第二項第一号に

この通則法第三十二条第一項の規定による評価
が定する中期目標の期間を二四項において同じ。)における業務の実績につい
て評定する。

(研究機構への出資)
第三条 前条第一項の規定により研究機構が種苗管理センター等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究機構が承継する資産の価額(同条第八項の規定により読み替えられた旧種苗管理センター法第十二条第一項、旧農業生物資源研究所法第十二条第一項又は旧農業環境技術研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に対し第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(以下「新研究機構法」という。)第十五条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(研究機構が権利を承継する場合における非課税)

第四条 附則第二条第一項の規定により研究機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

九二

利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(研究機構の役員に関する特例)

第五条 研究機構に、役員として、新研究機構法第九条第二項に定めるもののほか、当分の間、理事二人以内を置くことができる。この場合において、その理事の任期は、新研究機構法第一条第二項の規定にかかわらず、一年とすることができる。

(研究機構の業務の特例等)

第六条 研究機構は、新研究機構法第十四条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、研究機構がこの法律の施行の際現に行っている第一条の規定による改正前の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第六号に掲げる業務(当該業務に係る同項第七号から第九号までに掲げる業務を含む。)及びこれに附帯する業務(以下この条において「特例業務」という。)を行う。

2 研究機構は、特例業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 前項に規定する勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

4 第一項の規定により研究機構が特例業務を行う場合には、新研究機構法第十六条第一項中

「第四十四条第一項」とあるのは「第四十四条第一項(独立行政法人による改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第号。以下この項において「平成二十七年整備法」という。)附則第六条第一項に規定する勘定にあつては、同条第三項の規定により読み替えた通則法第四十四条第一項。以下この項において同じ。)と、同条第一項」とあるのは「通則法第四十四条第一項」とあるのは「業務及び平成二十七年整備法附則第六条第一項に規定する特例業務(以下この項において同じ。)と、同条第一項」とあるのは「業務並びに特例業務」と、「業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第十二条第一項第二号及び第四号から第六号までに規定する業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第二十一条第三項並びに第二十二条第一項第二号及び第四号から第六号までに規定する業務」とあるのは「業務及び特例業務」と、新研究機構法第二十四条第二号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び特例業務」とする。

5 研究機構は、特例業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する額を特例業務に係る各出資者に對しその出資額に応じて分配するものとする。

6 前項の規定により特例業務に係る各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

7 第五項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

8 研究機構は、第五項の規定により第二項に規定する勘定を廃止したときは、その廃止の際当該勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

(種苗管理センター等の職員から引き続き研究機構の職員となつた者の退職手当の取扱い)

第七条 研究機構は、施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者(独立行政法人による改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年整備法」という。)附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続いて研究機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を研究機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に種苗管理センター等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に種苗管理センター等の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き旧種苗管理センター等(種苗管理センター、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号。以下この項において「通則法整備

法」という。)第百四十九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所法(平成十一年法律第百九十三号)第二条の独立行政法人農業生物資源研究所(国立研究開発法人農業生物資源研究所を含む。)及び通則法整備法第百五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所(平成十一年法律第百九十四号)第二条の独立行政法人農業環境技術研究所(国立研究開発法人農業生物資源研究所を含む。)をいう。以下この項において同じ。)の職員として在職する者に限る。)が、引き続いて研究機構の職員となり、かつ、引き続き研究機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び研究機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に旧種苗管理センター等又は研究機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(研究機構の役員又は職員についての通則法の適用)

第八条 研究機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第一項		を、当該密 接関係法人 等の地位に 就かせるこ とを目的	(独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第号。第六項において「平成二十七年整備法」という。附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る)、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所又は旧国立研究開発法人農業環境技術研究所(以下「旧種苗管理センター等」という。)の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「旧種苗管理センター等役職員」という。)であつた者を含む。以下この項において同じ。)を、当該密接関係法人等の地位に就かることを目的
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第二項第一号		であつた者	であつた者(旧種苗管理センター等の役員又は職員で、当該密接関係法人等の内部組織として主務省令で定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等を含む。))であつた者(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第二項第四号		の組織 したこと	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の内部組織として主務省令で定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等を含む。))
通則法第五十条の十一に おいて準用する通則法第 五十条の四第六項		(旧種苗管理センター等を含む。)の組織	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の内部組織として主務省令で定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等を含む。))
(水産大学校の解散等)		第九条 独立行政法人水産大学校(以下「水産大学校」という。)は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「研究・教育機構」という。)が承継する。	であつた者(旧種苗管理センター等の役員又は職員で、当該密接関係法人等の内部組織として主務省令で定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等を含む。))であつた者(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)
2 この法律の施行の際現に水産大学校が有する権利のうち、研究・教育機構がその業務を確実に実施するため必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。		の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、研究・教育機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は研究・教育機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は研究・教育機構に対してなされるものとする。	であつた者(旧種苗管理センター等の役員又は職員で、当該密接関係法人等の内部組織として主務省令で定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等を含む。))であつた者(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)
3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項		5 水産大学校の平成二十八年三月三十日以降に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により財務諸表等に關し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、研究・教育機構が行うものとする。	であつた者(旧種苗管理センター等の役員又は職員で、当該密接関係法人等の内部組織として主務省令で定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等を含む。))であつた者(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)
4 水産大学校の平成二十八年三月三十日以降に終わる事業年度及び中期目標の期間における業務		6 水産大学校の平成二十八年三月三十日以降に終わる事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、研究・教育機構が行うものとす	であつた者(旧種苗管理センター等の役員又は職員で、当該密接関係法人等の内部組織として主務省令で定めるもの(離職前五年間に在職していた旧種苗管理センター等を含む。))であつた者(旧種苗管理センター等役職員であつた者を含む。)

国立研究開発法人水産研究・教育機構
成十一年法律第百九十九号)

国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平
成十一年法律第百九十九号)

改める。

第二十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十
三号)の一部を次のように改正する。
第三十一条の見出しを削り、同条第三号中
「センター」を「機構」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三
年法律第百二十八号)の一部を次のように改正
する。

別表第二独立行政法人種苗管理センターの
項、独立行政法人水産大学校の項、国立研究開
発法人農業生物資源研究所の項及び国立研究開
發法人農業環境技術研究所の項を削り、同表国
立研究開発法人水産総合研究センターの項を次
のように改める。

第二十条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第
三百十二号)の一部を次のように改正する。
第二十条の見出し中「センター」を「機構」に改
め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合
研究センター(以下「センター」)を「国立研究開發
法人水産研究・教育機構(以下「機構」に改め、
同条第四項及び第五項中「センター」を「機構」に改
める。

(独立行政法人種苗管理センター法等の廃止) 第十五条 種苗管理センター等又は水産大学校の 役員又は職員であつた者に係るその職務上知る ことのできた秘密を漏らし、又は盗用してはな らない義務については、施行日以後も、なお從 前の例による。 (罰則に関する経過措置)	(独立行政法人種苗管理センター法等の廃止) 第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規 定によりなお從前の例によることとされる場合	
させたこと	させたこと(旧水産大学校の役員又は職員にこの法 律、旧水産大学校法若しくは他の法令又は旧水産大 学校規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。 次条において同じ。)	
であった者	であった者(旧水産大学校の役員又は職員であつた者 を含む。)	
であつた者	であつた者(旧水産大学校の中期目標管理法人役職員 であつた者を含む。)	
定めるもの	定めるもの(離職前五年間に在職していた旧水産大学 校の内部組織として主務省令で定めるものが行つてい た業務を行う国立研究開発法人水産研究・教育機構の 内部組織として主務省令で定めるものを含む。)	
の役員又は 管理	(旧水産大学校を含む。)の役員又は管理	
と營利企業 等	(旧水産大学校を含む。以下この号において同じ。)と 營利企業等	

独立行政法人水産研究・教育機構

印紙税法の一部改正

第二十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十
三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十四条第一項第
一号から第四号まで及び第十号」を「第十四条第
一项第一号から第四号まで及び第三項から第五
項まで」に改め、「漁業災害補償法」の下に「昭
和三十九年法律第百五十八号」を加える。

第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人種苗管理センターの
項、独立行政法人水産大学校の項、国立研究開

発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下
「研究機構」に改め、同条第五項及び第六項中
「種苗管理センター」を「研究機構」に改める。

第四十七条第二項中「種苗管理センター」を
「研究機構」に改める。

第六十三条の見出し中「種苗管理センター」又
は「家畜改良センター」を「研究機構等」に改め、
同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」
に、「家畜改良センター」を「研究機構等」に改
め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗

立研究開発法人水産総合研究センターの項を次
のように改める。

第十五条第二項中「独立行政法人種苗管理セ
ンター」を「研究機構等」に改め、
同条第一項中「種苗管理センター」を「研究機構」
に、「家畜改良センター」を「研究機構等」に改
め、同条第二項から第四項までの規定中「種苗

管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

第六十四条(見出しを含む。)及び第七十四条中「種苗管理センター又は家畜改良センター」を「研究機構等」に改める。

(種苗法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の種苗法(以下この条において「旧種苗法」という。)第十五条第二項又は第四十

七条第二項の規定により種苗管理センターに行われている栽培試験は、前条の規定による改正後の種苗法(以下この条において「新種苗法」という。)第十五条第二項又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行われている栽培試験とみなす。

2 施行日前に旧種苗法第十五条第二項又は第四

十七条第二項の規定により種苗管理センターに行われた栽培試験は、新種苗法第十五条第二項

又は第四十七条第二項の規定により研究機構に行われた栽培試験とみなす。

3 施行日前に旧種苗法第十五条第五項(旧種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により種苗管理センターが依頼した栽培試験は、新種苗法第十五条第五項(新種苗法第四十七条第三項において準用する場合を含みます。)

(独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「国立研究開発法人水産総合研究センター」の下に「又は国立研究開発法人水産

研究・教育機構」を加える。

(食品安全基本法の一部改正)

第二十六条 食品安全基本法(平成十五年法律第48号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「国立研究開発法人農業環境技術研究所(平成十一年法律第百九十四号)第十三条第一項」を削り、「国立研究開發

法人水産研究・教育機構法」に、「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正)

第二十七条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「独立行政法人種苗管理

センター、独立行政法人家畜改良センター、国

立研究開発法人水産総合研究センター」を「独立

行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開

行政法人家畜改良センター、独立行政法人家畜

改良センター並びに国立研究開発法人森林總

合研究所を含む。以下この項において同じ。」

を加える。

二十四及び二十五 削除

別表第一第二十八号を次のように改める。

二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構

(農林水産省設置法の一部改正)

附則第五条中「独立行政法人農業者大学校」を「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法

人農業者大学校、独立行政法人農業生物資源研

究所、独立行政法人農業環境技術研究所」に、

「及び独立行政法人さけ・ます資源管理セン

ター」を、「独立行政法人水産大学校に、「國立

研究開発法人水産総合研究センターの、独立行

政法人種苗管理センターを退職した者にあつては

は独立行政法人種苗管理センター」を「國立研究

開發法人水産研究・教育機構」に改め、「独立

行政法人家畜改良センター」を「國立研究

開發法人水産大学校を退職した者にあつては独

(平成十八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き当該施行日後

の研究機構等」の下に「(國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては國立研究開発法人農業環境技術研究所の」を削る。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第二十九条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十

三号)の一部を次のように改める。

別表第一第二十四号及び第二十五号を次によ

うに改める。

二十四及び二十五 削除

別表第一第二十八号を次のように改める。

二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構

(農林水産省設置法の一部改正)

第三十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第

九十八号)の一部を次のように改める。

五 国立研究開発法人農業・食品産業技術総

合研究機構及び國立研究開発法人國際農林

水產業研究センターに關すること。

理由

農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人種苗管理センター等を解散し、これらの業務を國立研究開発法人農業・

官報(号外)

食品産業技術総合研究機構に承継させるとともに、独立行政法人水産大学校を解散し、その業務を国立研究開発法人水産研究・教育機構に承継させるとともに、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人農林漁業信用基金の役員及び職員に対し秘密保持義務を課す等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、農業・食品産業技術総合研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金について役職員の秘密保持義務に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正

農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターを解散し、その組織及び業務を農業・食品産業技術総合研究機構に統合するとともに、これに伴う同機構の目的及び業務の範囲等の改正を行うこと。

2 国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正

水産大学校を解散し、その組織及び業務を水産総合研究センターに統合するとともに、これに伴う同センターの名称の「国立研究開

発法人水産研究・教育機構」への改称並びに目的及び業務の範囲等の改正を行うこと。

- 3 独立行政法人農業者年金基金法の一部改正
- 4 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

正

役員に秘密保持義務を課すほか、業務運営に関する重要な事項を審議する運営委員会を設置するとともに、金融庁検査の導入を行うこと。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するための措置として妥当なものと認め、原案とのおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年九月二日

農林水産委員長 江藤 拓

(別紙)

衆議院議長 大島 理森殿

農林水産省所管の各独立行政法人は国の施策を実施するための機関としてこれまで各方面で成果をあげてきたが、今後、より一層、法人の有する

政策実施機能が十全に發揮され、法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、経済成長や国民生活の向上に最大限貢献することが求められている。よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 農林水産関係の独立行政法人の改革に当たつては、研究所や教育機関の単なる組織統合にとどまらず、官民の役割分担、国と地方自治体の役割分担も踏まえ、我が国としての農林水産関係の研究開発体制の在り方、教育訓練の在り方について再検討し、体系的な政策を打ち立てること。

二 独立行政法人の組織の見直しに当たつては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。

三 独立行政法人の統合に当たつては、独立行政法人通則法において「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、國が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの」を行うと規定されていることを踏まえ、統合後の法人の事務及び事業が確實に遂行されるよう特に予算、人員に配慮すること。また、統合する各法

人の事務及び事業の成果及び国内外における知名度が維持されるよう、各研究所の成果を踏まえ新たな独立行政法人組織の名称に統合前の名称を使用することができるよう十分配慮すること。

四 統合後の法人の組織と業務運営の効率化に関する検討に当たつては、これまでの人事費削減等の効率化目標により、施設の維持及び人材確保が困難となることが懸念されることを踏まえ、農林水産研究基本計画及び中長期目標の達成が図られるよう十分留意すること。特に、独立行政法人統合に伴う新たな効率化目標を検討する場合は、今後の法人運営に支障がないかの観点も十分留意すること。また、各法人の老朽化の著しい施設については、災害対策の観点から対策を講じること。

五 研究予算の年度を越えた繰越しの運用の自由化等、独立行政法人にふさわしい柔軟な組織運営と事業評価をできるようにすること。

六 政府全体で対応している東日本大震災や原発事故に係る復旧及び復興対策並びに放射性物質の除染対策等に関する調査、研究、技術支援等に対応する独立行政法人の対策予算については特に配慮し、早期の復旧・復興をめざすこと。

七 農業・食品産業技術総合研究機構の各研究機関等がつくば市に集積していることに鑑み、今までの組織統合の効果をあげるために、まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たつては慎重に対応すること。

右決議する。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員の選任及び解任)

第十一條 指定試験機関の役員の選任及び解任は、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律に基づく命令又は処分を含む。(若しくは第十三条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。)

(事業計画の認可等)

第十二条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十三条 指定試験機関は、試験事務の開始前

臣及び厚生労働大臣」とあり、及び第九条第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

前項の規定により読み替えて適用する第九条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

2 試験事務規程で定めるべき事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(公認心理師試験委員)

第十四条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員(以下この章において「試験委員」という)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、

第十七条 指定試験機関は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十八条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督の旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

(報告)

2 第十一条第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十五条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八条第一項及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「文部科学大

は、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿・書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査を行う職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休止等)

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第十一条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2 第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

3 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

4 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

5 次条第一項の条件に違反したとき。

官報(号外)

(指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第二十一條

の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確實な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(文部科学大臣及び厚生労働大臣による試験事務の実施等)

第二十五条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認め

るときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十六条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

三 第二十二条の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行わることとするとき。

五 第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、指定試験機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

(登録)

第三章 登録

2 指定登録機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

第三十二条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第二条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

三 試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

四 指定登録機関が登録事務を行おうとする場合

五 公認心理師の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

六 公認心理師登録簿の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

七 公認心理師登録簿の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

八 公認心理師登録簿の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

九 公認心理師登録簿の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

十 公認心理師登録簿の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

十一 公認心理師登録簿の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

十二 公認心理師登録簿の登録が公認心理師登録簿に記載された後、公認心理師登録簿の登録を消除しなければならない。

八条に規定する事項を記載した公認心理師登録証以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十二条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十三条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十四条 公認心理師は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第三十五条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十六条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、公認心理師の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

第三十七条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条及び第三十五条の規定の適用については、第二十九条中「文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条中「文部科学大臣及び厚生労働大臣」とあり、並びに第三十五条中「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

第三十八条 公認心理師となる資格を有する者が公認心理師となるには、公認心理師登録簿に、氏名、生年月日その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならぬ。

第三十九条 公認心理師登録簿は、文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ備える。

(公認心理師登録証)

第三十条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録を受けたとき、文部科学省及び厚生労働省に、それぞれ備える。

(情報の提供)

第三十一条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、公認心理師の登録に關し、相互に必要な情報の提供を行ふものとする。

(準用)

第三十二条 第十条第三項及び第四項、第十一項から第十三条まで並びに第十六条から第二十六

(変更登録等の手数料)

第三十五条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(第三十五条登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項の申請」とあり、及び同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十六条第二項の申請」と、第十六条第一項中「職員(試験委員)を含む。次項において同じ。」とあるのは「職員」と、第二十二条第二項第二号中「第十一條第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三条第一項及び第二十六条第一号中「第十条第一項」とあるのは「第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

(文部科学省令・厚生労働省令への委任)

第三十九条 この章に規定するもののほか、公認心理師の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に關し必要な事項は、文部科学省令・厚生労働省令で定める。

(信用失墮行為の禁止)

令・厚生労働省令で定める者であつて、施行日以後に同法に基づく大学院において第七条第一号の文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの四、施行日前に学校教育法に基づく大学に入學し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において同号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第二条第一号から第三号までに掲げる行為の業務に従事したものこの法律の施行の際現に第二条第一号から第三号までに掲げる行為を業として行つてゐる者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、この法律の施行後五年間は、第七条の規定にかわらず、試験を受けることができる。

一 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
二 文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において、第二条第一号から第三号までに掲げる行為を五年以上業として行つた者
三 前項に規定する者に対する試験は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その科目の一部を免除することができる。

(八) 公認心理師法(平成二十七年法律第
二十八条登録)の公認心理師の登録

号 第 登録件数 円 一件につき一万五千

(受験資格に関する配慮)

第三条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験の受験資格に関する第七条第二号の文部科学省

令・厚生労働省令を定め、及び同条第三号の認定を行うに当たつては、同条第二号又は第三号に掲げる者が同条第一号に掲げる者と同等以上に臨床心理学を含む心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるよう、同条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める期間を相当の期間とすることその他の必要な配慮をしなければならない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に公認心理師という名称を使用している者又はその名称中に心理師の文字を用いてゐる者については、第四十四条第一項又は第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(試験の実施に関する特例)

第六条 第六条の規定にかわらず、施行日の属する年においては、試験を行わないことができる。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三十二号(ハ)の次に次のように加える。

(文部科学省設置法の一部改正)

第八条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 公認心理師に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正)

第五十条 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

附則第七条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号(三)」に、「八十九の二」を「八十九の三」に、「八十九の三」を「八十九の四」に、「改め、同法第十八条第一項の改正規定を削る」を「改める」に改める。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正)

第五十条 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九条中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号(二)」に、「同項第八十九号」を「同項第八十九号(二)」に、「同項第八十九号(二)」を「同項第八十九号(三)」に、「八十九の二」を「八十九の三」に、「八十九の三」を「八十九の四」に改め、「第十一条のうち厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定(同項中「八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える部分に限る。)」を削る。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第十一号)の一部を次に一号を加える改正規定中

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に關する相談、援助等の業務に從事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「同項第八十九号」を「同項第八十九号の二」に改め、第八十九号の二を第八十九号の三とする。

第十二条のうち厚生労働省設置法第十八条第一項の改正規定中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加え、「」を削る。

第十二条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中

官 報 (号 外)

平成二十七年九月三日 衆議院会議録第四十四号

第明治二十種十五年三月三十日可便物認

發行所	二東京一一番番五 立五都五 行政法 人國立四 局四 刷局五 目
電話	03 (3587) 4294
定 価	一本二部 (本体 四七二円 四四〇円)